

\*\*\*\*\*

令和2年 第3回定例会

# 上富良野町議会会議録

\*\*\*\*\*

開会 令和2年9月16日

閉会 令和2年9月17日

上富良野町議会

# 目 次

## 第 1 号 (9月16日)

○議 事 日 程 .....	1
○出 席 議 員 .....	1
○欠 席 議 員 .....	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	1
○議会事務局出席職員 .....	1
○開会宣告・開議宣告 .....	2
○諸 般 の 報 告 .....	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について .....	2
○日程第 2 議会運営委員長報告 .....	2
○日程第 3 会期の決定について .....	2
○日程第 4 行政報告 .....	3
○日程第 5 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について .....	4
○日程第 6 報告第 2号 平成31年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について .....	5
○日程第 7 報告第 3号 専決処分の報告について(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて) .....	6
○日程第 8 報告第 4号 令和2年度(平成31年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率の報告について .....	6
○日程第 9 町の一般行政について質問 .....	7
1 番 元 井 晴 奈 君 .....	7
1 上富良野町「くらしの便利帳」について .....	
1 1 番 小 林 啓 太 君 .....	10
1 ロケサポートセンター運営について .....	
2 登山道整備について .....	
5 番 金 子 益 三 君 .....	16
1 商工業者のキャッシュレス促進について .....	
2 高齢者の引きこもり対策について .....	
3 番 高 松 克 年 君 .....	19
1 国土強靱化地域計画の策定について .....	
7 番 米 沢 義 英 君 .....	22
1 町職員の着服問題について .....	
2 PCR検査体制について .....	
3 コロナ禍による支援策について .....	
4 少人数学級について .....	
○散 会 宣 告 .....	30

# 目 次

## 第 2 号 (9月17日)

○議 事 日 程 .....	3 3
○出 席 議 員 .....	3 3
○欠 席 議 員 .....	3 3
○地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	3 3
○議会事務局出席職員 .....	3 4
○開 議 宣 告 .....	3 5
○諸 般 の 報 告 .....	3 5
○日程第 1 会議録署名議員の指名について .....	3 5
○日程第 2 町の一般行政について質問 .....	3 5
8 番 荒 生 博 一 君 .....	3 5
1 行政組織と人事管理について	
2 町立病院の建設について	
9 番 佐 藤 大 輔 君 .....	4 1
1 関係人口の創出・拡大に関する町の施策について	
○日程第 3 議案第 1 号 令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第8号) .....	4 8
○日程第 4 議案第 2 号 令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号) .....	7 4
○日程第 5 議案第 3 号 令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第2号) .....	7 5
○日程第 6 議案第 4 号 令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) .....	7 8
○日程第 7 議案第 5 号 令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2 号) .....	7 8
○日程第 8 議案第 6 号 令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号) .....	7 9
○日程第 9 議案第 7 号 平成31年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について .....	8 0
○日程第10 議案第 8 号 平成31年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について .....	8 0
○日程第11 議案第 9 号 平成31年度上富良野町企業会計決算の認定について .....	8 0
○日程第12 議案第10号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 .....	8 4
○日程第13 議案第11号 上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例 .....	8 5
○日程第14 議案第12号 上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例 .....	8 5
○日程第15 議案第13号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について .....	8 6
○日程第16 議案第14号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について .....	8 6
○日程第17 議案第15号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について .....	8 6
○日程第18 議案第16号 教育委員会委員の任命について .....	8 7
○日程第19 発議案第1号 議員派遣について .....	8 7
○日程第20 発議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪 化に対し地方税財源の確保を求める意見について .....	8 8
○日程第21 発議案第3号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見について .....	8 9
○日程第22 発議案第4号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見について .....	9 0
○日程第23 閉会中の継続調査申し出について .....	9 1
○閉 会 宣 告 .....	9 1

### 第 3 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）	9月17日	原 案 可 決
	議案第1号 令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）に対する修正案（修正動議）		修 正 案 否 決
2	令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）	9月17日	原 案 可 決
3	令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）	9月17日	原 案 可 決
4	令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	9月17日	原 案 可 決
5	令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	9月17日	原 案 可 決
6	令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）	9月17日	原 案 可 決
7	平成31年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9月17日	原 案 可 決
8	平成31年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	9月17日	決算特別委員会 付 託
9	平成31年度上富良野町企業会計決算の認定について	9月17日	決算特別委員会 付 託
10	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	9月17日	原 案 可 決
11	上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	9月17日	原 案 可 決
12	上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例	9月17日	原 案 可 決
13	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	9月17日	原 案 可 決
14	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	9月17日	原 案 可 決
15	北海道市町村総合事務組合理約の変更について	9月17日	原 案 可 決
16	教育委員会委員の任命について	9月17日	同 意 可 決
	行 政 報 告	9月16日	
	町の一般行政について質問	9月16・ 17日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告について	9月16日	報 告
2	平成31年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について	9月16日	報 告
3	専決処分の報告について (交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)	9月16日	報 告
4	令和2年度(平成31年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率の 報告について	9月16日	報 告
	発 議		
1	議員派遣について	9月17日	原 案 可 決
2	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見について	9月17日	原 案 可 決
3	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見について	9月17日	原 案 可 決
4	種苗法改正案の慎重な審議を求める意見について	9月17日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	9月17日	原 案 可 決

令和2年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

令和2年9月16日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 議会運営委員長報告  
第 3 会期の決定について 9月16日～17日 2日間  
第 4 行政報告 町長 向山 富夫 君  
第 5 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について  
代表監査委員 中田 繁利 君  
第 6 報告第 2号 平成31年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について  
第 7 報告第 3号 専決処分の報告について  
(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)  
第 8 報告第 4号 令和2年度(平成31年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
第 9 町の一般行政について質問

○出席議員（14名）

1番	元井 晴奈 君	2番	佐川 典子 君
3番	高松 克年 君	4番	中瀬 実 君
5番	金子 益三 君	6番	中澤 良隆 君
7番	米沢 義英 君	8番	荒生 博一 君
9番	佐藤 大輔 君	10番	今村 辰義 君
11番	小林 啓太 君	12番	小田島 久尚 君
13番	岡本 康裕 君	14番	村上 和子 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	石田 昭彦 君
教 育 長	服部 久和 君	農業委員会会長	井村 昭次 君
会 計 管 理 者	及川 光一 君	総 務 課 長	宮下 正美 君
企画商工観光課 ジパング担当課長	佐藤 雅喜 君	企画商工観光課 商工観光班主幹	上嶋 義勝 君
町民生活課長	星野 耕司 君	保健福祉課長	鈴木 真弓 君
農業振興課長	大谷 隆樹 君	建設水道課長	狩野 寿志 君
農業委員会事務局長		ラベンダーハイツ所長	谷口 裕二 君
教育振興課長	林 敬永 君		
町立病院事務長	北川 徳幸 君		

○議会事務局出席職員

局 長	深山 悟 君	次 長	飯村 明史 君
主 事	真鍋 莉奈 君		

午前 9時00分 開会  
(出席議員 14名)

### ◎開会宣告・開議宣告

○議長(村上和子君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和2年第3回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎諸般の報告

○議長(村上和子君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(深山 悟君) 御報告申し上げます。

本定例会は、9月11日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から例月現金出納検査結果報告、教育長から平成31年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告がありました。

町長から本定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申し出があり、その資料として、行政報告とともに、令和2年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

また、議案第16号教育委員会委員の任命について、明日17日に配付の予定であります。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長(村上和子君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(村上和子君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

2番 佐川典子君

3番 高松克年君

を指名いたします。

### ◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長(村上和子君) 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議・決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、米沢義英君。

○議会運営委員長(米沢義英君) 議会運営委員会報告を行います。

令和2年度第3回定例会の議会運営等について、審議・決定した内容を御報告いたします。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案16件、報告案件2件、議長からの報告案件2件であります。

去る8月26日、9月9日に議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議並びに本定例会までに受理しました4件の陳情、要望の取り扱いについて審議いたしました。

4件の陳情、要望については、所管の常任委員会で審議し、3件については採択とし、発議することといたしました。

また、まちの一般行政についての質問について審議しました。

9月3日正午までの通告期限までに、元井晴奈議員外6名の議員から通告がありましたので、質問の順序は、先例により、通告書を受理した順で、本日16日に5人が質問を行い、明日17日、2人が質問を行うことといたしました。

質問の要旨は本日配付のとおりであります。

方法等は、上富良野町議会会議規則及び上富良野町議会運営に関する先例に基づいて行うこととなりますので、活発な議論をお願いいたします。

これらの状況を考慮し、9月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを検討した結果、本日から9月17日までの2日間と決定いたしました。

また、8月26日、第1期(前期)上富良野町議会活性化推進計画を策定し、今後、活性化に向け、議論を深めて、実行していくことになりましたので、ここに報告させていただきます。

以上、議会運営委員会での結果を御報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われるよう、よろしく御願い申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(村上和子君) 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

### ◎日程第3 会期の決定について

○議長(村上和子君) 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。



お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの2日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月17日までの2日間と決定いたしました。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長(村上和子君) 日程第4 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第2回定例町議会に御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、去る6月定例町議会における町政執行の概要について報告させていただきます。

まず、台風4号から変わった温帯低気圧による被害の状況についてであります。8月7日、本町においても、午前5時8分に……(発言する者あり)

失礼いたしました。冒頭から間違ったそうでございます。冒頭、第2回定例町議会に訂正させていただきます。

○議長(村上和子君) 第3回。

○町長(向山富夫君) これが間違っているんだ。ごめんなさい。

第3回定例町議会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。

それでは、去る6月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

まず、台風4号から変わった温帯低気圧による被害の状況についてであります。8月7日、本町においても、午前5時8分に暴風警報が発令され、午前5時40分に情報連絡本部を設置し、情報収集に努めるとともに、防災無線を通じて町民の皆様にご注意喚起を行ったところであります。

なお、早朝からの強風により、街路樹の倒木が3本、家屋等の屋根被害が6件、泉町公営住宅の外壁被害が1棟との報告があったところであります。

次に、基地対策関係についてであります。上富良野町基地対策協議会による令和3年度の「防衛施設周辺整備対策に対する要望」として、7月1日に上富良野町駐屯地と陸上自衛隊第2師団、7月6日に北海道防衛局、北部方面総監部に対し要望を行

い、7月27日から28日に防衛省及び関係国会議員に対し中央要望を行ってきたところであります。

また、8月21日には、北海道基地協議会として令和3年度の防衛施設周辺整備対策に関する要望を北海道防衛局において行ってまいりました。

次に、特定健診等の実施状況についてであります。新型コロナウイルス感染症予防対策に努めながら、7月6日から17日までの日程で実施し、特定健診につきましては899の方が受診されたところであります。

また、この期間において、高齢者、若年者、かみふっ子健診、国保外の被扶養者特定健診のほか、各種がん検診、肝炎ウイルス検診などもあわせて実施し、2,229の方が受診され、結果説明会や家庭訪問等において、糖尿病等の重症化予防に重点を置いた保健指導を行ったところであります。

また、健診会場では、管理栄養士によるインボディ測定を通して、サルコペニア重症化予防に向けた相談を実施したところであります。

今後も、町民の皆様がみずからの健康について考え、健康的な生活を送るための健康づくり事業の推進に努めてまいります。

次に、農作物の生育状況についてであります。6月中旬から下旬は日照不足、また、8月上旬の高温、降水量不足の影響により、馬鈴薯などで生育の停滞が心配されましたが、8月下旬から降水量も平年並みとなり、全体を通して順調な生育に推移しているところであります。

既に収穫が終了している麦類につきましては、平年並みの収量となっており、水稲につきましても、7月以降の高温多照によって登熟も順調に進み、平年並みの収量が見込まれているところであります。

いずれにいたしましても、本格的な収穫期を迎え、農作業の安全確保に努めていただき、よりよい出来秋となるよう期待をしているところであります。

次に、北海道治水砂防海岸事業促進同盟関係についてであります。7月28日から29日に東京都で開催されました北海道開発予算に関する中央要望へ参加してまいりました。

今後におきましては、道内の道路、河川、砂防事業の促進はもとより、当町の道路、河川、砂防施設の整備がより進捗するよう取り組んでまいります。

次に、町立病院に併設し、運営しておりました介護療養型老人保健施設についてであります。このたびの国の方針として、介護医療院への転換を推進していることから、本町にいたしましても、今後において、さらに医療ニーズの高い高齢者の増加が見込まれることや、介護報酬の増収により、病院の経

営改善が見込まれることなどの理由がら、7月1日から介護療養型老人保健施設28床を介護医療院28床への転換を図り、運営をしているところであります。

次に、再開後の小中学校での学校生活についてありますが、6月1日から学校を再開し、文部科学省基準に基づいた感染症対策を徹底した上で、段階的に通常の教育活動に戻すよう取り組んでいるところであり、10日間短縮した短い夏休みも終え、8月18日から登校を再開しているところであります。

夏休みが明けますと、例年では、学芸会や学校祭の開催、部活動における全道大会など、スケジュールが目白押しであります。感染予防を考慮して、全ての大会が中止されており、子供たちにとっては、これまでの成果を示す場が失われ、残念に思っていたところでありますが、現在では代替の大会も開催される状況となっております。

また、9月1日からは、教職員の負担軽減として、北海道教育委員会から、来年3月までの期間で、学習指導員及びスクールサポートスタッフ2名が各校に派遣されたところであり、学校生活の安定に努めてまいります。

次に、コロナ禍における生活支援、地域経済支援対策に関し、主な支援策の状況であります。まず、子育て支援関係では、町内のゼロ歳から18歳までの児童生徒等1,555人に対しまして、子育て応援券を各該当世帯に、また、自粛期間中において勤務いただきました認定こども園等の職員129人に対しまして、子育て支援従事者応援券を交付したところであります。

次に、高齢者や障害者の入所及び通所施設関係では、各施設において、国からの緊急包括支援交付金を活用し、感染防止対策等に取り組んでいただいているところでありますが、感染予防対策の継続に向けて、必要な物品購入費費用等にまち独自の助成をスタートさせたところであります。

次に、徴税、国民健康保険等の関係では、新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税、町民税、国民健康保険税などの町税を対象とした徴収猶予の特例制度の運用については、9月8日現在、13件、約1,287万円の町税の猶予を実施しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免については、9月8日現在、38件、694万円の減免を実施したところであります。

次に、緊急経済対策関係では、9月8日現在、融資については件数で42件、融資額で1億1,27

0万円、利子補給額は17万8,362円、信用保証料の助成額は248万6,748円、経営継続奨励助成金については、件数で190件、交付額で4,000万円となっております。

なお、経営継続奨励助成金につきましては、今月から夜間の営業が主となる飲食店を対象として、家賃支援、北海道新スタイルへの奨励を目的とした奨励助成金の申請受け付けを開始しております。

また、おうちでグルメ事業につきましては、クーポン事業の利用率が56.7%、食事券配布事業は94.3%と、多くの町民の皆様にご利用いただきました。

次に、プレミアム率を30%とするプレミアム商品券発行事業では、予約販売と一般販売により販売する中で、利用が開始されているとともに、宿泊、観光の支援制度として、上富良野宿泊キャンペーンを実施しているところであり、これらの事業を通じて、地域経済回復の下支えになることを期待しているところであります。

次に、特別給付金事業関係では、国の特別定額給付金事業については、8月25日を申請期限として、不支給の申請があった6人を除く最終的な交付金対象者は1万504人中1万493人分の支給申請があり、既に振り込みを完了し、支給率は99.9%となったところであります。

また、子育て世帯臨時特別給付金については、9月8日現在、743世帯、1,304人に支給し、予算執行率は91.2%となっております。

さらに、まち独自の新生児特別定額給付金事業については、8月11日時点で既に出生届けをされていた世帯に対し、申請案内を行うとともに、以降は窓口での手続の際に申請案内を行っており、9月8日現在、20人分の支給を完了しているところであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。6月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、9月11日現在、件数で21件、事業費総額1億9,015万7,000円で、本年度累計で32件、事業費総額3億8,681万5,000円となっております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 報告第1号

○議長（村上和子君） 日程第5 報告第1号例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、中田繁利君。

○代表監査委員（中田繁利君） 例月現金出納検査の結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告いたします。

平成31年度会計の5月分及び令和2年度会計の5月分から7月分について、検査の概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適切に保管されていることを認めました。

なお、令和2年5月分の例月現金出納検査結果につきまして、会計課及び町立病院から、7月30日付で、例月現金出納検査結果に訂正がある旨の報告を受け、訂正報告のあった内容について、同日、再度検査をいたしました。

会計課の訂正内容は、第5回臨時会で既に報告された平成31年度一般会計繰越明許費の翌年度繰越額の訂正及び基金の振り替え運用利息の計上額訂正であり、町立病院の訂正内容は、町立病院事業会計の月締の伝票処理の誤りにより、病院会計の合計残高試算表の流動資産、流動負債、病院事業費用及び資本的支出の計上額の訂正でありました。

今後、このような訂正が生じないように、内容の確認とチェックを十分に行ってから提出をするようにと口頭で指摘を行いました。

検査結果の資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略いたします。

また、税の収納状況につきましては、21ページに添付していますので、参考にしていただきたいと思います。

以上、例月現金出納検査の結果報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第1号例月現金出納検査結果報告についてを終わります。

## ◎日程第6 報告第2号

○議長（村上和子君） 日程第6 報告第2号平成31年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について、報告を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（林 敬永君） ただいま上程いただきました報告第2号平成31年度上富良野町教育

委員会点検・評価の報告についての御説明を申し上げます。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の点検及び評価を行い、報告書を作成の上、議会に提出し、町民に公表するものであります。

この点検・評価の作成に当たりましては、教育に関し、学識経験を有する教育行政評価委員3名の御意見をお聞きし、報告書にまとめたところでございます。

それでは、報告書を御覧いただきたいと思いません。

まず、1ページを御覧いただきたいと思いません。

1ページには、点検・評価の目的及び内容、議会、町民への公表、評価の手法を記載してございます。

2ページをお開き願います。

2ページには、評価方法と評価結果について記載しており、平成31年度の評価対象事業は41事業となっております、その結果をまとめております。

中ほどに評価結果を記載してございます。第1表の達成度から第3表までの総合評価について、41の評価される事業につきましては、A及びBの評価となり、C及びDの評価はございませんでした。

3ページを御覧いただきたいと思いません。

3ページには、教育委員会議の開催一覧を記載してございます。

4ページ及び5ページにおきましては、参考資料を記載してございます。

次に、6ページから7ページには、教育委員会議の開催状況と議案など。

8ページから9ページには、教育委員会協議会の開催状況を。

10ページから12ページまでには、学校訪問や行事等の参加状況など、活動状況を記載してございます。

次に、13ページを御覧いただきたいと思いません。

41件の事務事業評価の中で、学校教育案関係を一覧で記載してございます。10項目、17細目にわたります。

めくっていただきまして、14ページから30ページまでには、学校教育関係、各事業それぞれ評価した内容を記載しておりますので、御高覧いただきたいと思いません。

32ページを御覧いただきたいと思いません。

31ページには、社会教育班関係を一覧で記載してございます。こちらにつきましては9項目、24

細項目にわたります。

めくっていただきまして、32ページから55ページまでですが、各事業をそれぞれ評価した内容を記載しておりますので、御高覧願います。

次に、56ページから59ページまででございます。

教育行政評価委員会の開催と、その意見を掲載しているところでございます。

最後、60ページ以降につきましては、参考資料を掲載させていただいております。

以上で、報告第2号平成31年度上富良野町教育委員会点検・評価報告についての説明といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば承ります。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 細かいことで申し訳ないのですが、2ページ、評価結果のところ、表3、第3表の総合評価で、区分の中でA、Bともに19件、22件となっておりますが、構成比が少ないほうが54%になって、多いほうが46%なのですが、これは逆ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 教育振興課長。

○教育振興課長（林 敬永君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、数字の誤りでございますので、Aのほうが46%、Bが54%で修正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 質疑がなければ、これをもって、報告第2号平成31年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告についてを終わります。

---

### ◎日程第7 報告第3号

○議長（村上和子君） 日程第7 報告第3号専決処分の報告について、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについての報告を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました報告第3号専決処分の報告について、交通事故に関わる和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、御説明を申し上げます。

本件の発生状況につきましては、令和元年12月13日、午前7時5分ごろ、公共土木施設維持管理業務の委託業者であります株式会社アラタ工業の従業員が、官貸車小型ロータリーで道道吹上線を十勝

岳方面から西に向けて走行し、町道東1線に右折しようとした際、後方から追い越しをかけてきた車両と接触したものです。右折時に後方からの車両に気づき、左にハンドルを切りましたが、接触を回避するには至らず、官貸車は右後輪フェンダーを損傷、相手車両はガス注入装置口の左後輪フェンダーを損傷となったものでございます。

なお、官貸車の運転手、同乗者及び相手車両の運転手ともにけがはありませんでした。

原因といたしましては、双方とも安全運転の注意を怠ったことによるものと思われませんが、当方の過失割合を3割、相手側を7割で、まちが相手側に25万1,280円を支払うことで示談が成立したことから、令和2年7月13日付で専決処分を行ったところであります。

委託業者に対しましては、運転について注意喚起したところであり、今後はさらなる安全運転を心がけ、再発防止に努めてまいります。

このたびの交通事故が発生したことについて、深くおわび申し上げます。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第3号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて。

裏面を御覧ください。

専決処分書。

町が運行する車両の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年7月13日。

以下、損害賠償の相手方及び和解の内容につきましては、記載のとおりであります。

以上で、報告第3号専決処分の報告についての説明といたします。

御了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって、報告第3号専決処分の報告について、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてを終わります。

---

### ◎日程第8 報告第4号

○議長（村上和子君） 日程第8 報告第4号令和2年度（平成31年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました報告第4号令和2年度（平成31年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告申し上げます。

まず、平成31年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は生じておりません。実質公債費比率は7.5%、将来負担比率は40.6%となっております。

次に、公営事業ごとの資金不足比率は、簡易水道事業、公共下水道事業、水道事業及び病院事業のいずれも資金不足は生じておりません。

各比率はいずれも早期健全化基準を下回っており、健全段階に位置づけられるところであります。

以上で、報告第4号令和2年度（平成31年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第4号令和2年度（平成31年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

#### ◎日程第9 町の一般行政について質問

○議長（村上和子君） 日程第9 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 私は、さきに通告してあります上富良野町くらしの便利帳について、町長にお考えをお伺いさせていただきます。

町外の民間事業者と共同で行政の各種手続などを1冊にまとめた情報誌、「くらしの便利帳」を作成し、全世帯へ配布すると、広報かみふらの8月号、ナンバー735号に記載されております。官民協働事業により発行され、その発行費用は、民間事業者の負担及び広告収入で賄われるとお聞きしました。

そこで、次の3点について、町長にお伺いいたします。

1点目、くらしの便利帳としての内容は、上富良野町の歴史などの地域情報、行政窓口での各種手続

などの行政情報であり、そもそもまちが担うべきものと考えます。今回、官民協働事業としてこのように進めようとするに至った経緯についてお伺いいたします。

2点目、くらしの便利帳は、先ほども申しましたが、根本的な行政サービスなどを1冊にまとめた情報誌で、全世帯に配布され、町民にとって有用なものであるならば、知っておきたいことしの仕事の冊子のように、まちの予算で作成するという選択肢はなかったのか、お考えをお伺いいたします。

3点目、コロナ禍で疲弊しているまちの商工業者に発行費用を広告費として募っております。広告費なので、もちろん強制ではありませんが、官民協働事業者として、町長のお名前前で協賛依頼ともとれる文書が出ております。当然ながら町内の商工業者はまちの事業として受けとめ、広告費として協力しておりますが、本来、こういった公共性の高いものは、やはりまちが負担すべきものと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番元井議員の、くらしの便利帳に関します3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の経緯についてであります。まちの行政情報は、広報かみふらの、防災行政無線、ホームページ及び担当窓口など、各種媒体を通して情報発信、提供させていただいておりますが、このたび、企画、広告を主とする事業者より、地域情報、防災行政、行政情報及び生活情報など、まちに関する総合的な情報等を簡潔にまとめたくらしの便利帳発行について御提案がありまして、まちの行政情報の提供ツールが増えることにつきましては、町民にとりまして有意義なものであることから、発行事業者が制作費を負担し、行政情報提供は、まちが協力することなどをもって協定を結び、協働事業とした経緯にあります。

次に、2点目、3点目の御質問は関連がございますので、あわせてお答えさせていただきます。

くらしの便利帳の発行は、前段申し上げましたように、事業者からの提案に基づき、官民協働事業として実施するものであります。これにより、民間事業者から新たな情報ツールにより行政情報が提供されることは、町民にとりましても有益であり、まちとしては、必要な情報につきましては既に各種媒体を通じて日常的に提供させていただいており、このたびのくらしの便利帳につきましては、あくまでも民間事業者が事業として行うものであり、まちの費用をもって行うものとは捉えておりません。

また、今回、町内事業者の皆様へお知らせいたし

ましたのは、この刊行物が広告宣伝に活用できることを情報提供させていただいたものでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） まず、1点目の事業の経緯についてですけれども、くらしの便利帳の発行について、企画広報を主としている町外事業者より提案があったとのことですけれども、町長の実施計画や行政執行でもお話はお聞きしておらず、以前よりそういった冊子を町民が欲しているという声も聞いていなかったところ、急に出てきたように感じました。町長は、以前よりこういったものがあつたらいいなというお考えがあつたのか、考えていなかったけれども、その事業者からの提案があつたので取り組んだということなのでしょうか、その点、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 元井議員の御質問にお答えさせていただきます。

こういった情報冊子というのでしょうか、こういうものが既に全国的に幾つかの自治体で発行されているということ、そして今回、私どもが官民協働事業として発行する事業者のものについても目にすることはありました。ただ、うちのまちが主導して発行するというような想定は持っておりませんでした。たまたま今回、協働事業としてぜひお考えいただきたいということで御提案があつて、事前にあらかじめそういうことを目に触れる機会がありましたので、わりと私としては理解しやすかつたというような状況でございます。

○議長（村上和子君） 1 番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 今、ほかの自治体でも目に触れることがあつたということですが、このくらしの便利帳、官民協働事業として行っている他の自治体もあるようですけれども、プロポーザル方式により業者を選定し、実施したという自治体もありました。公平性、公共性の観点から、他の自治体のようにプロポーザル方式を導入すべきだったのではと思いますけれども、その点、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 元井議員の御質問にお答えさせていただきます。

冒頭のお答えでもお答えさせていただいておりますが、この事業につきましても、まちが費用負担等を行って行う事業でも性格でございませぬので、様々な事業提案というのは日常的になされておりますので、そういった一環の事業の一つとして捉えて

おりますことから、事業者の提案にまちが理解をできるものであれば御協力させていただくというのが共通した認識として捉えているところでございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 今の御答弁では、発行、事業者が制作、費用負担、まちは行政情報を提供するなどといった協定を結び、このくらしの便利帳の発行は、あくまでも町外のその民間事業者が事業として行うものであつて、まちとしては、その民間事業者に行行政情報を提供して、町内の商工業者には、この刊行物はよい広告媒体として活用できますよという情報を提供したものだとおっしゃいましたが、発行の主体はあくまでも町外の民間事業者が事業として行うものなのか、両者が官民で発行するというものなのか、もう一度そのあたり、発行の主体をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 元井議員の御質問にお答えさせていただきますが、これは民間事業者が生業として取り組むものでございまして、あくまでもまちは行政情報を提供させていただくという立場でございます。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

1 番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） では、発行主体はあくまでも町外の民間事業者という理解でよろしいのでしょうか。そのところ、ちょっともう一度お聞きします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） そういう理解でよろしいかと思ひます。

○議長（村上和子君） 1 番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） その町内の商工業者のほうに上富良野町の名前で案内を、その町外の民間事業者の方が持ってきて、ぜひやってくれ、まちの事業だからという雰囲気の説明を受けたという現実があるわけで、その町外の事業者が持ってきた広告募集のチラシには、でかでかと上富良野町との官民協働事業と書かれ、さらには、このたび上富良野町ではくらしの便利帳の協働発行を決定しましたと書かれております。この文書を見ますと、発行主体は官民の両者であると受けとめたのですけれども、その点はどうお考えでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 元井議員の御質問にお答えさせていただきますが、協働事業ということについてはそのとおりでございまして、どういふふうにして

業者が町内の商工業者の方々に御案内させていただいているか、私、承知しておりませんが、まちとして商工業者に対しまして御案内させていただきましたものを読んでいただければ、事業の性格というものには御理解いただけるというふうに考えております。

○議長（村上和子君） 1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） もう1点、関連でお聞きしますけれども、町内の事業者が、商工業者が、まちの事業として誤解して受けとめて、まちの名前で広告費を協賛依頼していると受けとめてしまった原因として、その町外の協働事業者の方、広告料の営業に回られている町外民間事業者の方の名刺に町章、まちのマーク、それが入っていたのですけれども、そのあたりも協定書に了解があったのか、どのような感じだったのでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 協定の項目に定義づけられているということでございます。

○議長（村上和子君） 1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） まちの町章、その利用も認めるというやり方には甚だ疑問があります。また、最初の御答弁でもありましたけれども、町長の名前で町内の各事業者にきた広告宣伝の活用をお知らせする案内状もですけれども、町長名の公文書ですよ。町長はあくまでも民間事業者が事業として行うものとおっしゃっていますけれども、あの町長名で書かれている公文書、あるいは町章マークが入った営業担当者の名刺を見ると、民間事業者が行うものというよりは、まちの事業でまちが広告募集を行っているような誤解を生じてしまう可能性がある、誤解を生じてしまっているのですけれども、あくまで町外の民間事業者の事業ということであれば、そういった誤解を生じさせないような説明、配慮が必要であると思いますが、そのあたり、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 元井議員の御質問にお答えさせていただきますが、協働事業として事業を行う形として、一般論で申し上げますが、まちが協働事業として行う以上は、まちとして関わっているということを理解していただくことはむしろ一般論としては、私は通常に行われていることだというふうに理解をしております。また、まちが協働事業として行っているのだということがむしろいろいろ情報を受ける側として、やはりともすれば様々な営業形態がある中で、まちも協働事業として関わっているということについて、むしろ信頼度を高めていくような効果も逆に期待できるものでないかなというふ

うにも理解しております。

いずれにいたしましても、こういった事業が町民に対するサービス向上につながるというふうに判断するものでございますので、営業の仕方そのものは全部まちが同行しているわけではございませんので、どういう言葉を使っておられるかということまでは承知できませんが、まちとして協働事業として取り組んでいるという、そういうもとで行われているということに対しまして、まちとしては一般的に行われている通常の事業として捉えているところでございます。

○議長（村上和子君） 1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） まちの予算で行うものとは捉えていないということで、発行費用はその町外の民間事業者の負担で、まちはお金がかからないからということで、まちの費用を全く使わずに、全額その民間事業者が負担するところ、この官民協働事業としての取り組みだと理解しました。税金を使わずにこういった便利帳を発行するというやり方は、非常にいいことなのでしょうけれども、間接的には、町内の商工業者が広告料として発行費用を負担しているわけで、広告を出す、出さないはまちの商工業者の各自の判断によりましようけれども、別に強制ではなくて、何ら法的な問題とかは全然ないと思いますけれども、やはりまちが作成、全世界に配布する、そういったもののあり方について、公共性の高いものはまちの予算をきちんと使って発行すべき性質のものと考えますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 元井議員の御質問にお答えさせていただきます。

重複するところもあろうかと思いますが、御容赦いただきたいと思いますが、私、一般的にこういう事業活動が行われているということ、何度も申し上げておりますが、例えば学校行事等のプログラムとか案内所に事業者の広告をあわせて掲載するとか、あるいは電話帳等におきましても、日常的にNTTが発行している電話帳もあるにも関わらず、民間広告事業者が広告等を募って町内向けの、町民向けの電話帳を発行するなど、私としては一般的に行われていることだというふうに思っております。

今回、発行してから、そういう町民がふだん目にする機会が多いであろうものについて広告を載せられるのだったら、ぜひ知らせしてほしいと、私も載せたかったというようなことになると、これはむしろ効果が下がりますので、そういう意味で、親切心でお知らせ、前もってこういうものが発行されるのですよ、もしよければ活用されませんかとい

う意味で御案内させていただいたということで御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） このくらしの便利帳の発行費用は民間の負担という契約であるとお聞きしましたけれども、その発行費用は全部でどのくらい要するとか、広告費としてどのくらい集める予定だとか、そういったことに関して、協働事業者として、そのあたり、どの程度把握していらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（星野耕司君） 1番元井議員の御質問にお答えします。

事業者から聞いている広告の掲載目標につきましては、約40件とお聞きしております。現在、35件の申し込みがありまして、町外からは2件ということでお聞きしております。発行費用につきましては、制作、印刷につきましては200万円程度ということでお聞きしております。全体の事業者の収支計画によると、400万円ということでお聞きしております。

以上であります。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） コロナ禍で、疲弊して、持続化給付金を受領し、ぎりぎりのところでやっている町内の商工業者に、強制ではないですけれども、ですが、その広告費を募るということは、今、時期的なところも、また、広告料、1コマ5万円からという金額的なところも疑問に思うところがありまして、町内の商工業が間接的に発行費用を負担している点は否めないところがあります。町内の商工業者の業種によっては、コロナの影響で、ふだんの平時であれば広告宣伝費を出せたかもしれないけれども、今、コロナ格差が生じている今、現状では、広告を出したくても出せない、逆に支援がほしいといった事業者さんもいまして、民間の刊行物なら何も言いませんけれども、官民協働事業と名乗って、公共性の高い刊行物として各家庭にお届けするものであれば、広告を出せるところだけ出してというのは、コロナを原因とした不公平が生じる可能性があり、行政の公平性が保てないと思われまして。やはりこういったもののあり方といいますか、公共性の高いものは、本来ならば行政がやるべきものだと思いますが、再度お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 元井議員の御質問にお答えさせていただきますが、あくまでもそれぞれの事業者の判断によって判断はされるものでございませ

て、コロナ禍であるから云々というような、そういう状況に基づいて事業を想定しているものでございませぬので、それぞれ御判断の中で、むしろ捉え方によっては、こういう苦境だからこそ、こういった広告宣伝を通じてしっかりとみずからの経営を支えていこうというふうに捉えることもできますので、これはその人、その人の価値判断でございまして、一概に私が申し上げるものではないというふう

に理解しております。

○議長（村上和子君） 1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 最後に、町長がおっしゃるように、全世帯に配布されるものとして、この刊行物は非常にいい広告媒体になるのではないかと私も思われます。それならば、今、このコロナの影響を受けている、例えば中小企業経営継続奨励金の交付事業の対象となった町内の事業者さんのまた支援として、この広告費をまちが負担するなど、今、コロナ禍というタイミングでくらしの便利帳を発行する点について、最後にお考えをお伺いして、質問を終わります。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 元井議員の御質問にお答えさせていただきます。

事業の趣旨につきましては御理解いただいているものと思います。とりわけこういった刊行物を媒体として広告・宣伝活動をそれぞれ事業者において判断するという事は、何度も申し上げておりますが、日常、一般的に行われているものでございまして、こういったツールを自分の商売の中で大いに期待できるものだとして捉える事業者もあるでしょうし、あるいは、事業によっては、そういうこういったものが効果的な効果を期待できないというふう

に判断される事業者もあるでしょうし、これはその媒体、媒体をどのように活用していくかということ

は、個々の事業者が判断をしていただけるものというふう

に理解をしているところでございまして。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

以上をもちまして、1番元井晴奈君の一般質問を終了いたします。

次に、11番小林啓太君の発言を許します。

○11番（小林啓太君） 私は、さきに通告していた2項目、7点に関して、町長に質問いたします。

まず1項目めの、ロケサポートセンター運営についてですが、『泥流地帯』映画化に向けた動きも着々と進捗中、令和2年度、新規事業のロケサポートセンターの運営に関し、次の5点をお伺いいたします。

1点目は、『泥流地帯』の撮影開始予定時期に関して。



2点目は、本年度のロケサポートセンターの活動に関し、これまでの取り組みについて。また、下半期の活動計画について。

3点目は、ロケのサポートをまちとして取り組んでいくに当たり、上富良野で撮影してもらう際の強味として、どのような点を今後もアピールしていくべきと考えているか。

4点目は、撮影中、上映前、上映中、上映後と、ロケが行われることによって、まちが大いに活気づくと考えられますが、この連続性の中で、どこまでがロケサポートセンターの役割と考えるか。

5点目は、『泥流地帯』後のロケサポートセンター運営に関し、どのように継続して運営していくべきと考えているか。

続いて、2項目めの登山道の整備についてですが、上富良野町内の山々にある登山道に関しては、管理主体が様々であり、まちが一体的に管理する難しさがある一方で、登山を楽しむ町民や上富良野に登山を楽しみに訪れる観光客にとっては、まちが管理しているとの期待があると考えます。また、登山道が整備されていることは、まちが掲げるジオパーク構想においてもとても重要な要素であると考えます。

そこで、まちの登山道整備に関して、次の点を伺います。

1点目は、道や国に対してはどのような手段と頻度を持って登山道の整備を呼びかけているか。また、その方向性はどのように示されているか。

2点目は、現状、上富良野十勝岳山岳会に対し、登山コース及び冬季スキーコース整備を委託しているが、その予算や整備の方針に関して、適宜話し合いの場を持たれているか。

以上、2項目、7点について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番小林議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めのロケサポートセンターに関する5点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の、『泥流地帯』の撮影開始時期についてですが、当初、令和4年2月の公開を目指していたところですが、コロナ禍の影響で、映像業界全体の動きに大きな遅延が生じておりまして、現時点では、当初の令和4年2月には難しいが、令和4年中の公開に向けて準備を進めたいと制作者側から伺っておりまして、そのようなことから、撮影は令和3年、明年に入ってから開始されるものと想定しているところでございます。

次に、2点目の、ロケサポートセンターの活動に

関する御質問であります。現在、産業にぎわい協議会においてその役割を担い、活動に取り組んでいるところであります。

まず、活動につきましては、年度当初より予定しておりました活動も、新型コロナウイルス感染症の影響から、十分な活動ができず、外出、移動の自粛が緩和されてからは、ロケツーリズム活動として、情報番組の収録やミュージックビデオなどの撮影支援のほか、ロケ情報専門誌への掲載、上富良野ロケ地マップの制作、さらに、現在公開中であります映画『糸』に関連したロケ地観光誘致事業として、庁舎内に大型パネルや観光スポットを設けるなどの活動を展開しているところであります。

また、下半期につきましては、町民の皆様が主体となってロケ支援を行う活動方法や、撮影に関する各種許認可、エキストラ、ロケ地データベースの登録、宿泊やロケ弁、撮影機材の物資調達等の支援体制の構築に向けて準備を進めていくとともに、ロケツーリズム協議会を通じた撮影の誘致についても取り組んでまいります。

次に、3点目の、まちがロケ地支援を行っていく上でアピールすべき点についての御質問ですが、まず、北海道を象徴するすばらしい景観は何にも変えたいアピールポイントであります。上富良野をアピールすることが最も重要でありますので、現在進めております『泥流地帯』の映画化を通じ、その歴史的価値や教育的価値など、本町でしか伝えることのできない噴火災害からの復興への歩みなども大きなアポイントとして生かしてまいりたいと考えております。

また、これまで様々な映像制作者との情報交換を行っていく中で、制作者側では多くのシーン撮影を一定のエリアの中で行えること、さらに、協力体制が整っていることなど、円滑な撮影が進められる環境が最も求められていると感じておりますことから、これらのニーズに応えられるような支援体制への取り組み状況についても、制作者側にアピールしてまいりたいと考えております。

次に、4点目の、ロケサポートセンターの役割についてですが、制作者による調査段階から、ロケ誘致や権利処理に関わり、許諾などの手続関係の支援または代行、撮影中の直接的な支援、公開前の共同PRプロモーション、公開以降のロケ地観光プログラムの企画実行、グッズやDVDなどを通じた地域振興への活用など、あらゆる場面で関わりを持つことを想定しているところであります。

特に『泥流地帯』のように、本町に特化するような作品については、クラクインから放映後におけるロケセット等の利活用を含め、その効果がいつま

でも持続するよう、継続的な取り組みが重要であると受けとめているところであります。

ロケ支援の形は様々でありますので、町民の皆様に参加していただける機会につきましても、積極的に参加を促し、ロケツーリズムに対する理解を深めていただくことも重要であることから、あらゆる取り組みについて、ロケサポートセンターが積極的に役割を果たしていかなければならないものと考えております。

最後に、5点目の、『泥流地帯』映画化後のロケサポートセンターの運営についてであります。前段申し上げましたように、ロケサポートセンターにつきましては、多様な映像作品の誘致、撮影に関する支援が役割となっておりますので、最大のコンテンツであります『泥流地帯』の後においては、まさにサポートセンターとしての進化を發揮するべきものと捉えておまして、これまでの経験やノウハウを生かして、地域の活性化に貢献できるよう、ロケツーリズム活動の先進事例なども参考にしながら、継続的な取り組みを行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の登山道整備に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

御質問のとおり、十勝岳本峰や富良野岳などへの登山につきましては、毎年多くの方が訪れ、近年では、特に中高年の方々を中心とした登山ブームを背景に、その数は増加傾向にあります。

その一方で、厳しい自然環境のもとであることから、登山道の荒廃等の問題も指摘されていることも認識しているところであります。

1点目の、北海道や国に対する登山道整備に係る呼びかけについてであります。北海道に対しましては、まち独自の要望のほか、毎年上川地方総合開発期成会を通じて、大雪山国立公園内の施設整備に関し、十勝岳地区登山道整備、インバウンド向け登山道表示看板の設置や、上ホロカメトック避難小屋の整備について要望させていただき、国に対しても、特に噴火災害対策として、特に登山道におけるシェルター等の避難施設整備についても継続して要望しているところであります。

また、まちが加盟している大雪山国立公園連絡協議会や火山防災強化市町村ネットワークなどを通じて、登山道の整備や火山防災対策の強化について要望しているところであります。

これらに対する国や北海道の動きにつきましては、まちが管理している登山道を含め、多くが北海道による管理となっておりますことから、必要に応じ、北海道において、登山道の一部を修復整備していただいておりますが、いまだ整備が必要な箇所も

多くあり、引き続き登山者の安全確保を図るため、早期の整備について働きかけてまいります。

2点目の、登山道等の整備委託についてですが、現在、まちが借り受けし、登山道として管理している三段山登山ルート等の登山道及びスキーコース整備につきましては、登山者のけが防止、安全確保を目的として、上富良野十勝岳山岳会に御理解をいただき、委託をした中で、定期的な笹刈りや流木の枝払いなどを行っていただいているところであります。厳しい環境の中で、危険も伴う作業ではありますが、これまでも上富良野十勝岳山岳会と連携し、必要な予算措置を講じながら、登山道等の整備を行っていただいているところであります。今後も適時協議を行いながら、登山道の整備委託をお願いしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） まず、1項目目のロケサポートセンター運営に関してですが、町長主導で行ってきた『泥流地帯』の映画化がいよいよ具体的なものとなっていつていることをとてもうれしく思い、ここまで努力されてきた方々に敬意を表するとともに、この一大プロジェクトがまちにとって最大限有意義なものになるよう、ロケサポートセンターの運営に大いに期待するところであります。

また、令和3年に入ってから撮影が開始されることが想定されるということで、ここから先の運営が大変重要になってくると考えられます。

そこで、2点目の、下半期の活動計画に関してですが、御報告いただいた計画に対し、十分な人員やスケジュールが確保されているか、こちら、念のために御確認させていただきたいと思っております。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番小林議員の、下期に対します活動についての考え方でございますが、今月末に、実は制作予定者とさらに突っ込んだ協議をさせていただき予定がもう組まれておりますが、そこでさらに先ほど御説明させていただきました内容が詰まるものというふうに理解しておまして、そういった協議を通じて、ロケサポートセンターとして制作にどういふふうに具体的に御支援をさせていただくことが双方にとっていいか。特に私、お答えさせていただきましたように、これがその後には直結してまいりますので、人員の確保というのは恐らく大変重要なこととなってくると思っておりますので、こういった取り組みに協力していただけるような方々を少しでも広げてまいりたいと考えておりますので、とりわけ情報提供を積極的にさせていただかないと

理解が深まりませんので、そういうことも活動の大きな中心として捉えて、今後、集中的に、今、こういったコロナ禍の中での活動でございますので、制約はありますけれども、可能な限り町民の皆さん方、あるいは関係者に情報提供をさせていただきたいと考えております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） もう早速打ち合わせ等も進んでいるとお聞きし、さらなる期待を寄せたいと思います。

次に、3点目の、ロケ地としてのアピールポイントに関してですが、町長の答弁の中にも、円滑な撮影が求められる環境に対するニーズが高いとありました。最近では、撮影機材としてドローンが使用される頻度も高くなってきており、制作者側のニーズも高まっていると考えられます。

一方で、行政のルールや土地所有者の許可など、撮影に至るまでの手続は、制作側にとって大きな負担になることも考えられます。この点の対応力は、ロケ地としての魅力にも大いに関わると考えますが、ドローン撮影に関して、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番小林議員の御質問にお答えさせていただきます。

今日ではそういったドローンを活用したようなものが撮影ツールとして非常に効果的だということを、素人ながら私も理解をするところでございまして、そういったものを実際使用することに伴います許可行為だとか、そういった専門的なことを私どもの段階ではそこまで想定する知見が十分ございませんので、先ほど申し上げましたロケツーリズム協議会は非常にそういった専門的な権利関係の調整、あるいは事前の準備、そういったものに長けた協議会でございますので、そのようなものと十分に協議を重ねながら、委ねるところは委ねて、スムーズな撮影ができるように、私どもとしても万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） では、この点のドローン撮影に関しては、おおむね町長としても、今後、まちに対する要望に対しては、上富良野の景観ですとかをアピールする上で非常に効果的なものであり、前向きに協力を検討していくものと捉えてよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番小林議員の御質問にお答えさせていただきますが、むしろ、私のイメー

ジで申し上げて恐縮ですが、この『泥流地帯』を映像化する上において、この十勝岳を中心とした富良野平原のフィールドというのは非常に大きなアピールポイントになると思いますので、むしろドローン抜きでの撮影というのは考えづらいのかなというぐらいに認識しているところでございます。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） ドローン撮影に関しては、『泥流地帯』後にも、要望があった際には、ぜひ柔軟な御対応を望むところであります。

続いて、4点目のロケサポートセンターの役割に関して、再度お伺いします。

私事ではありますが、先日、上映中の『糸』を鑑賞して、地元の見知った場所や、知人がスクリーンに映し出されるたびに感激してしまいました。鑑賞したことを知人に話すと大いに盛り上がり、あその場所がどうだとか、誰々がエキストラで出演しているとか、本当に楽しそうに話してくれたことがとても印象的でした。そして、『泥流地帯』の映画化に思いをはせたときに、これは町民が一丸となって、自分たちの地域が主題の映像作品をつくるお手伝いをし、それが後世まで作成として残る、すばらしい企画なのだと再認識いたしました。

そこで、主に『泥流地帯』の映画化において、町民生活の活性化という側面もロケサポートセンターの役割と考えていいものか、町長にお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 小林議員の御質問にお答えさせていただきます。

私も全く同感でございます。『泥流地帯』の作品の後々における町民の生活、あるいはまちの活性化について大いに生かしたいというのは、そもそもの私の思いでもございますので、そういった中で、ロケサポートセンターが中心的な役割を果たしていくことは、当然そうあるべきだというふうに考えております。こういったことに、ともすれば行政が余りに前へ出過ぎてしまって硬直してしまうというようなお話も協議会の研修などを通じて私も聞いておりますので、そういったところには十分配慮するべきだというふうに捉えております。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 町民生活の活性化という側面において、上映中に町民が映画を鑑賞するというのもとても重要なことではありますが、大変残念なことに、近くは旭川まで行かなければ映画を鑑賞することができないという歯がゆさがあります。

そこで、ロケサポートセンターの活動として、町内で鑑賞できる機会を創出することなどもサポートしていく考えがあるかどうか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番小林議員の御質問にお答えさせていただきます。

私、まだ十分そこら辺の詰めはいたしておりませんが、私が実際体験したもので申し上げますと、この上川管内でも、剣淵町で撮影した映画、『じんじん』は、公開前に実は剣淵町で試写会がありまして、私も御案内いただきまして、見せていただいたというような、過去にそういう実態もございますので、なるべく町民の皆さん方にいち早く見ていただくような機会が可能であればお願いしてまいりたいなど。そこは権利関係がまた難しいものかもしれませんが、思いとしては全く同感でございます。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） ぜひそのような機会を創出していただけると、町民としても非常にうれしいと思います。

また、現在公開中の『糸』であっても、もしそのような可能性があるのであればお願いしたいところでもあります。

続いて、ロケサポートセンターの仕事を記録に残し、紹介する、また、町民が丸となって『泥流地帯』の映画化に取り組むことを記録するなどの意味で、まち独自で、これから先の映画化に至る過程を映像で記録し、ドキュメンタリーのようなものを作成することも有効であると考えますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番小林議員の御質問にお答えさせていただきますが、そういった取り組みも可能であれば、非常に貴重なものとなり得るでしょうから、それについてはちょっと検討させていただきますと思います。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 5点目の、『泥流地帯』後のサポートセンターの運営に関してですが、最大のコンテンツである『泥流地帯』で得た経験値を生かして、継続的に運営されることはとても有意義であると考えます。昨今では、個人や小規模な団体などでも大いに映像制作が行われており、大手メディア以外の映像作品から地域が活性化していく可能性も大いにあり得ると考えています。

そこで、ロケサポートセンターとしては、このような個人や小規模な団体などもサポートしていく考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番小林議員の御質問にお答えさせていただきます。

ロケサポートセンターが中心的な役割を果たし

て、様々なところへ波及効果を及ぼしていくということは、ロケツーリズム協議会の、実際、イベント等に、私、参加させていただきまして、まさしくそのような小さな取り組みが幾つも重層的に重なって大きなうねりをつくっているという、もう10年も15年前にも撮影した撮影ポイントは、非常に継続的にまちの活性化につながっているというお話も直接お聞きしておりますので、むしろそういう小さい積み重ねがまちを隅々まで活性化させていくという源泉でありますので、力になりますので、そういうところはしっかりと支援していくように心がけなければならないというふうに思います。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） それでは、ロケサポートセンターの運営に関しては、引き続き『泥流地帯』の映画化に向けても御尽力されるようお願い申し上げます。

続いて、2項目目の登山道整備について再質問いたします。

1点目の、国や道に関する要望に関して、様々な角度から適正に要望が上げられ、一部整備にもつながっている実態は理解しました。引き続き防災や登山者の安全確保のためにも要望を上げられることを期待するところであります。

その上で、町内に位置する登山道に関し、現状は三段山登山ルート以外の登山道についても、山岳会の方々が厚意で笹刈りや流木の枝払いを行っていただいている現状を町長は御存じでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番小林議員の登山道整備に関する御質問にお答えさせていただきますが、三段山コースのみならず、日常的に白銀荘の上とか、そういったところを自主的に、あるいは安政火口のほうに向かう道路とか、自主的に補修していただいているようなこともお聞きしているところでございます。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 先日、私は、たった1日ではありますが、山岳会の方々とともに、三段山登山ルートの笹刈りを行ってきました。すると、軽い気持ちで参加したことを後悔するぐらい、実態はかなり過酷な作業であることが分かりました。重たい刈り払い機や燃料を背負い、山を登り降りするだけでも重労働なのですが、足場の悪い登山道で山を登りながら刈り払い機を使って笹を刈る作業は、正直、有償でお願いされても、もう一度やるかどうか悩むほど、大変で危険だと感じました。

気になったので、近くの富良野市ではどのように

登山道の整備を行っているか、御担当の方にヒアリングを行いました。富良野市には三つの登山コースがあり、その三つの登山コースのうち、富良野市が管理者になっている登山コースは、一部ではあるが、登山が重要な観光資源でもあることなどから、近年においては約400万円の予算を割り、全ての登山道の整備を富良野山岳会の方に委託されているとのことでした。費用の中には、刈り払い機のリース代や燃料代、替え刃代などもあるが、多くは整備に当たる方の人件費であるとの御回答でした。

そこで、町長にお伺いします。

町内にある登山道に関して、町が管理する、道が管理する登山道の笹刈りや枝払いなどの作業負担はあくまで道の負担と考えるか、もしくはそれがかなわないときはまちで負担するべきと考えるか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 小林議員の登山道整備に関する御質問にお答えさせていただきます。

基本的には、北海道が管理していただいているものでございますので、北海道にまず要望するのが第一義であろうというふうに考えております。しかしながら、現在の三段山コースのように、古くから非常に山岳会の皆さん方が自主的に、あるいはまちも本峰を目指す方にとっては最短コースの一つでもあるというふうに思います。そういったところの登山者に対する利便性をみずからの努力によって行えるものであるということから、本当にボランティア精神を持って山岳会の方が協力していただいております。そういったことを考えますと、やはり全てを管理者であります北海道へ委ねっぱなしということは、これは限界があるということから、引き続きやはり山岳会の皆さん方の自主性は尊重して、そこに対価をもってそれに報いるということが、その作業に当たっていただいている方に対する応え方かどうかというのは、ちょっと即断できませんが、それは日ごろのお互いの意思の疎通を図る中から生まれてくるものだとということで、まちが対応することが可能な範疇ではお応えしていくことも大切だろうというふうに理解しております。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） この点に関しては、正直、私も、今、町長がおっしゃったように、ボランティア精神に対して対価でお答えすることが是なかかどうかということに関しては、正直、答えを持っておらず、どうしたらいいのか、今日までずっと考えてまいりました。ただ、山岳会の方のお言葉を借りれば、登山道整備の第一義は、安全に登山を楽しんでもらい、楽しかった思い出を持って帰ってもら

うこと、自分たちの山は自分たちで整備するのが当たり前前とのことで、上富良野の登山コースに関しては、このような郷土愛と山を愛する方々に支えられていることに感謝の念に堪えないのですが、会の活動により、登山による観光客誘致や経済効果でまちも潤うという側面もあるのではないかと考えます。

一方で、山岳会の方も高齢化してきていることや、後継者を育てていかななくてはならないなどの問題も伺いました。

そこで、最後に町長にお伺いします。

近年では、毎年約17万円が登山道整備の委託料として上富良野十勝岳山岳会に支払われていますが、ほとんどが燃料や刈り払い機の替え刃代などの経費であると聞き及んでいます。これからも双方にとって安心して安全な登山道整備が継続されるよう、予算の見直しも含めて山岳会と協議をしていくお考えがあるかどうか、お聞かせください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番小林議員の御質問にお答えさせていただきます。

山岳会の方々が十勝岳を中心とする登山道の整備等に本当に熱心にボランティア精神を持って御貢献いただいている姿は私も十分承知しております。とりわけ登山道のみならず、避難小屋等の管理についても、本当にお聞きいたしますと、あの過酷なところまで修復資材を背負って行って修復していただいたりということで、本当に私ども登山を日常的にしない者にとりましては、御苦勞だなどというふうに思います。

そういう観点からも、小林議員からお話ありましたような、作業に対する対価的な支援も一つの方法でしょうし、可能であれば、それは今後の協議にもよりますが、山岳会は山岳会そのものの活動を支えていくことによって全体のそういった活動が継続できるということも、方法としてお互いが認識を共有できるものであれば、そういう方法も考え方としてあるのかなというような感じも持っておりますので、その辺はこれからさらに中身を詰めて、長くこの活動が続きますように、私どもも臨んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

以上をもちまして、11番小林啓太君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開は10時50分でございます。

---

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、5番金子益三君の発言を許します。

○5番（金子益三君） 私は、さきに通告してあります2項目について、町長にお伺いをいたします。

その前に、今般の台風10号の被害に遭われました方に心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様が一日も早く元どおりの生活に戻られることをお見舞い申し上げますとさせていただきます。

また、町長におかれまして、さきの報道でもありましたとおり、3期12年の一つの節目といたしまして御報告がありました。この間、町長におかれましては、私が言うに及ばず、児童・生徒の安心・安全の教育環境のために、上富良野小学校の改築、また、上富良野中学校におきましては、耐震化により、本当に新しいきれいな校舎をつくられる。さらには、高齢者や交通弱者のために、その足となる乗り合いタクシーを充実させたり、ふるさと応援モニターにより、まちの経済の一助となる税収の向上に努め、町内におきましては、民間の事業者による光ファイバーの導入、さらには、郡部においてはいち早く無線を活用した高速通信網の充実など、非常に御尽力されておりました。

そして、まちの産業の柱でもあります農業のワンストップ化、また、非常に大きなまちの活力となります自衛隊におきましては、各防衛大綱、そして中期防におけるそれぞれの自衛隊の存続の危機におきましても、現状の規模堅持のために、足繁く防衛省に通っていただき、改編時におきましても、第14施設群の新編増を代表するように、まちの自衛隊が削減されないように、本当に汗を流していただいたと思っております。

さらには、疲弊する商工業のためにも、商工会へ手厚いサポートを行っていただいたり、健康づくりのまち宣言をするなど、様々な御功績にあったこと、改めて敬意を表すところとさせていただきます。

それにおきまして、今回、質問をさせていただきます。

初めに、商工業者のキャッシュレスの促進についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染防止により、国におきましても、商工業者に対するキャッシュレスの対応の加速化が図られてきております。

この間、経済産業省が主導といたしましたキャッシュレスでの決済において、5%の還元が、今年、2020年の6月末まで行われていたことに加えまして、そのことに各種キャッシュレス対応の会社、

いわゆる何々PAYというようなところで、独自のポイント還元などにより、非接触型の支払いが非常に広く浸透し始めてきております。

また、今月は、総務省によりますマイナポイントが各種キャッシュレスポイントに5,000円相当付与されるなど、キャッシュレス化への促進展開は官民合同で進められている状況にあります。

このような中において、我がまちでは、昨年、商工会を通じ、商工業者に対して、AIR PAYを導入し、キャッシュレス時代への対応に向けた取り組みを行ったところであります。

しかし、残念ながら参加する会員が当初の予想よりも少ない状況にありました。これらの要因としては、まず、商工会といたしましても、この商工会に対しての周知、説明に若干の丁寧さが欠けていたことが見られます。さらに、初期投資及びランニングコストに対する不安などが商工業者にあったというふう聞いております。

キャッシュレス化を促進させることにより、現在、商工会で行っているポイントサービス事業に地域カード事業を上乗せサービスで行い、住民にとっても商工業者にとってもよりよいサービスと恩恵が受けられる事業となる可能性があります。

地域カード事業をうまく利用して、地域内消費向上のみならず、行政サービスとの連携、ボランティア活動の拡充、地域活動の幅出しや深掘り、健康推進活動の高揚など、その使い道は大きく広がるものと期待されます。

そのためにも、まず地域商工業者のキャッシュレス参加率が増加し、ドミナント効果を生み出すことが第一歩であると考えます。

そこで、キャッシュレス化が伸び悩んだ原因の一つであります、いわゆるランニングコストに対して、行政で後押しを行うことが大切だと考えます。

具体的に申しますと、キャッシュレス決済に際して発生する販売手数料の助成を行ってみてはいかがでしょうか。導入当時は販売手数料も無料だったキャッシュレス事業者も、一定程度の期間が過ぎた現在は、約3.2%の販売手数料を事業者からとっております。また、カード会社におきましては、カード決済時におきますCAT端末と呼ばれる決済端末があるのですが、それらの販売手数料は約2%から5%程度、その業者によっても違いますが、販売手数料が発生しております。このことにより、中小企業においては、キャッシュレス化の導入に対して慎重になっていることが見られております。一定程度の次元立法でもよいので、期間限定の補助を行うことで、キャッシュレス化に対して躊躇している事業者に対する促進につながることも

考えられます。

いまだ終末の見せることのないこのコロナ禍において、新しい生活スタイルが余儀なくされております。キャッシュレスというものは、感染防止にも効果があるというふうに捉えられておりますので、この機会に補助を行うことが、様々な効果等があるというふうに考えますが、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、2点目でございます。

高齢者の引きこもり対策についてお伺いをいたします。

今も話したとおり、一向に終息を見せることのない新型コロナウイルスによりまして、今年は様々なイベントが中止となっております。加えまして、高齢者等が集まります小さなコミュニティの集いも、この新型コロナウイルス感染拡大防止により、様々な制約を受けている現状にあります。

夏には一旦終息を見せようとしたこのコロナウイルスにつきましても、そのたがを緩めたことにより、まだ北海道においても第2波、第3波が押し寄せたかのように、まだまだ余談を許さない状況下でございます。

このような中で、様々な世代で新型コロナの影響を受けております。児童・生徒においては、休校に伴う学習の遅れや夏休みの短縮、さらに様々な式典や部活動の大会の中止、児童・生徒のみならず、社会人においても、リモートワークなど、働き方の改革や、外食や宴会の中止、そして何よりも、高齢者の方はその御家庭から出ることすらままならない状況が続いております。

このような状況の中で、若者に関しては、インターネットを活用して様々なコミュニケーションをとることが可能ではありますが、高齢者は地域で行っていた各種ふれあいサロンや運動活動が制限され、おうちから出ることができずに過ごしております。

ある人においては、お盆に子どもたちが帰省するまで、ずっと誰とも話すことがなかった。また、子どもたちがお盆が終わって帰ってしまってから、一人ぼっちになってしまった。また、ある人は、新型コロナウイルスのおかげで、子どもや孫も帰省できなくて、この3月からずっと話し相手が誰もいないままおうちで1人で過ごして過ごしたなどといったことが起きております。

高齢者は、社会的に孤立してしまいますと、認知症が進んだりする可能性もあり、最悪の場合、孤独死といった悲劇もあり得ることが考えられます。

そこで、感染防止対策をしっかり図るということが、まずこれが大前提ではございますが、それらを

しっかりと行った上で、高齢者が地域で集まり、いわゆる短い時間でもともに過ごし、活動し、日々の会話をするような、そういった活動に対して、行政も様々な支援を行うことが必要と考えます。

しかし、このような様々な会場をするに当たりまして、高齢者が集まるサークルの活動の助成をすることが大切でございます。今までは2時間で1回行っていたものが、やはり密を避けるということで1時間の集まりを2回行うというようなことの中で、それを使う地域の会館の事業費などが加算していくことが考えられますので、それらの補助を安定的に行い、活動ができる仕組みを構築することで、この上富良野町の健康づくり宣言のまちとして、元気な高齢者のための応援の仕組みにつながると考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めの、商工業者のキャッシュレス化促進に関する御質問にお答えさせていただきます。

キャッシュレス化の促進につきましては、御質問にもありましたように、昨今の消費税増税にあわせ一連の経済対策によりまして、カード端末機の無償貸与や手数料補助など、普及をより加速させる取り組みが行われてきており、本町においても、商工会が中心となり、商工業者に対する働きかけが行われているものと認識しております。

また、昨年3月には、商工会より町に対しまして、地域カードの導入とあわせて、キャッシュレス化に向けた支援の要望をいただき、これまで商工会と導入支援策について協議を継続して行っているところであります。

今後、キャッシュレス決済への流れは、現在のコロナ下における状況を踏まえ、より一層加速するものと思われることから、引き続き商工会が中心となって、普及、導入への取り組みが行われることをまちといたしましても期待をしているところであります。

キャッシュレス化促進に伴うまちの支援についてであります。商工会からの要望に基づいた地域カードの導入につきましては、第2次商工業振興計画におきましても、導入について検討するものと位置づけておりまして、まちの行政サービスの連携につきましても、具現化を想定し、既に指示をしておりますが、まず一定の広がり事業効果を高めることとなることから、町内商工業者へのキャッシュレス化の広がりも見ながら、導入の時期や導入に係る具体的な支援策について、商工会と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

委員御質問の、キャッシュレス決済に伴う事業者が負担する手数料についてであります。確かに一定期間の助成につきましては負担が軽減されることから、導入促進効果も考えられますが、キャッシュレス化自体が、事業者それぞれの利便性の向上やサービスの充実に資する中で吸収されていくものと認識しておりますが、一方で、キャッシュレス化を地域全体に広げる支援策といたしまして、取り組みが検討されている地域カード事業の導入は、前段触れましたように、まちの支援は、ドミナント効果を高めていくためにも有益と受けとめているところであります。

いずれにいたしましても、キャッシュレス化は今後ますます必要となる重要な施策と認識しておりますので、商工業者や商工会と協調し、まちが果たすべき役割について十分協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の、高齢者の引きこもり対策についての御質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスは、昨年10月に中国で初めて感染者が確認され、本年1月に世界保健機構が国際的な緊急事態を宣言するなど、世界中へ感染が広がり、現在に至っております。

我が国においても様々な対策が講じられておりますが、同時に私たちの生活も大きく変化し、これまで開催していた多くの事業の延期や中止、または開催方法の見直しが求められるなど、感染症対策を講じながらの生活を余儀なくされているところであります。

これまでまちといたしましては、国、道の緊急事態宣言により、3月2日から31日、4月18日から5月25日まで、公共施設等を利用中止とし、高齢者に対しましても、保健福祉総合センター、健康入浴室や浴室等の利用中止を初め、日ごろから活動している老人クラブサークル、ふれあいサロン、独居老人昼食会、認知症カフェ並びに介護予防活動のお元気会や健康体操、ふまねっと運動も中止することとなりました。

議員御発言のとおり、特に新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いと言われる高齢者にとっては、御家族等も行き来を自粛するなど、これまで経験のない不自由な生活を余儀なくされておりました。

そのため、例年実施しております民生委員による高齢者実態調査につきましても、調査期間の5月から6月までを7月から8月までに変更した中で実施し、コロナ禍における生活実態について検証を進めているところであります。

特に独居高齢者に対しまして、地域包括支援セン

ターと社会福祉協議会が連携し、電話、訪問による安否確認と相談を実施したところであります。

また、閉じこもりによる高齢者の社会的孤立、認知症の進行等を予防するために、感染予防対策を講じ、公共施設利用再開や各活動、事業等の開催方法について見直しするなど、3密の回避と北海道スタイルの実践に取り組んでいるところであります。

また、コロナ禍において、地域活動を進める上で、活動を維持、継続するための費用がかさむなどの課題が生じているものについては、支援が必要と考えるものであります。

今後におきましても、コロナ禍での高齢者の閉じこもり予防や認知症予防等は地域共通の課題として捉え、新たな介護予防活動について検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 2点目の高齢者の引きこもり対策につきましては、もうほぼほぼ町長と同じ考えを共有するもので、非常に御理解賜れたものと理解しております。

1点目のキャッシュレスでございます。それこそこのたび第99代の総理大臣になられる菅さんもおっしゃっております、いわゆる自助、共助、公助というものは、それぞれの地方自治体においても大変大事だということを私も考えております。

このキャッシュレスを広めるためにおいても、まず商工業者が取り組みをみずからやってみるという第一歩、そして、それらのカード会社や様々なところが応援するよという共助、さらには、一定程度それらを後押しする公助といったものがしっかりかみ合うことで、これらの事業というのは非常に進んでいくのではないかなというふうに捉えるところでございます。

町長の中でも、このキャッシュレス化が様々な商工業者のツールとなり、また加えて、まちのいろいろな独自事業のプラスアルファの優位性を持つということで、共通認識であるところで理解をさせていただきました。

一番やっぱり大事なのは、ヨーイドンで一斉に進んで広がるということがやはり何よりなのですね。私も様々な事業所を回らせていただいたときに、導入されていない事業所、それから、既に導入されたところもお伺いしたところ、やはりキャンペーン期間中はよかったんだよと。しかし、終わってしまったら、これ、結構つらいから、取り外してほしいなというところも何件もありましたし、取りつけないところにおいては、日々のお金がかかるんだよねというちょっと不安感があったのですね。いわ



ゆる例えば無線通信でかかったりとか、そういったものというのは、当然、事業者の財産になりますから、これは自助の中で頑張っていくものだと思いますけれども、逆にかかるランニングの部分というのは、ずっと見る必要はないと思いますけれども、スタートから例えば1年間とか、一定程度の期間というのは、私はやっぱりぜひ必要なものだと思うのですけれども、再度お伺いいたしますが、例えば令和3年に限ってまちもしっかり応援しますよ、だから一斉にこれは進めていったらどうでしょうかというような、そういった方策がとれないのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の、キャッシュレス化促進に対します御質問にお答えさせていただきます。

まず、前提として認識を共有させていただいていると思いますが、もはやデジタル化、キャッシュレス化というのは、もうこの流れは、加速こそあっても、停滞することはないというふうに考えております。ですから、当町におきましても、キャッシュレス化等がこれから経済活動に及ぼすもの、そしてさらに効果、私、冒頭のお答えでもお答えさせていただいておりますが、こういったものに対する、新しいものにとつきづらいというのは世の常でありまして、そういったことで、もっとも私どもも含めて、キャッシュレス化というのは、ある種、消費活動の中で、購買行動の中ではなくてはならない、これが主流になってきますというようなことをもうちょっとアナウンスもしていく必要も重要なと思います。そういう中で、もし私どもが支援策を講じることによってそういう理解が深まるということが見込まれば、それはそういう支援策を一時講じることが、事業効果を高めることになるというふうに理解はできます。

いずれにいたしましても、そういうアナウンス効果をもうちょっと高めまして、キャッシュレス化を図ることによって、事業者の方々にも、今まで毎日銀行へ足を運んでいたものが、もう手元でそういったことが確認できたりということで、そういう利便性も裏にはあるよというようなことをお知らせしながら、ぜひ金子議員もおっしゃってくれましたように、やはりこういったものについては広がりがあることが非常に事業効果を高めますので、今後とも商工会の皆様方などを通じて、そういう新たな促進策が構築できるかどうか、検討させていただきたいと思っております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。よろしいですか。

○5番（金子益三君） はい。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、5番金子益三君の一般質問を終了いたします。

次に、3番高松克年君の発言を許します。

○3番（高松克年君） さきに通告してあります1項目、2点についてお伺いいたします。

国土強靱化地域計画の策定について。

昨年度、第4回定例会において、上富良野町強靱化地域計画の準備を進めるとの意思を示されました。

計画の策定のない自治体に対しての補助金、交付金予算においての傾斜配分を示され、今年8月1日、内閣府の公表では、強靱化策定自治体562団体、策定中985団体となっていますが、策定済みの中に上富良野町の名前はありませんでした。策定中なのか、策定はいつなされるのか、お伺いいたします。

2番目として、上富良野町強靱化計画の中で、実施される補助金、交付金事業に対しても、予算配分において、重点化、15のプログラムがありますけれども、これをもととする事業、要件化事業をしっかりと強靱化計画の中で示すことが必要となりますけれども、上富良野町はどのような案件をどのような順序で選択しようとしているのかをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番高松議員の国土強靱化地域計画の策定についての御質問にお答えさせていただきます。

1点目の、上富良野町の策定状況についてであります。現在、本年12月を目途として策定の準備を進めている段階でありまして、国に対しましてもそのように報告をしておりますので、策定中の自治体として公表をされております。

次に、2点目の、強靱化地域計画での重点事業の優先順序に関しましては、昨年の第4回定例会の際にもお答えさせていただいておりますが、強靱化地域計画によって、現在の第6次総合計画に基づいて進められておりますまちづくりの方向性が変わることとは想定はしておりませんが、既に実施しております橋梁等の長寿命化事業や、普通河川整備など、国の補助金、交付金を活用して行っている事業につきましては、その採択要件として、強靱化地域計画への位置づけが求められてくるものと思われまので、これらを含め、今後の事業計画を検証した中で計画策定を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 昨年度聞いたときに、年度内でも策定できるのではないかというような観測で私は聞いたのですけれども、残念ながらそれが今年の12月ということになってくるわけですけれども、今、策定の状況というのはどのあたりまで、何合目というか、完成が頂上だとすれば、何合目まで来ているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 3番高松議員からありました、策定状況の進捗状況という御質問でございますが、何号目かというところでございますが、まだ皆様といいますか、議員の皆様にお示しをできる段階までは至っておりませんので、5号目ぐらいかなと思っております。ただ、スケジュール的に若干遅れていますのは、年が明けましてから、実質、今、所管、総務課でやっていますので、ちょっとコロナ対応の関係がございまして、そちらのほうに集中しているもので、こちらのほうが少しスケジュール的に遅れているということでございますか、先ほど町長が答弁させていただいたように、一応今、12月をめぐりということでは策定を進めているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） なぜ早くこの策定を行わなければならないかというのは、行政に携わっている方々はもう十分承知だと思うのですけれども、現在、8月の段階で、もう既にR3年度の聞き取りを各省庁からして、そして配分を決めていくということに、想定ということではございますけれども、地域計画にきっちりのってこないもの、重点化として上げてきていないものに対しては、確実に傾斜配分するよと。それによって、またきちっと上がってきていない自治体に対しては、配分のないものに対しては配分がないと明記するということまで書き込んであるわけですね。ですから、12月だと、恐らく来年度の予算に間に合うということにはならないのかなということをおもなばかってですけれども、質問させてもらっているわけです。

それで、これで実際に要件として上げているもので、やはり必要なものは上げていかないと、配分の中で外されるというようなことがあったら困ると思うのですけれども、その辺についてはどう考えているのかお伺いしたいと思いますのですけれども。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番高松議員の、強靱化地域計画についての御質問にお答えさせていただきます。

現在、国土強靱化地域計画につきましては、従来、過去、四、五年前の台風等によって、とりわけ

本州が集中的に被害を受けたことの反省から、国といたしましては、今までは防災対策、要するに災害が起こってから事後対処が中心に事業がされているというのが常でございました。

その反省から、国といたしましては、予防的に事業を行っていくことが被害を低減化できるというような観点に立ちまして、緊急的に3か年事業をもって強靱化事業がスタートしたところでございます。

多くの自治体が既に地域防災計画を持っていることから、それらと重複するところがかなりありまして、また、私も日ごろ、仕事を通じて、国土交通省、あるいは北海道局、北海道開発局の方々とお話もさせていただいておりますが、必ずしも強靱化計画に全てが縛られるものではないと。ゆくゆく強靱化計画を策定するのだという手を挙げて欲しいということで、現在、それに向けて進めているところでございまして、一方では、御案内のように、国が来年度以降、この強靱化計画をどういうふうに国家として位置づけるかということも実はまだ明白ではございません。

そういう状況でありまして、せかさされている状況でもありませんし、ただ、重点的に取り組みの使用が想定されるものにつきまして、まちが持ち合わせている6次総計の中に位置づけておりますインフラ整備等は、これはしっかりと書き込んでおく必要があるというふうには現在理解をしております。国から示される方向にうちのまちがあえて逆らう必要ありませんし、あるいは必要と見込まれないものまでうたい込む必要もありませんので、その辺は今、精査しているところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） これだけ、たまたま今年とか去年とかはそんなに強い、まちに被害を及ぼすような災害というのはなかったわけですけれども、この間の台風などを見ていると、九州は本当にひどい被害に遭っていると。そのように激甚化、頻発化する災害に対して、その災害をいかに小さくするかという言い方はおかしいかもしれませんが、被害を少なくするかということでの策定の案件として、この強靱化対策というのがあるのだと思うのです。これの基本にうたっていることでは、やはり人命の保護、人命を失わないということ、それと、国及び地域経済においても、被害から立ち直れるような、迅速な災害の復旧というか、そういうものを目指すということを重点に置いているわけですけれども、上富良野が考えられる最大の被害として大きくなるとすれば、今、火山を抱えていて、本当にいつどうなるかわからないような状況ということ、ま

た、それに対しての防災の対策が果たして十分なのかということなども問われることの一つなのかなというふうなことも思うわけですが、それについてどう思っておられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

個々の事業計画につきましては、しっかりとその強靱化計画の中で何を求めているかということは精査をした中で、冒頭のお答えでも申し上げましたように、こういった要件が、また、当町の計画の中でこういったものをそこに含めていくかということ、中身を少し精査した中で、そこに漏れないようなことは、それは当然、押さえておくべきことだと考えておりますので、今御質問にありましたような、噴火火山防災等につきましては、これは推測で申し上げますが、多分、位置づけていく必要がある大きな項目だというふうに想定はできるところでございます。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それらも含めて、ここで重点化の15のプログラムの中で、どのようなものを優先していくのかということをお願いしたのですが、残念ながら先ほどの5号目ぐらいではそこまでいっていないのかなということなのか、それとも、それらを見ているけれども、今、町長が答えられるように、具体的なところまで踏み込んでいないということなのか、その辺についてをお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的に計画策定が遅れているという認識を私どもは持っておりませんで、十分対応可能というふうに思っております。

さらに、示されております15のプログラム等については、上富良野町にマッチした社会資本整備につながっていくものかどうかということ、あるいは現在の地域防災計画の中で対応できるものかどうかということを経験しながら進めておりますので、提出を予定しております年内については、十分間に合うという想定のもとに作業をさせていただいておりますので、そのように御理解いただきたいと存じます。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 15の中で、自分が素人なりに見て、上富良野にこれは合致しないと思うような点としては、やはりここでは津波の災害とかは

まず考えられないと。この中でも太平洋ベルト地帯云々というのでも出てくるのですけれども、その辺も入らないのかなと思っておりますけれども、全体の15項目の中で、外れるのは本当に6項目くらいかというぐらい、多岐にわたっての重点目標というか重点化案件というか、そういうものが入っているわけで、それらについて、やはりきっちり精査して、細かいところまで、例えば自分の関係したところとしては、災害によって2次的な災害、例えば農地、森林の崩壊というのですか、そういうものとか、灌漑ダムの崩壊とかいうようなものは2次に災害を発生させないというようなことの中に一つ出ています。そういうことも考えると、全くこの地帯でもそれらについて関係がないということではないのかなというふうなことも思いますので、ぜひきちっとした精査をして、それに耐えられるような、上富良野の防災計画の中で本当に認めているものも、本町においては非常に各事業者との協定は、ほかの町村から見れば非常によく、多岐にわたってすばらしい件数の企業と結ばれているということは認めますけれども、これらはやはり企業との関係性、それらを十分に保つようなことを行っていかないといけないというようなことも思いますので、ぜひこれらも生かしながら、このまちの災害のない、そして災害からスピード感を持って立ち上られるようなまちにしてほしいという思いで、この強靱化についての質問をさせてもらっています。それらについて、先ほど町長も言っていましたけれども、それらを十分に考えるということなのですから、もう一度そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

国土強靱化地域計画等につきましては、100%、例えが合っているかどうかはちょっと分かりませんが、例えば社会資本整備事業の計画の中に大きくまちの社会資本整備計画を盛り込んだり、あるいは国土強靱化計画の中に多くの防災計画を盛り込んだり、国といたしまして、そういう大きな括りの中に小さなものをぶら下げていくというのが、今の国の進める重点化するための一つの手法として設けられているものでございまして、当然、まちといたしましては、そういったものの中に多くを含めておくことは基本でありますので、今、たまたま15のポイントが国から示されておりますが、該当すると思われるものについては、そこに含めておくことの意義は理解しておりますので、そういうような地域計画になるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

以上をもちまして、3番高松克年君の一般質問を終了いたします。

次に、7番米沢義英君の発言を許します。

○7番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました件について、町長及び教育長に質問いたします。

まず第1点目は、町職員の着服問題について伺います。

地方公務員法では、全ての職員は全体の奉仕者として職務に専念しなければならないとされております。町職員が事務局を務める外郭団体の現金を着服し、懲戒免職になるという異常な事態になりました。これは非常に町民の信頼を損なってしまう、こういうことではないでしょうか。また同時に、行政の管理監督責任の問題としても重く受けとめなければならないと考えます。

町長は、この間の臨時議会の中で、町民の信頼を損ねてしまい、深く反省し、今後、再発防止に向けた体制づくりが必要だと述べていました。

その再発防止策及び着服発覚の経緯及び職員の管理監督する立場にあった上司にどのような厳重注意をしたのか、さらに、過去においても問題等がなかったのか、具体的な答弁を求めます。

次に、PCR検査体制について伺います。

まだ新型コロナウイルスの感染は終息していないという状況にあります。新型コロナウイルス感染が拡大している状況にあり、このまま感染拡大を許せば、高齢者や体の弱い人を初め多くの人に感染が広がり、重症化が一気に広がる深刻な事態になりかねないと言われているのが現状であります。

また、感染拡大を抑えるためには、ワクチンの投与やPCR検査の大規模な実施が必要だと、医師会や専門家などからも指摘しております。

以上のことを踏まえて、今後、町民の命と地域の経済を支えるためにも、PCR検査体制の整備がどうしても必要と考えますが、次の項目について伺います。

一つ目には、新型コロナの疑いや感染したときの相談窓口や受け入れ、医療機関の体制、また、PCR検査可能数は現状ではどのようになっているのか、伺います。

二つ目には、まちでウイルス感染が発症しましたが、発生経路などの調査がされているのかどうか、伺います。感染対策を町民と進める上でも、必要な情報の提供がどうしても不可欠であります。それは、感染の状況の開示はあらゆる感染対

策の土台になるからであります。この点、どのようにお考えなのか、伺います。

三つ目には、医療、介護、教育、保育所、幼稚園、福祉施設などの集団感染が全国的にも発生しているという状況があります。勤務する職員や、利用者等や、町民に対しても、命を守るためにも検査が必要ではないでしょうか。こうした検査を行う目的は、あくまでも診断目的ではなく、防疫目的であり、無症状者を含め、感染力のある人を見つけ、感染拡大を抑止し、安全・安心な社会基盤をつくることにあります。この点についてどのようなお考えなのか、見解を求めます。

四つ目には、まちや富良野圏域でのPCR検査体制を拡充するためには、国を初めとした関係機関の支援、財政や人員、施設がなければできないということが考えられます。これらを踏まえた現状の問題点、課題点について伺います。

次に、コロナ禍による支援策について伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大により、町民の生活や営業にも大きな影響が出る状況があります。まちにおいては、地方創生臨時交付金の活用などで、子育て支援、消費の喚起、経営支援策などを実施し、町民からは暮らしの先行きが見えない中での支援は非常に助かるという、そういう声も出ています。

また同時に、一方で、まだ以前のような景気の回復につながっていないという声もあるのも事実であります。まちは住民の生活と経済活動を守り、支援するためにも、実施した事業評価をきちっと行い、今後の支援策の継続を検討することが必要と考えます。

次の点について伺います。

コロナ禍で実施してきた支援策の事業評価及び今後の支援策等について、どのようにお考えなのか、伺います。

次に、少人数学級について伺います。

ここで、大変申し訳ありませんが、「小」になっておりますが、「少」の少人数であります。申し訳ありません、不手際です。

コロナ禍で学校も長期休校となり、再開はされましたが、教育現場や生徒、保護者も、喜びとともに不安を抱えての再開となったと考えております。

また、国立成育研究センターが、子どもを対象にしたアンケートの回答では、友達と会えない、学校に行けない、勉強が心配などの回答があったとの結果発表を示しております。

また、まちの教育現場では、子どもたちの感染リスクを抑えるための対策をとりながらの授業は大変との声も聞かれています。

コロナ禍での教育そのもののありようが問われて

いると今考えています。

次の点についてお伺いいたします。

一つ目には、コロナ禍で子どもたちの日常の変化及びアンケートの実施についてお伺いいたします。

二つ目には、一人一人の子どもに丁寧に寄り添うためにも、教員や指導員などの加配がどうしても必要であります。これは教育現場からの声としてもあります。

3番目には、学校における感染防止のためにも、少人数学級の対策が必要ではないでしょうか。まちとして、35人学級の拡大、将来的には20人学級など、関係機関に求めるべきではないでしょうか。教育再生会議でも、少人数学級を求めるという事態にまでなっています。その背景には、コロナ禍による現在の学級編成では密接、密閉が回避できないということ、学びの遅れや子どものストレスに対応するきめ細やかな体制が必要だということではないのでしょうか。今後の対応について、教育長にこれらの点について答弁を求めます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員の4項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の、町職員の着服問題についての御質問にお答えいたします。

まず、今回、このような事案が発生いたしましたことは、まちといたしましても大変残念であり、町民の皆様の信頼を大きく損ねる重大な結果をもたらし、改めておわびを申し上げますとともに、私の管理監督が行き届いていなかったことにつきましても、深く反省をしているところでございます。大変御迷惑をおかけいたしました。

議員の御質問にあります再発防止策についてであります。事案発生を受けまして、早急に各部署で、担当している外部団体等の会計事務処理の実態調査を実施するとともに、今回、懲戒免職という最も思い処分に相当する事案が発生したことから、処分後の対応のあり方及び影響を考慮し、人事院通知及び他自治体状況等を参考にし、懲戒処分における公表指針を定めたところであります。

これまで懲戒処分につきましては、組織規律の厳格化に主体を置いており、処分について一般に公表を行ってきておりませんでした。今回の事案により、町行政と職員全体の信頼を大きく損ねる行為であったことを考慮し、定められた公表指針に基づき公表することとした次第であります。

今後、懲戒処分の公表により、一定の社会的制裁も受けることになることから、非違行為を抑止し、再発防止につながるものと理解をしているところであります。

また、組織全体で行った各部署の実態調査においては、これまで指導してきた通帳、印鑑等の分散管理は行われておりますが、一部団体会計事務において、管理職員1人で担当しているものもありましたので、早急に相互牽制が働くよう、管理体制の見直しの指示をするとともに、新たに会計管理者による半期ごとの確認を行うことといたしました。

次に、上司に対する処分につきましては、担当職員の上司について、その管理監督責任について、町職員行政処分審査委員会の決定に基づき、厳重注意処分としたところであります。

また、これまでの間におきまして、今回と同様の公金等着服による免職処分となる事案については、発生はいたしておりません。

職員の規範意識につきましては、採用時から、研修等を通じ、公務員として法に従って行動するとともに、高い倫理観を持って職務に当たるよう指導してきた中で、今回の事案が起きたことは大変残念なことであり、二度とこのような事案が生じないよう、組織全体として規律意識の醸成を図ってまいります。

なお、事案の経緯につきましては、今回、公表指針を定め、既にその概要を一般に公表させていただいていることから、この場での御答えについては差し控えさせていただきますことを御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目目のPCR検査体制に関する4項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目目の、新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口等の御質問であります。相談窓口につきましては、平日は富良野保健所、平日以外は北海道保健福祉部帰国者接触者相談センターが24時間対応しております。また、富良野圏域での受け入れが可能な医療機関は、4床の感染症病棟を有する富良野協会病院が指定を受け、PCR検査並びに入院等の対応を行っております。

並びに、補足して申し上げますが、本日だと思っておりますが、本日から相談受け入れ窓口が北海道によって一本化されて、本日午前9時から、その機能を民間事業者に委託してスタートさせるというような通知を北海道からいただいておりますこともあわせてお答えさせていただきます。

また、富良野圏域におけるPCR検査可能につきましては、公表されておらず、検査体制につきましては、検査を必要とする方が速やかに受診していただけるよう、体制を整えているとお聞きをしております。

2項目目の、町内における新型コロナウイルス感染症発症経路の調査につきましては、北海道が各感染

者に聞き取りを実施しているものと承知をしており、まち独自に調査を行うことは困難であることから、北海道に対し問い合わせを行いましたところ、各自自治体に対して調査内容等の情報提供をする予定はないとお答えをいただいているところでございます。まちといたしましては、引き続き感染予防に対する住民周知と予防対策について取り組んでまいります。

次に、3点目と4点目につきましては関連がございますので、あわせてお答えさせていただきます。

初めに、PCR検査の必要性につきましては、発熱症状等のある方、あるいは陽性者との濃厚接触者に対しましては、医師の判断により行われており、医療、介護、教育、認定こども園、福祉施設等に勤務されている方や、利用されている方、並びに町民の皆様へのPCR検査体制につきましては、現在、国において、医療従事者や介護従事者等への継続的な検査について検討されていると報道されておりますが、他の社会的な必要性にまでは及んでおらず、これらについてまち独自の対応は難しいものと認識しております。

また、新型コロナウイルス感染の有無について確認するための検査を受ける場合は自費で受診することとなっておりますが、富良野圏域内の医療機関では対応をしていないところであります。

また、まちや圏域における検査体制の充実や拡充につきましては、まさに国家的課題でありますので、各種機関を通じ、町民、地域の声として、関係機関へ発信、要望してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目の、コロナ禍における支援策についての御質問にお答えさせていただきます。

いまだ終息のめどが立たない新型コロナウイルス感染症の影響により、町民の生活や事業に大きな影響が出ているところであります。これまで感染の拡大を抑制するため、緊急事態宣言が発出され、人の動きを伴う経済事業の自粛が求められたことに即応し、雇用支援、事業の継続や生活支援に取り組み、宣言が解除された以降においては、地域経済や地域福祉など、様々な事業を維持、再生していくため、地域の実態に即して事業に取り組んできたところであります。

個々の支援策につきましては、行政報告でも述べさせていただいたとおり、子育て支援関係では、18歳までのお子様のいる御家庭に子育て応援券を、また、認定こども園等の職員には、子育て支援従事者応援券を交付したところであります。

福祉関係におきましては、高齢者や障害者が入所及び通所施設に対して、継続した感染予防対策を

行っていたくために、必要な物品購入に対する助成を開始しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税、町民税、国民健康保険税などを対象とした徴収猶予の特別制度の適用、国民健康保険税におきましては減免などの処置を実施し、給付事業におきましても、国の特別定額給付金、子育て世帯臨時特別給付金、さらにまち独自といたしまして、新生児特別定額給付金の交付を行うなど、町民の暮らしを守る支援を行っているところであります。

次に、地域の経済を守る消費喚起、経営支援策につきましては、町内中小事業者に対し、利子や信用保証料を全額負担するつなぎ融資を創設したほか、売上げの減少が著しい事業者を対象として、経営の継続、再開を支援する助成金の交付を行っており、今月からは、なお影響が大きい夜の飲食店を対象とした経営の継続及び新北海道スタイルを取り入れた事業活動を奨励する助成金の交付を開始しております。

あわせて、消費喚起を促す支援策といたしまして、おうちでグルメ上富良野クーポン券事業及び食事券配布事業、プレミアムつき商品券発行事業、また、観光部門においては、7月からの観光需要を掘り起こす宿泊キャンペーンの実施など、経営支援と消費喚起の両面から、地域の経済を維持、再生する支援を行っております。

まだまだ厳しい状況は続いておりますが、これらの取り組みにおいて、町民の皆様や事業者の皆様から一定の評価をいただいていると判断しておりますが、今後におきましても、事業効果の検証や実態把握に努め、withコロナに対応した新北海道スタイルの実践とともに、さらに必要な支援策について対応を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 7番米沢議員の4項目目の少人数学級に関する3点についての御質問にお答えします。

まず、1点目の、コロナ禍における子どもたちの日常の変化及びアンケート調査の実施についてであります。各学校において、6月の学校再開後、速やかに個別面談を行い、子どもたちの実態を把握し、その後、保護者の方々とも面談を実施し、コロナ禍における子どもたちの日常について把握したところであります。

再開当初は、ストレスや生活リズムの乱れが見受けられる児童・生徒もおりましたが、現在では、学校の新しい生活様式にも徐々に慣れ、新しい日常が定着しつつあることから、現時点におきましては、

アンケートを実施する予定はございませんが、今後、状況等の変化により、必要と判断した場合には、実施も考えてまいります。

次に、2点目の、教職員や指導員の加配の必要性についてであります。このたびの新型コロナウイルス感染症予防における臨時休業中の未指導分の補習や、感染予防に対する消毒対応等、増加する教職員業務の補助等のため、北海道教育委員会から、学校教育活動を支援する人材配置として、町内の各小中学校に学習指導員及びスクールサポートスタッフが配置されたところであります。これによりまして、教職員が児童・生徒に寄り添う環境の向上が図られたものと考えております。

次に、3点目の、コロナ禍における感染予防のための少人数学級の対応についてであります。少人数学級につきましては、35人学級の実現に向けて、国に対して改善に向けた要望を行っているところであり、ソーシャルディスタンスを確保する上でも一定の効果が期待できることから、一日も早い実現に向けて、引き続き要望していくことで御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 昼食休憩といたします。

再開は1時といたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

---

午前 11時59分 休憩  
午後 1時00分 再開

---

○議長（村上和子君） 昼食休憩に引き続き、会議を再開いたします。

暑い方は、どうぞ上着をとっていただいて結構でございます。

再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 質問させていただきます。

職員の着服問題についてであります。再発防止に努めるという説明がなされました。それで、従前は複数体制での管理体制という形になっておりますが、しかし、いない場合等は、あるいはそういう状況を見ながら、この件の問題については着服に至ったというような状況が考えられます。

そこで、伺いたいのは、今後、管理職員1人で対応するのではなくて、お互いに牽制が働くような管理体制の見直しを指示したと。新たに会計管理者が半期ごとに確認を行うということの内容であります。具体的にこういった相互の牽制が働くような、そういったものはどういう体制なのか、確認しておきたいと思っております。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 7番米沢議員からありました、再発防止策の管理体制の見直しという部分の御質問かなと思っております。そちらにつきましては、事務を担当しております私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。先ほど町長の答弁の中でもありましたが、今回、いわゆる各部署で、各団体等の事務等の取り扱いの実態調査を行ったということの概要を先に報告させていただきたいと思っております。今回、全課またがりまして、そちらのほうから46事務の取り扱いがあるという関係でございます。なお、このうち10件につきましては、いわゆるまちの伝票会計を通るものが10件ございますので、これにつきましては本来の公務の中で行われているものでございます。それ以外の、いわゆる各種団体の会計というものを業務の中で処理しているものが36事務あるという結果になったところでございます。

今回、調査におきましては、いわゆる各銀行口座とかがありますので、まず誰が仕事を担当しているのか、通帳と印鑑と、キャッシュカードもある口座もありますので、キャッシュカードと、中には一定程度現金で管理している事務もありますので、現金の管理は誰がしているのかという項目に絞って調査をさせていただきました。

その結果なのですが、ほとんどのものにつきましては、それぞれ別な方が管理して、特定の1人の職員が持っているというものはほとんどなくて、適正に行われているのかなというふうに思いましたが、中には、いわゆる通帳と印鑑と一緒に持っている人ですとか、そういう部分もありまして、そういう部分と、中には、職員の配置の関係から、少数の職場につきまして、いわゆる管理職の職員が1人で全部やっているということも、これは施設等ではありますので、そういう実態が出たところでございます。

その中でこれまでも業務が行われてきてまして、今回のような事案は発生していなかったのですが、今回の事案を受けて、基本は全て違う人がふだん管理をして、1人が全部やるということではなくしようということ、今、その見直しを早急に図っていただいている途中でございまして、ほぼそこにつきましては全部達成できるかなというふうに思っているところでございます。

それが各所管の部分で、ただ、それは各所管ごとの仕事になりますので、やはりきっちり、本来は1年に1回、定期監査を受けていますけれども、ふだんの業務の中できちんとチェックをする仕組みをつくりましょうということ、先ほど言いましたように、時期が半期に1回がいいのか、四半期がいいのか

か、毎月がいいのかというのもあったのですが、基本は、通常の本業業務ではない部分の部分でございまして、会計管理者の事務増もありますので、一応今回につきましては半期に一度ということで、9月末と3月末段階で、各団体の、今想定しているのは、通帳口座の残高と関係書類がぴたり合うのか確認をして、それは各所管ごとの担当課長が必ずチェックをしていただいて、そのチェックをした結果を会計管理者のほうに報告をいただくという形になりましたので、これを定例の業務としてこれからずっと行っていきましょうということになりますので、仮に人等が、担当者が変わる、あるいは課長職が変わることも想定されますが、その中で、引き継ぎ等もありますので、もし忘れていたとしても、今度は会計管理者側から、時期になりましたら、こういうチェックがあるので、必ずチェックをしてくださいというのが必ず半年に1回は時期が来るということで、そのような形で、みんなできちんと確認をするような体制にして、仮にそこで悪いことをちょっと考えようと思う職員がいないことを願ってございまして、そういうことが必ずあるということが組織としてうまく進めば、そういうことをしない、やめようというような動機づけにもなるのかなというふうに思っております。今回、そのような見直し策を検討して、今、それぞれの部署に指導しているところでございます。

なお、これにつきましては、今月は9月ですので、今月末からこの体制でやっていきたいということで、今準備をしております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ありがとうございます。

当然、いろいろな要素が出てきて、今、担当の課長が答弁したように、ちょっと心がまた悪い方向に動く可能性もありますが、いずれにしても、やはりこういった体制づくりをきちっとやりながら、お互い牽制するという点で、非常に今後、有効的にぜひ働くような体制づくりというのをぜひ目指すということは必要だというふうに思っておりますので、ぜひきちっとした管理体制を進めていただきたいというふうに思っております。

次にお伺いしたい点なのですが、担当の上司の管理監督責任という形で、戒告処分という形になったのか、訓告ですか、ちょっと分かりませんが、厳重注意ですという形になりました。一般的に監督責任ということであれば、不適切であれば、減給または戒告というような、そういうような懲戒処分の訓令によりますと、内容にもなっておりますが、当然、厳重注意だけということであれば、この

ラインには当然達していなかったというような話なのかなというふうに思いますが、この点、まず確認しておきたいと思います。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

今回の事案に当たりまして、一定程度、その職場であります上司であります主幹、それから課長については、業務の遂行上において、一定程度の管理監督責任は免れないだろうということで、厳重注意処分としたところでありまして、処分書の交付をもって、町長から処分書等の交付をし、今後の指揮監督の徹底を図るように厳重注意としたところであります。

今、委員おっしゃったように、まちの懲戒の規定の中では、管理監督責任におきましては、指導監督が不適正だった場合、それと、非行の隠蔽やまたは黙認に関わった場合というようなことで、管理監督責任を規定しております。当然、そういう悪い行いがあつたものを、その上司自体が黙認をしたり隠したりということになれば、規定上は停職及び減給という規定になっておりますので、そういう処分をすることが適当かということになります。

今回、厳重注意処分とさせていただいたということにつきましては、ふだんから管理監督の対応については適正に対応をしていたところでありますので、と言いながらも、こういう事案が発生したというようなことを鑑み、今回の事案に当たっては、先ほど総務課長が説明していましたように、今回の外郭団体の事務処理に当たっても、ルールに基づいた形で、担当者、それから通帳や印鑑の管理についても別々にそれぞれ管理をしておりましたけれども、管理職がいないときにそういう事案が起こるようなことがあつたということでありましたので、管理職においても、当然、普段、そういうものを管理するのに、夜、帰るときは鍵をかけて帰ったりしますけれども、日中、例えばトイレに立つ、会議に行く、そのたびに机の鍵や何かをかけることはありませんので、そこまで徹底ができるのかとなると、なかなかそこまでのものは難しいのではないかと、審査委員会において、厳重注意処分が妥当だろうということで、町長に進言をし、そのような決定をいただいたところであります。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 分かりました。

非常にやっぱり管理監督にある立場の人というのは、それぐらい非常にやっぱり重い責任が問われているという形だというふうに思います。

再度確認したい点があるのですが、この職員は、



従前の部署において、そういった行為らしきものというのは確認されているのか調査されたのかどうか、確認いたします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

先ほど総務課長が答弁させていただきましたように、今回、こういう大変私たちのまちでは、遠い昔までの過去は、私、知りませんけれども、職員の懲戒免職という処分に至った事案というのは記憶にございませんで、初めてのケースなのかなというふうにも思いますけれども、こういう大きな事案が発生したことをもって、今回、このような、そういうこともあって、懲戒処分における公開指針というものも定めさせていただきましたので、この指針に基づいて、一定程度ホームページ等においても公表させていただいたところであります。

その職員とかそれ以外の職員についても、それぞれの者については、これまで何かそういう事案がもしあったときには、当然、上司からの報告等によって、審査委員会において懲戒処分が必要なものについては懲戒処分をしてきたところであります、それぞれの過去の事案についてのお答えについては、この場では控えさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 再度確認いたしますが、以前の職場にいたときは、こういう事例というか、外郭団体の扱いだとか、そういうのをされていたのかどうか。なければいいのですけれども、確認いたします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 米沢議員の御質問であります、職員それぞれ人事異動等において、その部署、部署において、その外郭団体等の事務を行っていたこともある方ももちろんいるでしょうし、外郭団体との関わりのない者については、そういうものを扱う機会はないと思いますけれども、この職員がどうのこうのということについては、それは指針に基づいて、公表できるものとできないものがあると思いますので、この場では差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） いろいろ有言飛語があるので、以前にもいろいろ噂があったような話もありますが、噂の話は私はできませんので、ないということでもありますから、やはりそういうものも含めて、きちっとした対応を引き続きぜひやらなければならないというふうに考えております。町長、この点に

ついて、もう1回、町長の決意のほど、お願いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の、職員の倫理等に対しますことについてお答えさせていただきます。

何度もおわび申し上げておりますが、絶対起きてはならない、起こしてはならないことだということの認識は強く持っておるところでございまして、これはルールだけをもって防げるものではないという認識を持っておりますので、やはり平素からの職員のモラル、これらについても意をしっかりと用いていかなければ、到底行き着くものではございませんので、今回のこういったことを踏まえて、私どもも当然であります、職場の規範意識として、私は非常に皆さん、自覚を新たにしてくれているというふうに思っておりますし、また、町民の皆様方から、非常にそういうことで高い倫理意識を求められているということを再認識していると思いますので、私も指導監督する立場としての意思をさらに強く持って仕事に臨みたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 次に、PCR検査についてお伺いいたします。

1番目の相談窓口等、医療機関の体制はどうかということ、4床の感染病棟を持っているということで話でありました。この間、北海道新聞でも、富良野協会病院の副院長の方が、万が一、重症者が出た場合は、4床ではとても足りない。緊急の場合でもそれを補うことはなかなか大変だと。そのためには、やはり必要な病床を確保しなければならぬし、そのためのやはり財源の確保だとかということも出て、この間もやはりそういう状況の中で、患者数が減って、大変な状況にあったということが、北海道新聞の報道の中でも報道されているという状況にあります。

そこで、やはりいつ、どういう状況の中で、上富良野町においてもやはり感染がまた発生しないという保証はありませんし、この富良野沿線においても、そういう保証というか、ないのかなというふうに思っております。

それで、この間のことをちょっと顧みますと、上富良野町でクラスターが出ました。そのとき、どこだ、どこだということで、町民の方が騒いで、いろいろな情報が飛び交うというような状況になっておりました。

そのときに、非常に痛切に感じたのは、一定、やはりこういう問題が起きたときに、やっぱり住民

には一定程度必要な情報というのは伝えなければならぬというふうにと考えたところです。

そういう意味では、答弁の中でも、情報についてはなかなか提供されないという状況があるということです。

そうではなくて、やはりこれからもしもそういう状況が発生したときに、町民の皆さん方が、どういう経路で、どういう状況の中で発生したのかということをやっぴり学習しないと駄目ですね、私たち。学習によって、次の打つ対策が当然とられるわけですから、やっぱり必要最小限度、個人のプライバシーを除いた中で、やっぱりそういった情報の提供というのはされなければならないというふうに思います。そういうことによってクラスターを抑制したり、あるいはそういったものの予防につながったりだとかということが、当然やっぱり必要でありますから、そのための情報提供を、私は必要最小限、まちに対して町民に対して提供する必要があるのではないかとこのように思っておりますが、この点について、町長、どのようにお考えなのか。確かに今、現時点では、保健所だとかいろいろな制約があつて、道の指針だとかあつて、なかなかできない部分はあるのかもしれませんが、その点、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員のPCRに關します御質問にお答えいたします。

今回の当町において経験いたしましたクラスター等のときもそうでしたけれども、言葉は若干違いますが、ほぼ似たような思いで、私、振興局長と、あるいは保健所とやりとりをしたことを鮮明に覚えております。なぜもうちょっと詳しい情報を提供いただけないのか。せめて私にだけでも教えてくれというふうにも何度も申し上げましたけれども、もう機械的なお答え、これ以上は上げられせんということの繰り返しでした。だけど、それで私も経過としまして、何としても気持ちがおさまらないで、振興局、保健所へみずから足を運びました。しかし、米沢議員が理解されているように、かたくなに個人を特定できるようなこと、連想されるようなことについては一切上げられせん、いかなることがあつても個人のプライバシーを超える権限は持っていないということは何度も言われまして、それは富良野の協会病院の院長、副院長からも同じようにこぼしを私も聞いておりましたので、しかし、その壁は超えることができませんでした。

ですから、先ほど申し上げましたように、一定程度ときが過ぎて、一般論として検証した結果の情報提供はいただけるのでしようけれども、非常にその

壁は高いということで、私といたしましても、まちの中で様々な風評につながるようなことを見聞きしましたので、その拡大を防ぎたくて努力いたしましたけれども、壁は超えられなかった。だけどその必要性は私は今でも感じている次第でございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） これは住民の運動にも広がっていかないと駄目な話で、恐らくこれからもういった検証を踏まえた新たな動きというのでも出てくるのだらうというふうに思いますが、何よりも、やっぱり必要最小限の予防につながる、やっぱり住民が不安のないような、そういった情報の提供というのはどうしても必要でありますから、これはぜひ関係機関にも働きかけていただいて、ぜひ提供できるような仕組みづくりを引き続き要望していただきたいというふうをお願いしておきます。

次にお伺いしたいのは、医療従事者、介護従事者などのPCR検査の体制の問題であります。今でもPCR検査をするということになれば、医師の判断だとか保健所の判断がなければ検査できないという形になっております。

この間、よくテレビ、新聞でも報道されているように、介護施設でのクラスターが発生するなど起きてきております。そこで安心してやはり働けない、あるいは預けられないということになれば、もうその地域そのものが崩壊しかねないというような状況が生まれることは明らかであります。

そうした場合には、上富良野町においても重要な施設であり、上富良野町の経済が、またまちが安心して暮らせるようにするためにも、やっぱりこのPCR検査そのものをきちっとできる体制づくりをしていかなければならない段階にもう入っているのだらうというふうに思います。

確かにこれも制限があつて、なかなかできないということの難しいという認識ではありますが、やっぱり今、そこを乗り越えて、地域でもやはり富良野圏域でも、きっちりと予算を組む、もしくはそういう仕組みづくりをどのようにしていったらいいのかというような研究検討委員会ぐらいは立ち上げるか何かして、やっぱり地域の経済、安心を守るためにも、そういった体制づくりはどうしても必要だというふうに思いますが、難しさはありますけれども、その点、確認しておきたいと思ひます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員の、PCR検査の拡大と申しましようか、について御質問にお答えさせていただきますが、私も、特に医療従事者、あるいは介護従事者等の皆さん方が、やはりみずからの安心の担保、さらには職場、地域に対する安心

感を与える意味におきまして、このPCR検査については予防効果はございませんので、そういうような心配がないかということを確認するという意味が強いと思いますが、現在、この富良野圏域におきましては、検査できる場所もごくごく限られておりますこと、ただ、議員が御質問にあります、金銭的な、資金的なことで対応が一定程度進むことであれば、それはまちといたしましても対応ができるように取り組むことは何ら躊躇はございませんが、いかんせん、そういう検査だとか、あるいは陽性者が出たときの対応だとか、そういうことは、医療的なインフラについては、私どもではいかんともできない実態もございまして、非常にハードルの高い課題でございまして、ただ、必要性は、議員が御質問にありますように、それを継続的に繰り返すことによって、みずからの安心も確認できますし、様々ないい効果をもたらすという理解はできますので、必要に応じて、思いは各機関に伝えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 今、発症のいろいろな例がたくさん出てきております。一番恐ろしいのは、やっぱり無症状の方が発生を広げている可能性もあるというような状況が言われております。そうした場合に、たまたま偶然、上富良野町はクラスターが発生したけれども、その後、発生していないという、これはいいことでありますが、ですが、人の交流がいろいろあるわけですから、そうしますと、やっぱりいつの間にか、気がつかないうちに入り込んでいるという可能性もあるわけです。そういう場合に、やはりこういった検査体制が充実していれば、その現状を知ることがまずできるということです。知って、それに対して、次の予防をどうしたらいいのかというような展開ができるということが専門家の会議でも、僕は専門家ではありませんので、記事しか読めないのだから分かりませんが、言われています。そういうことで、私はこの必要性についても、やっぱり富良野圏域、上富良野町においてもきっちりとした体制づくりができなければ、その地域で何とかやっぱり体制をつくるのが一番必要だというふうに思っております。

ぜひこの点、当然、自費の話もありますし、当然、国が動かなければならない話でありますから、自治体でできる部分とできない部分、当然あります。今、いろいろな検査の機械も充実されてきているという話もありますので、そこを乗り越えるような、大変失礼な言い方なのですが、ふだんからそういったために働かれているというふうに思います

が、この点、何とか富良野圏域も含めて、体制づくりをぜひ行ってほしいと思います。確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員の、PCR検査に関する御質問にお答えさせていただきます。

私もこのクラスターが残念ながらこの上富良野で発生してから、4、5、6、7、8、約半年たちますけれども、この間、北海道、あるいは医療機関の方とお話する中で、あるいは国の動きを私なりに見る限り、4月当初は、発熱等の症状が出ない人は感染させないのだというふうに政府の検討委員会でも統一して発表しておりました。しかし、今、ではどうかといいますと、無症状の人が感染する可能性も否定できないというふうにトーンが変わってきました。ですから、発症していない人の検査は、当初はかたくなに必要ないというふうに見解を述べられておりました。しかし最近、今、分科会と言いますけれども、分科会の中では、医療的な検査、医療従事者とか介護従事者については、やはりその意義は認めていただいているような気がします。しかし、プロ野球球団だとかサッカーチームだとかいう人たちが集団で受けるものについては、社会的な検査についてはまだまだ国はそこまで及んでいないというような見解がございまして、米沢議員から御意見ありましたように、私も私の立場としてお伝えできる範囲で粘り強くお伝えしてまいりたいと考えておりますので、ぜひ御理解というより御協力賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひ私たちもいろいろな角度から支援していきたいというふうに思っております。

それで、次に、コロナ禍の支援対策についてありますが、町長、この間、宿泊だとかプレミアムだとかという形の中で、それぞれの効果が出てきているかなと、中間だと思いますが、現状ではどのような効果というふうに押さえていらっしゃるでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員の、コロナ対策についてお答えさせていただきます。

まち、あるいは国、道と連動した様々な支援策を講じさせてきていただいておりますが、効果のほどの詳しい検証は、今、担当に指示をしております。情報収集をしているところでございます。しかし、率直に申し上げて、全て我々が想定した効果が発現されているかということ、そうではないというふうに私も理解しております。

さらに、今後も支援策を講じてまいります、そういった評価を適正に行って、さらに効果的な支援につながるよう、とにかく今はこれを乗り越えないと大変なことになるというふうに危惧を持っておりますので、ぜひいろいろ情報もありましたらお聞かせいただければと思います。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひ今後、継続的な支援、適時に打っていただければというふうに思います。

宿泊の皆さん方に聞いても、営業されている皆さん方に聞いても、また、一般の飲食を伴う業者の皆さんに聞いても、なかなかやっぱり一時のような回復に至っていないというのが共通ですから、やっぱりこれからまだまだ先が見えない中での、本当に苦労なさって頑張って営業を続けているという状況が見受けられますので、ぜひこれから引き続きいろいろな対策を打っていただきたいというふうに思います。

次に、少人数学級の問題で教育長にお伺いいたしますが、いろいろ学校等の現場に足を向けて、いろいろお話聞きますと、相当な緊張の中で、今、生徒や先生たちが勉強等、学びのやっぱり精神的なストレスをなくすための対策に取り組んでいるというのが分かりました。

また、少人数については、非常に有効的だという話が伺えました。20人ということであれば、約2メートル間隔になります。35人学級でしたら大体こんな形の、三つ、そんな状況になります。そういう中で、これからの学校のあり方、学びのあり方という点で、やっぱり少人数学級の方向性というのがどうしても必要だし、そういう方向は必要だということの話がありましたので、それと、教員の加配、来年の3月までになっておりますので、そういうものも含めて、今後の対応について、国だとかでなければできない部分もありますので、お願いいたします。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 7番米沢議員の、少人数学級についての御質問にお答えをしたいと思います。

効果については、それぞれ少人数学級については非常にあるのではないかとということで、期待もされているところであります。大きな期待というのは面積、ソーシャルデスタンスの距離がとれるという部分が一番大きいのかなというふうに考えております。

先日の新聞にも報道されていましたが、教育再生会議のほうで、それらの少人数学級を進めて

いくということに合意したというような話が出ていました。

また、来年度の骨太方針、今、国のほうでつくっておりますけれども、その中でも、コロナ対策として、少人数学級に対応するようなことが書かれるのではないかとというような情報も得ているわけですが、非常に少人数学級については、過去、ずっと全学年35人学級を目指してずっと活動をしてきました。いつも障害になるのが財政の問題で、残念ながら今まで小学校1学年だけを認める。あと、北海道において実験的に小学校2年生、そして中学校1年生に35人学級を導入しているという実態にあります。なかなかハードルが高い。財政的にハードルが高い。なおかつ今、教員不足、なり手がいない、人材不足ということが言われています。

その中で、私もぜひ、国のほうで最終的に決めることですけれども、そういうふうになっていただいで、少しでも子どもたちの学びが保証されたいいなというふうに思っていますし、声も上げていかなければならないなというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、7番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

---

#### ◎散 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時36分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和2年9月16日

上富良野町議会議長 村上和子

署名議員 佐川典子

署名議員 高松克年

令和2年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

令和2年9月17日（木曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 町の一般行政について質問  
第 3 議案第 1 号 令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）  
第 4 議案第 2 号 令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
第 5 議案第 3 号 令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）  
第 6 議案第 4 号 令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）  
第 7 議案第 5 号 令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
第 8 議案第 6 号 令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）  
第 9 議案第 7 号 平成31年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
第10 議案第 8 号 平成31年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について  
第11 議案第 9 号 平成31年度上富良野町企業会計決算の認定について  
第12 議案第10号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
第13 議案第11号 上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
第14 議案第12号 上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例  
第15 議案第13号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について  
第16 議案第14号 北海道市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について  
第17 議案第15号 北海道市町村組合事務組合理約の変更について  
第18 議案第16号 教育委員会委員の任命について  
第19 発議案第1号 議員派遣について  
第20 発議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見について  
第21 発議案第3号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見について  
第22 発議案第4号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見について  
第23 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（14名）

1 番	元 井 晴 奈 君	2 番	佐 川 典 子 君
3 番	高 松 克 年 君	4 番	中 瀬 実 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	中 澤 良 隆 君
7 番	米 沢 義 英 君	8 番	荒 生 博 一 君
9 番	佐 藤 大 輔 君	10 番	今 村 辰 義 君
11 番	小 林 啓 太 君	12 番	小 田 島 久 尚 君
13 番	岡 本 康 裕 君	14 番	村 上 和 子 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	石 田 昭 彦 君
教 育 長	服 部 久 和 君	代表監査委員	中 田 繁 利 君
農業委員会会長	井 村 昭 次 君	会 計 管 理 者	及 川 光 一 君
総 務 課 長	宮 下 正 美 君	企画商工観光課 ジオパーク推進担当課長	佐 藤 雅 喜 君
企画商工観光課 商工観光班主幹	上 嶋 義 勝 君	町民生活課長	星 野 耕 司 君
保健福祉課長	鈴 木 真 弓 君	農 業 振 興 課 農業委員会事務局長	大 谷 隆 樹 君
建設水道課長	狩 野 寿 志 君	教育振興課長	林 敬 永 君
ラベンダーハイツ所長	谷 口 裕 二 君	町立病院事務長	北 川 徳 幸 君

○議会事務局出席職員

局長 深山 悟 君  
主 事 真 鍋 莉 奈 君  
次 長 飯 村 明 史 君



午前 9時00分 開議  
(出席議員 14名)

### ◎開 議 宣 告

○議長(村上和子君) 御出席、誠に御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和2年第3回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎諸 般 の 報 告

○議長(村上和子君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(深山 悟君) 御報告申し上げます。

さきに御案内しました議案第16号教育委員会委員の任命についての議案は、後ほどお配りしますの  
で御了承願います。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び  
厚生文教常任委員長から閉会中の継続調査として、  
別紙配付のとおり申出がありました。

以上でございます。

○議長(村上和子君) 以上をもって、議会運営等  
諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(村上和子君) 日程第1 会議録署名議員  
の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定に  
より、議長において、

4番 中 瀬 実 君

5番 金 子 益 三 君

を指名いたします。

### ◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長(村上和子君) 日程第2 町の一般行政に  
ついて質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許しま  
す。

初めに、8番荒生博一君。

○8番(荒生博一君) 私は、さきに通告しており  
ます2項目、7点について町長の所信をお伺いいた  
します。

まず、1項目め、行政組織と人事管理について。

町では、組織機構改革の取組として、平成16年  
4月より、簡素で柔軟な行政体制の確立を目指し、

これまでの係制から新組織機構体制であるスタッフ  
制を導入し、今日まで現体制を維持し続けている。

しかしながら、少子高齢化や人口減少問題など、  
町を取り巻く状況は大きく変化してきていることか  
ら、私は社会の変化に対応した行政組織が必要だと  
考えております。

そこで、12年という町長の経験から、現在の組  
織の問題点や課題、また、時代に即応した行政組織  
はどうあるべきか、以下3点について町長の所信を  
お伺いいたします。

1点目、現在はスタッフ制での組織体制となっ  
ているが、町長在任中の12年間を振り返り、この組  
織について、評価はどのようにお考えかお伺いいた  
します。

2点目、組織は組織力、すなわち職員の力を結集  
し、一致団結して目標に向かって進むことが、強い  
ては住民福祉の向上につながると考えます。職員教  
育について、これまで実践してきた総括と、町長が  
一人一人の職員評価をどのように行ってきたのかお  
伺いいたします。

3点目、長年培ってきた知識と経験を有する職員  
は町民にとって大きな財産であり、何ものにも代え  
難いものだと考えております。しかし最近、事故や  
本人の意思で急に退職する者が見受けられますが、  
町長は現状についてどのように認識しているのかお  
伺いいたします。

続きまして、2項目め、町立病院の建設につい  
て。

新町立病院は令和7年3月の竣工、6月の開院を  
目指し、現在、鋭意作業が行われております。令和  
2年度は基本構想・基本計画の策定に努めてられて  
おり、今般、基本構想の概要版(案)が我々に示さ  
れました。新病院に対する町長の思いや考え方が、  
この間なかなか私たちに伝わってきておらず、町民  
への情報提供が十分に行われていないと私は考えま  
す。

そこで、町長が考えている新町立病院構想につい  
て、以下4点に関してお伺いいたします。

まず1点目、この基本構想は町長の思いが十分に  
反映されていると受け止めているのか、そして、町  
長が思い描く上富良野町に必要な病院像となってい  
るのかをお伺いいたします。

2点目、基本構想概要(案)では、具体的な建設  
費として、現在の子どもセンターを取壊し、新病院  
整備の検討をする方針となっておりますが、子ども  
センターの機能の移転先はどこにお考えかお伺い  
いたします。

3点目、町民にとって重要なプロジェクトである  
新町立病院の竣工までの主なスケジュールや規模、

診療科目などについての住民への説明や町民の方々が期待する町立病院像の把握をいつ、どのような形で情報提供し、町民の声を聞くお考えがあるのかお伺いいたします。

4点目、今般示された基本構想概要（案）において、概算事業費が約37億円となっております。医療備品等の予算を含めると、現時点での総額は幾らぐらいと町長はお考えか、お見積りに関してお伺いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

8番荒生議員の2項目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1項目めの行政組織と人事管理に関する3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目のスタッフ制に対する評価についてであります。私の就任時には既に現行のスタッフ制となっており、その前の係体制との直接的な比較については申し上げられませんが、スタッフ制の移行前は16課65係体制として、組織を細分化した中で業務執行が行われておりましたが、国の行財政改革に伴い、職員体制の見直しが求められた中、限られた予算、人員により効率的な行政運営を目指すべく実施されたものと認識をしております。

この間、スタッフ制の必要性を理解した上で、その効果を最大限に発揮できるように組織運営を行ってまいりました。

評価につきましては、よい面、不十分な面、両面ありますが、協働のまちづくりなど、町民と一体となった行政運営に取り組むことによりまして、さらに向上が図られるものと考えております。

次に、2点目の職員評価に関する御質問であります。職員一人一人に対する評価については、若い職員から経験のある管理職まで数多くの職員がいる中で、私が直接に評価することは、評価の客観性を担保する観点からも困難と受け止めており、職員一人一人の能力を十分に発揮し、機能性と機動力を備えた組織づくりとなるため、副町長、教育長や管理職を通じて職員の適性を見極め、適材適所となるよう職員の登用や配置については就任時から継続して取り組んできたところであります。

一方、現在は、人事評価制度によりまして、これまでよりさらに客観的な評価基準に基づき評価できる体制ができつつあり、人事評価制度の熟度が上がることによって、その効果が生かされるものと認識をしております。

また、職員教育につきましても、必要な教育、研修機会を十分確保し、みんながスキルアップを図れ

るよう職員教育には意を用いてまいりました。

最後に、3点目の職員の退職に関する御質問であります。これまでも新たな道に進むため、途中で退職される方や体調等の面から退職される方もあり、それぞれの価値観、人生観の中での決断でありますことから、町にとりましては、知識や経験を有する職員を失うことは大きな痛手ではありますが、御本人の意思を尊重すべきものと捉えております。

いずれにいたしましても、全ての職員がやりがいと誇りを持ってまちづくりに取り組むことができる職場であることが大切であり、また、若い人にも選んでもらえるような魅力ある職場であることも必要であり、良好な職場の環境や組織づくりに取り組んでいくことが重要と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの町立病院の建設に関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

新町立病院の改築整備につきましては、令和7年の竣工に向けまして、今年度は基本構想・基本計画の策定を進めているところであります。

基本構想部分につきましては、その骨子がこのたびまとまりましたので、上富良野町立病院改築基本構想概要版としてお示ししたところであります。

まず、1点目の基本構想に町長の思いが十分反映されているかとの御質問であります。町が策定する様々な構想や計画は、現場の職員や附属機関の委員の皆様御意見等を十分に参酌しながら、最終的に町長において方向づけをしているものであります。

このたびの新町立病院改築に向けた基本構想につきましても、関係各課の職員はもとより、現場の医師や医療スタッフ、さらに町立病院運営審議会の御意見等を賜りながら策定したものであり、申し上げるまでもなく、執行機関の長として思い描く病院像を示した構想となっているものであります。

次に、2点目の新町立病院の建設予定地についてであります。現子どもセンターを取り壊して、その跡地に改築整備をする構想となっております。

御質問の子どもセンターの移転先ですが、利用者の方々に御不便をかけることがないように、現在の子どものセンター機能を維持することを基本といたしまして、具体的には一部機能を分化した中で、児童発達支援センターにつきましては、隣接しております旧看護宿舎を改築した上で移転し、また、子育て支援拠点事業につきましては、他の施設で運営することで、検討を進めているところであります。

次に、3点目の新町立病院改築整備に係る町民の皆様への周知や意見聴取についてであります。このたび基本構想がまとまりましたので、ホームペー

ジや広報等を通じて情報提供に努めるとともに、近く、その内容の説明と御意見を伺う機会を設けるよう指示をしたところであります。こういった機会を通じていただいた御意見なども参考に、基本計画の策定作業を進めてまいりたいと考えており、基本計画策定時にはパブリックコメントも実施したいと考えております。

最後に、4点目の医療機器も含めた概算事業費についての御質問であります。まず、お示ししております事業費の37億円につきましては、標準的な公立病院施設及び先行事例などの積算単価を用いた試算値、試みの数字でありまして、実際の事業費につきましては、今後、基本計画・基本設計の策定によって、より詳細な事業費の積算を行っていくことになっており、そのようなことから、今回お示ししております事業費については、あくまでも参考値ということで御理解を賜りたいと存じます。

また、医療機器を含めた事業費についてであります。現在も医療機器等につきましては、その更新時期に合わせて計画的に整備を図ってきているところであり、新病院の改築整備に併せて医療機器を更新することについては想定はしておりません。

なお、現在のCTにつきましては、新病院の改築整備時期と更新時期が重なるため、併せて整備を予定しているところであります。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） まず、スタッフ制に関して、現体制を町長は続けられているこれまでの中で、職員との協議の中で、例えば係制に戻したほうがいいなどというような声は上がってきたのかどうか、確認させていただきます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

係制時代の仕事の進め方についての懐古的な思いは述べられる職員もおりますが、今そこへ立ち戻るというようなことは実質的には大変困難でありますので、そういった時代のよさを、よさばかりではございませんが、そういった経験を踏まえて、私は経験がございませんので、踏まえて、今のスタッフ制の中でそれらを、いい面を生かしていきたいという声は寄せられております。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） それでは伺います。町長の現在お考えになるスタッフ制のメリットとデメリットは何ですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 荒生議員の御質問にお答え

させていただきます。

メリット、具体的に何がメリットというようなこと、一つ一つの事務事業を申し上げて評価することは大変難しいものでございますが、総体的に、まず職員相互が情報共有できているということは、さらに本人のスキルアップをするための基礎知識が身につくということでは、大変私はいいことであろうというふうに思っております。

一方、多くの物事を抱えるという側面もございまして、なかなか忙しさも一方では生まれているという実感をするところでありまして、この12年間通じて見ていますと、その中でもいろいろ工夫してきておりまして、その中のチームの核となる人を決めたりということ、機能的には、就任させていただいた当時から見ると相当充実もしてきていますし、職員の中でも、そういう仕事の仕方というものは定着してきているなど実感しているところでございます。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 今、御答弁の中で、仕事量の多さなどに関して言及いただきましたけれども、近年、このスタッフ制から以前の係制に戻している自治体が増えております。

そのような中、スタッフ制では、職員それぞれが担当業務を持つことの弊害として、課内及び班内の職員間で事務量が偏っているという感じが見受けられます。実際私もそれぞれの課を回ることでありますけれども、片方の職員はずっとパソコンに向かい、仕事量が多く、一方では、手のすいているような職員も見受けられますが、その辺りに関しての偏りに関してどのように分析していますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 荒生議員の御質問にお答えさせていただきますが、その瞬間瞬間を断片的に捉えて私は判断はしておりません。総体的に課の課長を中心にして、その課内全体の仕事の在り方は、それぞれ各課に委ねておりますので、管理職の方がその辺りの仕事のモメントといえますか、仕事の分散のさせ方なんかというのは配慮いただいていると思いますが、直接私のほうに、今の仕事の進め方に対するいざさというものは伝わってもきておりませんし、私自身も、各課でその辺のコントロールはされているというふうに理解をしております。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） では、違う角度からお伺いしますが、私は管理職のスタッフへの指導監督が十分でなく、また、相談に応じている姿も余り目にすることはありません。昨日、同僚議員が今般の191万円の着服に関する質問を取り上げましたけれ

ども、余りにも今このスタッフ制、そして職員に対しての管理体制を含め、ほころびが出ているような気がしてならないのですが、その辺の見解をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

私といたしましては、やはり現在既に定着してきておりますスタッフ制というこの制度そのものについては、私なりに評価をしております、それをどのように、さらに機能的に生かしていくかということは、これからも追い求めていく課題だと思いますが、そういう中で様々な、仮にそういう問題が生じる芽があるとすれば、それは日々の機構改革の中で、それは対応していけると思いますので、むしろこのスタッフ制を本当に自分のものとして、どういうふうに定着させるかということに力点を置いていくことが重要かと考えております。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） それでは、質問を変えます。

今般、この春から、いわゆる課長職がこれまでの間、2人退職されています。先ほど町民にとっても、豊富な経験、知識を有する職員は財産ということでお話をしましたけれども、本当に退職願の受理についてとか、非常に疑問に感じる点が多くあります。

例えば我々民間の企業であれば、一定の役職に就いた者の退職の希望を受理する場合、最低限1か月前というようなスタンダードなルールが設けられております。行政にはないのでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

退職に対します意思表示等のルールについては町としても持ち合わせております。しかしながら、そういうルールはある一方で、やっぱり個々人の人生観、特に、やはり体調等の関係で退職の道を選ばざるを得ないというような事例もございますので、ルールはルールとしてありますが、それは総合的に私が判断いたしまして、退職を認めるか認めないかの決断をさせていただいているところでございます。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 本当に長い年月、それから、お金をかけて立派に課長まで育て上げ、また、育った職員を、本当に様々な理由があるということで町長は述べられましたけれども、しっかりと慰留はなさいましたか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 当然そういった経過を経て、最終的に判断をさせていただいているところまでございまして、ただ、一般論で申し上げますと、役場に限らず、今、若い世代の方々、私のような年代から比べると、転職をする、職を変えろということに対する、終身雇用のような、そういう認識というのは極めて希薄になっておりますので、これは社会の流れがそういうふうに変化してきている一つの表れもあるのかなというふうには理解をしているところでございます。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） それでは、人事管理については、町長のお考えはある程度把握させていただきましたので、質問を町立病院のほうに移させていただきます。

まず、今般我々に示された基本構想の概要に関して、総じて伺いますけれども、策定に当たり、まず、人口減少の影響がしっかりと加味されているのか、そして将来の高齢者実数等々も加味されたものが、この基本構想に含まれているかどうか確認させていただきます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 荒生議員の新町立病院に対する基本的な考え方についてお答えさせていただきます。

将来の町の姿、あるいは現在の町民の皆様方は、日々日常の中でお聞きしている声、あるいは将来の人口も含めまして、町として持ち合わせていなければならない医療機関としての役割と、私なりに総合的に判断した中での構想とさせていただいたところでございます。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） それでは、建設費に関して伺います。今般示されました概要版は、改築場所の選定ということで、まず、現町立病院敷内に特化し、五つの候補地を挙げた中で、どの場所が最適かという御判断の下、今回は、対象である子どもセンターを取壊し、その位置に新病院を建設するというので我々に案が示されましたけれども、この改築場所の選定に当たり、当然町有地以外にも、例えば近隣の民有地等々も検討もなされたと思いますが、その辺の、今回子どもセンターを取り壊すという、場所の選定まで至った経緯というのを簡単にお聞かせ願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番荒生議員の新町立病院構想におきます建設候補予定地についての経過について御説明させていただきたいと思いますが、ま

ず、民有地の利活用等も初期の段階の中では、私なりに想定もしたりいたしました。しかし、私が持ち合わせております知識では、医療のルール、病院として持ち合わせなければならないルール等については知識がございませんので、それをドクターだとか、あるいは事務スタッフの方々といろいろお話を聞く中で、やはり道路を隔てて他の場所へ、前にもお話したことがあろうかと思えますけれども、他の場所へ仮に置いたとすると、現在のオンコール機能、それは法律上、規則上、オンコール状態となりませんので、まずそれは想定できないということ、様々な医療ルールの中で、消去法でいったり、あるいは町民の利便性を考えたりした経過の中で、現在お示ししている場所となったということでございます。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） それでは、配置計画についての質問なのですが、今回、子どもセンターの取壊しが予定されて、その場所に新病院の建設とありますけれども、現在、子どもセンターの中には子どもセンター、それからファミサポ、そして高齢者事業団、それぞれが組織として中に詰まっております、移転先である予定の看護宿舎というのも、多分私が想定するに、病院と同じく建設されたものと見受けられる非常に古い建物で、機能の一部をそこに移転するという考えは理解できますけれども、相当改築に費用がかかると思うのですが、その辺は御検討されましたか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 荒生議員の現在子どもセンターが持ち合わせております機能についての、代替についての御質問にお答えさせていただきますが、子どもセンターが持っております二つの機能、それから高齢者事業団等の事務機能も含めまして、看護宿舎等へ発達支援センターの機能をそちらへ移すなどを考えておりますが、建設の担当課の技術者から、現在の看護宿舎の状況等をしっかりと私なりに確認をいたしましたところ、十分にこれからの利用にも耐えるというような、建物を技術者として見てくれておりますので、耐え得るというような見解もいただいております、一部、やはり子供を扱う場所として想定すると、非常用の階段を設置するか、付加していかなければならない構造的なものもありますけれども、躯体としての耐久性は十分大丈夫だというふうに聞いているところでございます。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 専門の方にそれ相応の見解を求めて、今の御答弁があったと思えます。

調べましたら、この子どもセンターには、平成2

0年以降増改築費として約6,500万円が投じられております。この病院のスプリンクラー設置そのものに関しては、平成25年の福岡市の有床診療所の火災を受け、その後、消防法が改められ、令和7年6月までに特別な措置として、病院を運営に当たり、スプリンクラーを期日までに設置をしなければいけないということで、今回、町長は昨年、新病院建設にかじを切りました。非常にかじ切りまでに2年、また3年近くを要して、相当お悩みになられたと思います。

そのような中、例えば計画ということを考えてとき、やはりいろいろな古い建物を、子どもセンターは修繕していますので、一定程度、長寿命化ですとか、そういったところで様々な利便性を考慮し、6,500万円の多額な費用を投じて現在運営しております。簡単に取り壊して、そしてまた新しいところに機能を移転する。そもそも無計画な感じがしてなりません。もう一度御答弁をお願いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番荒生議員の御質問にお答えさせていただきますが、様々な観点から総合的に、一つ一つについては申し上げませんが、総合的に、現在の使い得る、利用し得る敷地全体を総体的に検討した中で、あそこにすればこれを動かさなければならぬ、ここにすればこれは障害になる。様々な総合的な判断から、また、子どもセンターがこれまで、子どもセンターに対してかけてきた経費等も、当然それは念頭にもありますし、そういったものを総合的に判断して、一番、新しい病院ができた後に、使い勝手のよさ、あるいは場所、それから、今直ちに想定しているわけではございませんが、将来的な病院と福祉との連結、そういったものをトータルで想定いたしますと、やはり議員が今お話のような、これまでかけてきた経費をもってでも、さらにそれに代わる、それをしっかりと理解できるようなことにつながっていくというふうに、最終的に私が判断したものでございまして、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 今の町長の御答弁で、検討の中で配置計画を今回の案になされたという背景は分かりましたと申しますか、理解をさせていただきます。

では、質問の中に、一昨日の記事ですか、この新病院の基本構想に一部新聞社が触れて、町民の目に大きく、その事業費が、医療費等々の備品を除く総額約37億円という、金額だけが先行してしまっただけで、37億円という多額な費用を投じ、新病院を建設するという概要が我々に示さ

れ、今、町の中でも、結構お金かかるんだねなんていう声も様々な角度から聞く場面があります。

今回、質問の中に、それ以外の予算を含め、どのぐらいの見積もりかというところでは、残念ながら答えに近づくような御答弁をいただけませんでした。今回、新病院建設に関しては、現在使用している医療備品もそのまま新病院にシフトし、極力経費をかけない中で新しい病院の建設を目指すという、この考えはとてすばらしいと思います。

しかし、やはりこの後、新町長を決める選挙が11月29日に控えております。かじを切った現向山町長の責任として、やはり一定程度、こういった部分で費用がかかる。ですから、概算で例えば41億円なのか、45億円なのかは分かりかねません。しかし、しっかりと現基本構想から、来年2月の末に策定予定の基本計画にシフトする中で、しっかりと70%ぐらいは最低限、意思、そして考えというのを、後をしっかりと渡すべきだと私は考えます。その辺に関して見解を伺います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

私はこの構想づくりに着手したときから、事業費について考えなかったことは一度もございません。やはり大きく頭の中にあるのは事業費でございます。こういった構想を具体的にまとめると同時に、様々な財源手当てというものは、同じく力の点を置いてこれまでも、今も取り組んでおりますが、各方面にいろいろと御相談に行ったり、あるいは知見をいただいたりということで、極力事業費を圧縮することは当然でございますけれども、その事業費についてもなるべく他の町の自主財源に負担をかけないような、そういう手法を講じられないかということで、これまでも本当に様々な方々とお話もさせていただきました。これからもさせていただこうと思っております。

新しい担い手の方については、しっかりとその辺は、下準備と申しましょうか、土台ができていような姿でバトンタッチをしていきたいなというのは強い思いとして持っているところでございます。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） それでは、今基本構想を受けてしっかりと、また、さらなるコンクリートな状態の基本計画が来年2月末に上がるという認識でよろしいでしょうか。もう一度確認させていただきます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 荒生議員の御質問にお答えさせていただきますが、しっかりとした基盤、計画

につながる基盤を構築してまいりたいと考えております。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 最後に、パブリックコメントですとか、様々な形で今後町民の方に周知を考えているということでしたけれども、近隣の市では、市庁舎建設がかなり難航いたしておりまして、民意が、コロナ前の計画では、進めるべきではないという、これはあくまでもアンケートの数字ですけれども、約7割の市民がそのような意見を持たれているということで、それだけやはりビッグプロジェクトというのは町民にとって非常に大きな関心事であります。

今回、運営審議会等々の議事録を見させていただく中で、審議会のメンバーの方も、もちろん町民の1人ということで代表で来られて、様々な角度からいろいろな意見を述べられて、活発な議論はなされているのは分かります。

しかしながら、今基本構想が練り上がった最初の、先般、8月28日か、日付が間違っただけで、この運営審議会の議事録を拝見させていただきましたら、向山町長は、多分ほかの公務で欠席、副町長は、冒頭出席はされていましたが、挨拶の後に退席というような議事録を見ましたが、本当にそういった状態で、住民からの合意形成というのは、基本計画策定に向けてなされるのでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

審議会等への同席につきましては、むしろ私は極力、審議会というものは独立した組織でございますので、私ども理事者が直接その審議の中に加わるということは、むしろ私としては望ましいことではないというふうに理解しております。自由闊達な意見をいただくことからして、私どもはその組織に100%信頼を寄せておりますので、そのほうが審議の形としては、私としてはそちらが望ましいというふうに理解をしているところでございます。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） それでは最後に、向山町長、新病院建設の強い思いを町民にメッセージをください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

具体的な私の思いも含めまして、基本計画に向けての考えはこれからお示しする機会があろうかと思っております。しかしながら、やはり揺るぎない思いとい

たしましては、町民の皆様方から上富良野町立病院に対する熱い思い、そして医療を直接預かっていただいておりますドクターを初め医療スタッフの方につきましても、上富良野町立病院を自分たちでしっかり守っていかなければならないと。それが住民の福祉に伝えることだということで、本当に院長以下、町立病院に愛着を感じていただいておりますし、そういったバックボーンがあって初めて新病院というものはつくり上がっていくものというふうに理解しております。

そしてさらには、やはり富良野協会病院を核とした、この富良野医療圏を考えますと、私はたまたま小山内院長先生や角谷先生とお話する機会も多いのですが、特に、やはりそういった富良野圏域の協会病院と上富良野町立病院との病病連携というものは何としても、大きな医療を支える基本であるということは共有できておまして、まして町民の皆さん方はふだん、形として接する機会は少ないかと思えますけれども、毎年30万人を超える自衛隊の皆さん方が演習場を利用して演習をさせていただいております。そういった方々の安心感を支える面においても、私は上富良野町立病院が今の姿をベースとして、これからも維持していくことが、将来の上富良野を考える中では絶対避けては通れないという姿だというふうに理解しているところです。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、8番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

次に、9番佐藤大輔君の発言を許します。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 私は、さきに通告してありました1項目4点につきまして町長にお伺いいたします。

都市部、一部地域を除き、全国的に人口減少、少子高齢化が急速に進んでおりますが、本年初頭の社人研、将来推計人口見直しにより、我が町も人口ビジョンの大幅な下方修正を余儀なくされました。

そのような中、我が町を含め全国の地方自治体が人口減少に歯止めをかけるべく種々模索しておりますが、どこかが増えれば結局どこかが減るというゼロサムゲームに翻弄されることなく、また、人口の増減に一喜一憂することなく、地域を元気にできる第3の人口として、また、新たな地方創生策につながる可能性を大いに秘めているとして、数年前から注目されているのが関係人口という考え方です。

関係人口とは、何らかのきっかけで移住した定住人口でも、観光にきた交流人口でもなく、地元を離れて暮らす方や地域で勤務経験のある方はもちろん、移住に至らないまでも地域のファンとして特産品を購入してくれたり、ふるさと納税をしてくれた

り、積極的に魅力を発信してくれたり、思いを寄せる地域や地域の人々と多様に関わる人のことを指しますが、本年2月に策定された上富良野総合戦略2に、関係人口の創出、拡大に関する具体的施策が掲げられております。

そこで、以下4点につき、町長にお伺いいたします。

1、今後、関係人口施策に期待することは、人を数で語る時代とは別れを告げ、全体ではなく個としての存在をしっかりと認知し、地域住民、移住者、関係人口、企業といった多様なプレイヤーが交錯する中で、移住者が移住者を呼び、仕事が仕事をつくる土壌がつくられ、仮に人口は減少しても人材は増加するシステムの構築だと考えます。

そのためには、総務省採択モデル事業等を参考にしながら、我が町の特徴を生かした、もう一步踏み込んだ施策展開が必要と考えますが、町長の所信をお伺いいたします。

二つ目に、コロナ禍において様々な生活様式が見直されている中、既に1か月程度の滞在期間でのリモートワーク客受入れ実績がある町内宿泊業経営者からは、これを機に国の補助金を受けてワーケーション環境整備に取り組むと伺っておりますが、今後、ICT環境が充実し、町内全域でリモートワークが可能になるのであれば、例えば町内旅館、飲食店に対し、コワーキングスペース設置のための国の制度活用を推奨することや、リモートワークモニターの協力を、我が町に事業を展開している企業に仰ぐことで、早期にリモートワークの課題を洗い出し、他市町村に先んじてワーケーション等の新たな施策を実現することも可能と考えますが、町長の所信をお伺いいたします。

三つ目に、総務省は、関係人口関連施策を効果的に展開するために、中間支援機能を持つ新たな組織の必要性を示しております。関係人口の接点となるコンテンツが整理され、タイムリーな情報を集約し、情報提供を行う拠点づくりを初めとしたアクションプラン策定のためには、様々な取組をキーワードでつなぎ、同じビジョンを持つこと。また、どれだけ多くの住民の方がプロジェクトに参画されるかが最も重要な指標になると思われ、そのためには、中間支援機能を有する組織が必要と考えますが、町長の所信をお伺いいたします。

最後に、総務省モデル事業類型の一つに、その地域にルーツがある者等を対象とする取組があり、出身者やその親族と継続的なつながりを持つ機会を提供する具体策として、本年3月の定例会で質問させていただきました合葬墓の設置は、関係人口施策の目的に合致すると思われませんが、町長の所信をお伺

いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番佐藤議員の関係人口の創出・拡大に関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

我が国全体が人口減少の局面に入った今日にありまして、地域の活力を維持し、持続可能なまちづくりを進めていくため、いわゆる関係人口と呼ばれる地域外の方々が地域づくりの一翼を担っていただくことは、今後のまちづくりにおきまして重要な視点と捉えております。

町といたしましても、第2期上富良野町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、人口ビジョンに示した将来展望を踏まえた四つの基本目標の一つである「人をひきつけ、好きになってもらうまちづくり」において、関係人口の創出・拡大を基本的方向の一つとして掲げているところであります。

まず、1点目の関係人口施策の展開についてであります。町外の方々が町に興味を持ち、継続的に多様な形で関わっていただくことは、地域の活性化や将来的な移住の誘導にも大きな意義を持つことから、多方面にわたり町の魅力に触れていただける機会を創出していくことが大変重要なことと受け止めております。

現在、町では、ふるさと応援寄附及び企業版ふるさと納税の各制度を活用し、町を知り、関心を持ち、つながる取組を進めるとともに、町の地域特性を生かした各種イベントの開催、支援を通じて、町外から訪れていただける機会の創出や、映画やテレビドラマのロケ地として利用されている地の利を生かし、ロケの誘致とともに、ロケ地としての観光資源を誘客につなげるロケツーリズムの取組による持続的な観光振興を、ロケサポートセンターの活動等を通じて推進をしているところであります。

さらに、定住・移住促進計画の着実な取組やふるさと会の会員及び全国で活躍されている上富良野駐屯地で勤務経験のある方々など、町に思いを寄せていただいている方々へのアプローチも引き続き進めてまいります。

関係人口におけるつながりは極めて多様で、様々な施策の展開が考えられると思われませんが、御質問にありますように、関係人口の拡大は、将来のまちづくりの源泉として期待をするに当たり、一步踏み込んだ施策の展開については、事の正否を左右する重要な要素と捉えており、それらの方々に対応するための受皿づくりと環境整備に引き続き力を注いでまいります。

次に、2点目のワーケーション等への取組に関する施策等についてであります。働き方改革や新し

い生活様式を取り入れた取組として、テレワークやワーケーションといった、いわゆるリモートワークにつきましては、今般の新型コロナウイルス禍の中で関心も高まっているところでありまして、将来の方向性を示したものとして認識をしているところであります。

リモートワークは、これまでの私たちの仕事の在り方が大きく変わっていくことでもありますので、将来に向けて様々な視点に立った検討が必要であると考えておりますが、いずれにいたしましても、基盤となる高速通信が可能な環境整備は何よりも必要であるとのことから、国においても今期のICT環境の充実を推し進めるため、本年度、光回線の普及率100%実現するための財政支援が拡充され、町においても今定例町議会において、高度無線環境整備推進事業費の補正予算を上程させていただくところであります。

既に町内の宿泊施設におきましても、1か月程度の滞在期間でのリモートワークの実績もあり、さらに当該施設では、国の補助金を活用してワーケーション環境整備に取り組むと伺っているところであります。

町では、現在、町内の事業者等へのリモートワーク環境整備を目的とした直接的な支援策は持ち合わせておりませんが、既にある持続化補助の活用なども含め、情報収集に努め、今後の対応を研究してまいりたいと考えております。

また、リモートワークモニターの企業への協力につきましては、現在、町と関係のあります企業の方々と情報交換を行うなど、施策や課題について研究を進めてまいります。

次に、3点目の関係人口施策のための中間支援機能についてであります。関係人口の創出・拡大のための中間支援機能につきましては、国においても民間事業者等から提案を募集し、先駆的なモデル事業をこれから調査検討するとされておりまして、今後、モデル事業の実施状況、検討結果を参考に、町においても推移を見てまいりたいと考えております。

次に、4点目の関係人口施策と合葬墓についてであります。関係人口の創出・拡大と合葬式施設の設置につきましては、必ずしも目的が合致するとは考えづらいところではあります。ふるさと会などと同様に、町にルーツがある方々との継続的なつながりを持つ機会や関係を継続していく取組は重要な視点と捉えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。



○9番（佐藤大輔君） ただいまは全ての項目が関連し合う私のやや抽象的な質問に対して丁寧にお答えいただき、感謝しております。

関係人口のワードそのものが新しく、全体的にまだ研究段階であるとの御答弁でございましたが、現段階での町長のお考えをもう少しお伺いしたく、まずは、（1）の一步踏み込んだ施策展開に関して再度質問させていただきます。

確かに我が町には、視覚に訴えるコンテンツ、いわゆる映える、地域資源が非常に多く、旅行者や町民が魅力的な食や景観、十勝岳連峰が生まれた背景、時代性をメディアプラットフォームを通じて発信することで、多くの方の興味を引くことは十分に可能だと考えます。

しかし、これらは主に交流人口イコール観光人口を生み出す施策であって、私は、関係人口とは、さらに我が町に対する関心と関与が強い方を指すものと認識しております。

例えばふるさと応援モニターには、ふるさと住民票を発行する制度整備、また、観光リピーターに生活体験や住民とのつながりを感じてもらう機会の提供など、あたかも階段を一步上がってもらえるような働きかけによって、我が町のコアなファンになっていただく。そしてさらにもう1段上がっていただくと、コアのファンが我が町の課題解決に当たったり、イベントにスタッフとして参加したりと、町外の方でありながら我が町に強いインパクトを与える人材になっていく。私は、この人材こそが、最初の質問で述べた関係人口のプレイヤー像であり、そしてこのプロセスが非常に重要であると感じております。

町長は先ほど、一步踏み込んだ施策展開については、受皿づくりと環境整備に注力していくとおっしゃいましたが、現時点でももう少し具体的なイメージをお持ちであれば、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番佐藤議員の関係人口に関します御質問にお答えさせていただきます。

冒頭のお答えの中でも触れさせていただきましたが、私がイメージいたしております関係人口を構築していくという姿の中で、やはり今そういったネット情報だとか、そういったものを通じて上富良野の姿を体験していただいたり、あるいはお知らせすることは既に一定程度できているというふうに思いますが、しかし、私の思い描く関係人口をしっかりと根づかせる過程として、やはりこの上富良野町の空気であったり、このロケーションであったり、そういったものを肌で感じていただくことが基本になれば、なかなかそういう次の段階へ進む土台ができ

ないのではないかとというふうには押さえておまして、そういう意味で、そういう方々が、関心をお持ちの方がさらに一步踏み出してみようかと思っただけのようなきっかけの環境づくり、具体的に一つ一つはなかなか申し上げられませんが、例えば上富良野の様々な情報を発信するような、そういう拠点があったり、あるいは上富良野をめぐるような、上富良野の魅力をアピールできるような、あるいは定住・移住に関する情報を肌で感じていただけるような、そういう総合的な事業展開があるべきだというふうには捉えて答弁させていただいたところでございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） より身近な具体例として、昨日、私、町長と同僚議員とのやりとりの中で、泥流地帯の映画化プロジェクトに非常に大きな可能性を感じました。ただ、その中で構築される、例えば映画関係者、町民、町外から来るエキストラの方、ジオパークの関係者、または三浦綾子さんのファンであったり、そういった方々のこの関係性をさらに進化と深化、これを進めていくのが関係人口施策として、私がイメージする施策なのかなというふうに感じておりますが、その点の、今の話に関しての見解をお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 佐藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨日もお答えさせていただきましたが、そういった町外の皆さん方とつながりを持つ、非常に大きな意味を持つツールだというふうに私も強く認識しております、ぜひそういったことを、前段お答えさせていただきましたようなことと、しっかりとそれが一つのものとなるように組み立てていくことが重要だと考えております。

ただいま御質問いただきましたようなことは、相当ネットワークも広がりますので、期待をしている部門だということで、御理解いただきたいと存じます。

○議長（村上和子君） 9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 今の話と関連いたしますけれども、結局のところ、ふだん何げなく眺めている景観や口にしている食事など、我が町の魅力を町内在住者が改めて体感し、多くのファンを持つ上富良野町に住む当事者意識を醸成することで、町民の中にもコアな関係人口、これ私、勝手に地元愛型と言っているのですけれども、町民の中にもコアな関係人口が増えていくということが地域活性化に不可欠かと思っております。その道のりは大変険しいものであ

りますが、人材が増加するシステムの構築に向けて、ただいまの泥流地帯映画化プロジェクトを含めた取組を注視し、私も微力ながらお力になれるよう努めてまいりたいと思います。

もう1点、(1)に関して再度質問させていただきます。

先ほどの階段の話で申せば、この階段の行き着く先、いわゆる最上段は定住・移住であることに間違いはないかと思えます。しかし、この町に骨を埋める覚悟があるかという地域側の強い思いは、いずれ地域で暮らしてみたい、地域で自分を生かしてみたいと考える人にとっては、非常に高いハードルになると思われます。

特に、この町に住みながら、ほかの地域にも移住し、そういった移住を繰り返しながらも、この町に、我が町に関わる関係人口、俗に風の人と呼び、住むことで地域の実情を知り、実現可能な解決策を提案しやすく、地域に同化する前に、去ることで思い切った提案ができるという、大変一見無責任な感覚はいたしますけれども、こちらもインパクトを与える人材と言えます。そもそも移住・定住を前提としない関係人口に関しての町長の見解をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 佐藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

非常に前段の質問で共感を私させていただきましたけれども、まず、こういった関係人口もさることながら、定住・移住を進める一番の根本、根っこは、私は絶対これはぶれることはあってはならない。やはり住んでおられる町民が本当に自信を持って、上富良野が好きだと、上富良野でなければならぬというような、そういう町民の意識をしっかりと根づかせるということが、まず基本にあるべきだということはこれからも変わらないと思います。

一方、関係人口という捉え方から、そういう視点から見て、暮らし方に対する価値観は、非常に今大きく変化をしているなというふうに捉えております。

具体的に、これが全てではございませんが、例えば若い元気なうちは、大勢の人の中で自分を試してみたいと。一定程度、少し人生設計の中でまた違った生き方を選択するという中で、自分の理想に近いところで住んでみよう。そして、そういう過程の中では、そういう視点から見える地域の地域づくりに対する意見も発信していくようなことも大切でしょうし、そしてさらに、やはり年を重ねていくことによって、今度、自分自身が便利、不便もまた一方で生じてきますので、そういう段階を迎えたら、

残念ではあるけれども、やはりそういった自分の身体を中心とした暮らしやすさと、そういうようなところをまた一つの自分が暮らし場所として選んでいくというような、そういう暮らし方も、そういう多様性がこれから求められる時代になっていくのかなというふうに理解をしているところでございます。

○議長（村上和子君） 9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 多様性ということで、先ほど申した風の人などは、大変いぶかしく見られがちであったりします。住んでいない者がこの町に口を出す資格なしと排除することなく、やはりそういった全て、上富良野に関わろうとする方を抱きかかえる風土づくりにも、これは口で言うのは大変簡単なことでありますけれども、そういった風土づくりにも尽力していただきたいものと存じます。

続きまして、(2)のリモートワークにつきまして再度御質問いたします。

ワーケーションが普及すれば、連泊による宿泊施設の稼働率向上が期待されます。町長は、リモートワークの可能性を含め、今後、研究を進めると述べられましたが、労働者の間でワーケーションの概念が徐々に広がり、企業が労務上の仕組みを構築し始めている今のフェーズ。今のフェーズは、恐らくよちよち歩きのようなフェーズかと思えますけれども、ここから東京を含めた大都市からの人口分散が顕著化され、気候変動による猛暑も相まって、ワーケーションが一気にスタンダードになるフェーズに移行するまで、この移行が恐らく、よちよち歩きが急に皆さんが歩き出す、こういったフェーズかと思えますけれども、このフェーズに移行するまでに、まずは、町長が示された国の補助制度を用いて、町内事業主にリモートワークのハード面整備を推奨し、全国の競争相手と戦う準備を整わせること。そしてその後、能動的にワーケーション利用者と呼び込む施策を展開し、事業者が稼ぐための手助けをするということが、行政の負うべき責務であると私は考えておりますが、この点、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 佐藤議員のワーケーションに対します考え方についてお答えさせていただきます。

これからこういった働き方については、一定の市民権を得ていくものというふうに理解しております。私も大変関心のあることでありまして、これまでも、このコロナ禍で、特に今注目をされておりますので、私が接する町外の方々、特に企業に携わっておられる方々とお話ししたり、あるいは訪ねてこられたりする方々にお会いしますと、話題の一つと

して、リモートワークだとかワーケーションだとか、それからリモートワークだとかということについてお聞きするのですが、皆さん大体共通しておられるのは、佐藤議員も、よちよち歩きかなというように見解をお持ちですが、まさしくそういうように、部署によっては、そういったことに置き換わっていくことが可能だというセクションも企業によってはあるというふうにも位置づけておられる企業もありまして、なかなか人と対面することによって業が成り立っているような方々については、なかなか定着しづらいというような様々な今、直接その現場におられる方からお話を伺っております。

ただ、冒頭申し上げましたように、そういった働き方が、働き方の一つの形としては、これは定着していくものだと思いますが、町としてそれを、ある種前のめりぎみに積極的に展開する、今、町としての体制はまだそこまで届いていないし、知見もまだ十分持っていないという段階でございまして、これからそういった領域にさらに足を進めていく必要は感じているところでございます。

○議長（村上和子君） 9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 国内の大手観光業が営むホテルが旭川にございまして、ワーケーションプラン、リモートワークプラン、テレワークプランかな、15泊で本来12万円からのところを15泊で4万5,000円からのような、そういったプランも既に出されております。

しかしながら、バケーション要素はうちはどこにも負けないわけでして、やりようによっては、本当にそういった大手企業と十分に渡り合える可能性はありますので、先ほど町長もおっしゃったように、それこそその時々状況に応じて、観光協会、商工会と連携しながら、町内事業者に対してのリモートワークの支援を引き続きお願いしたいところでございます。

もう1点御質問させていただきます。

我が町で育った多くの子供たちは、都市部に職を求め巣立ってまいります。これはもう厳然とした事実でございまして。しかし今後、リモートワークを推奨する企業が増えればUターンも増えるかもしれません。さらにそこから我が町において、都市部の企業人同士もしくは都市部の企業人と地元の企業人といったコミュニティが形成され、生まれ育ったこの町で事業を興してみたい、起業してみよう、そういった若者が増えるかもしれない。若者を輩出できるかもしれない。そういった可能性があると思いますが、この点、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 佐藤議員の御質問にお答え

させていただきます。

今、御質問いただきましたような働き方については、もう既にそういう芽が全国で生まれているということは見聞きもしております。ましてやこの町で生まれ育って一人前になった人たちが、この町でさらに大きく羽ばたいていただくということは願ってもないこととございまして、そういったような環境、要するに上富良野にまた戻って活躍してみたいと思えるような町であることが、まず基本でございまして、そのまちづくりの過程で、議員から御質問にありましたような環境整備、そういった働き方を支える環境整備、そういうものが同時に進むべきものというふうに考えておりますが、残念ながら今、上富良野町におきましては、そういったことに対するノウハウだとか蓄積がまだ十分でございせんので、大いに関心を持って、そういうふうな結果をもたらすように、私どもも重要な事項として捉えていきたいというふうに考えております。

○議長（村上和子君） 9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 私も可能性の話ばかりして大変申し訳ないのですが、やはり可能性のある以上は、今後、せっかくITインフラを整備してよかった。したのになというのではなくて、整備しておいてよかったな、このITインフラを十分に活用できるような、そういったことを、私が申すまでもありませんけれども、そういったリモートワーク、テレワークの可能性を探求していただきたいと思っております。

続きまして、(3)の中間支援機能に関して再度お伺いいたします。

私、最近ロードバイクを購入しまして、サイクリストの仲間入りを果たしましたと言ってもいいのか分かりません。まだ1回しか乗っていないので、分かりませんが、私の背中を押してくださったのが、町内、自転車の分野において、国内はもとより国外にも多くのサイクリストとのつながりを持ち、精力的に情報発信している町内在住の、いわゆるインフルエンサー的な方です。この方を含め、私は議員になって初めて、上富良野町には各コンテンツのスペシャリストが大勢おられることを実感しております。

特に、町の潜在魅力の掘り起こしや既存魅力の拡散は、結局頼るところはマンパワーでありまして、そのパワーの最大化のためには、町内外問わず、いわゆるインフルエンサー的な方同士、またはインフルエンサー的な方と旬のキーワード等を効果的に結びつける調整役が必要ではないかと思っております。中間支援機能の手腕は、まさにコーディネート機能と捉えております。町長は、この機能の受皿として、行

政、NPO、協議会、公益法人など、現時点でどのような形態がふさわしいとお考えか、もしイメージをお持ちであればお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番佐藤議員の関係人口に関しましての中間支援機能につきましての御質問にお答えをさせていただきますが、これによらず、地域と都市部、あるいは地域と地域を結ぶような、そういう事業展開の中で、やはり一番キーポイントとなるのは、そういう縁結びをしてくれる方がいるか、いないかというのは非常に大きなポイントでございます。

そういう意味におきまして、少し具体的なイメージは、まだ国においてもこういう形というものは示されておりませんが、中間支援機能のような存在というものの価値は十分認めるものでございますが、具体的にどのようなところが担えばいいのかというのは、なかなか、残念ながら私のイメージでは。

ただ、これを経験則的に申し上げますと、官主導でやることは、むしろ否定的だというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） またしてもおぼろげなものを町長にぶつけているところございまして、私も、最後に町長がおっしゃった官主導というのはそぐわないという点に関して、同じ意見を持っております。

関係人口モデル事業に取り組むある町の行政担当者に電話で取材しましたところ、事業の事務局が行政に置かれておりまして、ほぼ職員のみで運営しているが、徐々に疲弊してきていると、そういったことを伺っております。その原因というところまではお伺いしておりませんが、今後、中間支援機能に関する議論の際は、事務局の疲弊から引き起こされるであろう活動停滞を避けるためにも、また、機能の自由度を増すためにも、官民連携がいいのかちょっと分かりませんが、恐らく官主導でない形を推し進め、財源、キャッシュポイント、いわゆる稼ぐ機会の創出、世代交代等の諸課題を意識しながら慎重に進めていただきたいものと考えます。

続きまして、最後、（4）の関係人口、ゆかり型関係人口施策に関して再度お伺いいたします。

町長、正直、性懲りもなくという感覚をお持ちであったかなというふうに思いますけれども、確かに、前回の質問後、合葬墓があったらいいよねというような反響が割と大きかったということは事実でございます。

しかし、今回におきましては、あくまでも関係人口施策として適しているのではないかという考えの下で質問しておりますことを御理解願いたいと思いますが、先ほどの町長の御答弁をお伺いして、今日をもって合葬墓は完全に諦めましたので御安心いただきたいものと思います。

それと引き換えにはではないのですけれども、ふるさと会についてちょっと御質問させていただきます。

関係人口を語る上で大変重要だと私は思っている、先ほどの郷土愛型とほぼ同類になると思うのですけれども、ゆかり型、我が町の出身者、また親が出身者という方をゆかり型というふうに呼びますが、ゆかり型関係人口拡大の方策として、町長、先ほどふるさと会を挙げられました。

しかし、大変残念なことに札幌ふるさと会会員は、平成18年の532名をピークに減少を続け、昨年は167名。そして一時は100名前後で推移していた総会の参加者も昨年は49名というふうに伺っております。町長はこの現状をどのように受け止めておられるか、また、今後行政としてふるさと会にどのように関わっていくおつもりかをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番佐藤議員のふるさと会についての御質問についてお答えさせていただきます。

私もこれまで12年間、札幌のふるさと会あるいは東京のふるさと会、欠かさず出席をさせていただいております。佐藤議員が見解をお持ちのように、年を追うごとに参加者が減ってきているというのも肌で実感しております。

しかしながら、いろいろ課題を聞きますと、やはり私どもといたしましては、関係を強くするために様々な応援もさせていただいております。しかし、札幌も東京も含めまして、やはりそういった中でお世話をいただける方の人材、何と申しましうか、そういう人の確保が非常に難しいということはどうなためにもお聞きしております。

ですから、ある方が携わって、お手伝いをしていただけるような組織ができた、それが14年、20年にわたって同じ方がやっぱり担わざるを得ないというような背景がありまして、当然そういう方は、自分の年代を中心にした人脈に声をかけるものですから、どうしても若い人のほうには情報もありませんし、なかなか誘う機会がないということでござっております。

ですから、私どもそういったところをどうやって、地元としてどうやってそこをお手伝いしていけ

ばいいのかということ本当に難しいのですが、そういうふるさと会、上富良野出身者の方は全国にありますので、そういった方々に何かの方法をもって町の情報をお知らせするとともに、お世話をいただける方の確保、これについて町としてもできるだけの応援はしていかなければ存続しないというふうな危機感を持っているのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 私も総会に出席したことがございまして、ホテルのパーティー形式ということでございましたが、やはり私ぐらいの年齢でもちょっとハードルが高いなという思いをした記憶がございます。

例えば年に1回札幌で開催されて、今年は中止でしたけれども、さっぽろオータムフェストに町として出店するので、その出店のボランティア、お手伝いに、札幌に住む上富良野出身者が集まっていたとか、そういったことで若者の新規参加、新規会員を増やせたり、また、新規会員の発掘、掘り起こしだったり、そういうところにつながる可能性があるのかなと思いますが、やはり外部団体ということで、そういったことは不可能なのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 佐藤議員のふるさと会を育てるというような御質問にお答えさせていただきますが、佐藤議員、オータムフェストを通じていろいろアプローチをしていただいているようですが、それに限らず様々な機会を通じて、ゆかりの方々にネットワークを広げていくと。また、声をかけていくということは、やはり地味ではありますが、やはり最後はそこに行き着くのかなというふうに思っております。

また、最近、私、自分なりにこれまでの経過を振り返ってみますと、どうしても、例えば札幌のふるさと会でありますと、札幌におられる方々に声をかけようということはどうしても頭の中で先行しているような気がいたします。待てよと、立ち止まって考えてみますと、町民の皆さん方に、こういうふるさと会が札幌にありますよと。だから自分の兄弟だとか親戚だとか、そういった方に、今度こういう会があるので、ぜひそれぞれがお声がけをしていただけませんかと、そういうアプローチは今までできておりませんので、本当に原点にやはり、例えば札幌なら札幌にある会が母体になることも大事ですけども、やはり輩出しております町民の皆さん方から情報を提供していくということも一つの考え方として、これから検討する必要もあるのかなと。

ちょっと質問からは拡大してお答えしておりますけれども、そんな印象を持っております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 町長のただいまのアプローチ法に関しては、私も本当に同意といたしますが、非常に興味深く聞かせていただきました。

繰り返しますけれども、ゆかり型というのは、生まれた瞬間に、おぎゃとここで生まれた瞬間に、あなた関係人口というようなものであると私は認識しております。ですから、こういった方というのを今後どのように、しっかり上富良野に結びつけていくのか、しつこくすると嫌がられたりもしますので難しいかと思っておりますけれども。

先日、同級生とちょっとお話しする機会があって、議員になった経緯であったりとかという話の中で、郷土愛という言葉、ワードが出てきたのです。郷土愛とはそもそも、どのぐらいの年から感じ始めたかということ、これは分からないのですけれども、何となく40歳ぐらいからではないかと。人生の振り返り地点で、要は先、老後が何となく見えてきた世代からそういうものが生まれるのかなと。

同時に、例えば、昔、十勝岳に登ったねとか、運動会で上富良野音頭って、なんか変な踊り踊られたねとか、そういった、変なは、すみません、訂正します。作詞・作曲者と振り付け者におわびして訂正させていただきます。でも、物すごく印象に残っているのです。ですから、今で言うと恐らくジオ教育がそれに当たるのかなというふうに思いますので、関係人口と教育というものも非常に密接な関係であるということを、本当にこれ私が申し上げるところではないのですが、教育長にお伝えをし、最後、もう1点質問させていただきます。

最後に、町長、2年前の同僚議員の関係人口の質問に対しまして、関係人口施策は北海道にはなじまないというふうに御答弁されておられますが、今はどのようにお考えになられているか、こういったことを最後にお伺いして、私の質問を終わります。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 佐藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

そもそもこういった関係人口なるものの発想の底には、私はこれまでの経験の中で申し上げますと、やはり大都市一極集中ということが非常に声高に叫ばれるようになって、そういった人たちが首都圏あるいは大都市圏を中心に過疎化が過度に進んでいるというような背景の中で、それぞれ各中小の市町村の生き残り策として、そういった関係を持っていた方、人口を確保することによって、町の勢い

を、活力を維持していこうという流れが背景にあるというふうに理解をしております。

そういったことから、昨今いろいろな交通体系が整備されてくる中で、ましてや温暖化が進む中で、北海道のよさというのは各方面でPRをされておりました、また、北海道へ来られる方々も確実に、現在とはもかくとして、増えている状況の中で、北海道も都市の周辺部とはまた違った意味で、関係人口維持だとか町の活力維持のために関係人口というものに徐々に目が向いていったものというふうに、この数年間の中で背景が変わってきているというふうに理解をして、今、北海道もそういったくりに入るのかなというふうに理解をしているところでございます。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、9番佐藤大輔君の一般質問を終了いたします。

これにて、町の一般行政についての質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開は11時といたします。

---

午前10時31分 休憩

午前11時00分 再開

---

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

### ◎日程第3 議案第1号

○議長（村上和子君） 日程第3 議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、本年度の普通交付税算定額が既決予算を上回る額で確定したところであり、併せて関連する地方特例交付金及び臨時財政対策債の発行額が確定したことから、それぞれ所要の補正を行うとともに、併せて消費税引き上げ時期の延期に伴い交付の施行時期が延長されておりました法人事業税交付金につきまして、今年度途中から交付開始となることから、歳入に新たな款を追加し歳入予算に計上するものであります。

2点目は、前年度のプレミアム付商品券発行事業、自立支援給付費、障害児入所給付費、障害者医療費、地域生活支援事業費及び介護サービス提供基

盤等整備事業費交付金に係る精算に伴い、国、道への返還金について、それぞれ所要の補正を行うものであります。

3点目は、現在実施している道営草地畜産基盤整備事業及び上富良野地区道営農村地域防災減災事業において、それぞれ事業量等の変更に伴い、地方債限度額の変更及び所要の補正を行うものであります。

4点目は、町内の1次産業事業者が計画している事業について、国の食料産業・6次産業化交付金の交付対象事業となる見込みであり、当該交付金については、町を経由した間接補助となることから所要の補正を行うものであります。

5点目は、昨年度から交付されております森林環境譲与税を活用した事業について、当初、目的基金への積立てを予定しておりましたが、当該譲与税の目的である私有林整備事業の年度内実施ができる見込みが立ったことから、当該整備事業実施のための所要の補正をお願いするものであります。

6点目は、道営島津第2地区事業に伴うパイプライン整備を進めるに当たり、島津公園横の富良野川桜つづみ内の支障木の伐採が必要となることから、伐採に要する費用について所要の補正を行うとともに、北海道から支払われる立木補償について、歳入に計上するよう所要の補正をお願いするものであります。

7点目は、今年度実施しました町内の公園遊具の劣化点検の結果、緊急的な対応が必要な遊具に関し、早急に撤去及び修繕を図るため、所要の補正をお願いするものであります。

8点目は、日の出公園駐車場拡張整備事業に関し、今年度予算審議等における委員会説明の中で説明をしておりました概要スケジュールに沿って、日の出公園駐車場用地として、公園隣接地の取得に向けた事前準備として、内部協議及び地権者との交渉を進めてまいりましたが、今般その土地取得に関し、地権者からの内諾を得たことから、その取得する費用について、所要の補正をお願いするものであります。

9点目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業について、これまで臨時町議会での補正予算等を議決いただき、対応しているところでありますが、さきの国の第2次補正予算により、全国的な光ケーブル未整備地区の解消が位置づけられたことから、これまで関係機関との協議、検討や要望などを行ってきた結果、共同調達方式による公設民営による整備のめどが立ち、また、今回の整備における全道的な状況を踏まえ、その整備に要する費用について、所要の補正をお願い

するとともに、事業の年度内完了が見込めないことから、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

併せて、先に先行している実施している臨時交付金事業の一般財源部分について、2次分の臨時交付金を充当するよう所要の補正をお願いするものであります。

10点目は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金及び子ども・子育て支援交付金を活用し、町内の障害児福祉サービス事業所、児童福祉施設等での感染症対策環境整備、衛生用品の確保を行うため、所要の補正をお願いするものであります。

11点目は、ふるさと応援寄附について、6月補正予算に計上したものを以降に、これまで町に寄せられました寄附について歳入に計上するとともに、寄附者の意向に添いまして、それぞれ目的基金への積立てなど、歳出予算に計上することと併せ、ふるさと応援モニター事業に要する費用につきましても、今後、これまでの状況から不足することが見込まれるため、所要の補正をお願いするものであります。

以上申し上げました内容を主な要素とするとともに、他の既決予算につきましても、一部事業内容の変更に伴う補正を行い、財源調整を図った上で、財源的に余剰と見込まれる部分につきましては、財政調整基金に積み立てるとともに、公共施設整備基金については、当初充当を予定していた財源を一般財源に組替え、今回新たに計上しました日の出公園駐車場用地取得費用に充当することとしたため、その差額分相当200万円について、繰入金額を減額し、一定額を予備費に留保することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の朗読につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第1号を御覧ください。

議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）。

令和2年度上富良野町の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億8,307万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,707万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

9款地方特例交付金331万6,000円。

10款地方交付税5,835万6,000円。

13款使用料及び手数料3万円の減。

14款国庫支出金4億4,190万8,000円。

15款道支出金1,667万7,000円。

17款寄附金1億2,922万9,000円。

18款繰入金200万円の減。

20款諸収入338万7,000円。

21款町債1億2,723万1,000円。

22款法人事業税交付金500万円。

歳入合計7億8,307万4,000円。

2ページをお開きください。

2、歳出。

1款議会費4万4,000円。

2款総務費6億9,826万3,000円。

3款民生費1,953万円。

4款衛生費576万円。

6款農林業費2,151万5,000円。

7款商工費1万円の減。

8款土木費5,004万2,000円。

9款教育費225万7,000円。

11款給与費ゼロ円。

12款予備費1,432万7,000円の減。

歳出合計7億8,307万4,000円。

次に、第2表、繰越明許費補正についてですが、高度無線環境整備推進事業については、前段の概要で申し上げました光ファイバー未整備地区の解消に関し、全道的な事業量となり、事業完了が翌年度とすることが見込まれることから、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、第3表、地方債補正についてですが、高度無線環境整備推進事業については、国の補正予算に伴う事業費の補正であることから、その適債分について、地方債の限度額を設定するものであります。

臨時財政対策債につきましては、発行額が確定したことに伴います限度額の変更をするものであります。

上富良野地区道営農村地域防災減災事業及び道営

草地畜産基盤整備事業については、工種変更に伴い事業量の補正に併せた地方債の限度額を変更するものであります。

以上で、議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）の説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 質問させていただきます。

まず1点目は、31ページの委託料で、高度無線環境整備工事請負費等が計上されております。

そこで、お伺いしたいのは、従来でしたら民間運営という形になっておりますが、今回は公設民営という形の、第三セクターという形になるのかどうか分かりませんが、そういう形で運営されるということになっております。

そうしますと、この説明資料では、維持管理費等が2,400万円ほどかかるという形になっておりますが、これは単年度なのか、今後また、公設民営ですから、単純に考えますと、どこかの運営業者がありまして、そこに委託するわけですから、当然運営費も発生するのかなというふうに思いますので、この点、どのようになるのか、まず確認しておきたいと思います。

二つ目に確認しておきたい点は、非常に高速化、光ケーブルという形の中で、農村地帯においては、なかなかこういった恩恵が薄いという状況、整備はしてはいたのですが、これは、町においては、大体対象戸数というのはどのぐらいになるのか、従来よりいろいろインターネットを含めた利便性が向上するというふうに思いますので、確認しておきたいというふうに思います。そこら辺を、今後の対応等についてお伺いいたします。

財源の確保というのは、交付税算入等があるかというふうに思いますが、どのような状況になるのか伺っておきたいと思います。

次に、お伺いしたい点があります。33ページのふるさと応援寄附金モニター事業という形になっております。これは非常に近年多くの自治体でも利用されて、一定の財政の助けになっているという状況になっております。今回、委託料という形で約1億2,100万円補正になりますが、この委託料の事業内訳というのはどのようになっているのかお伺いいたします。

この頂いた資料によりますと、前年度から比べても、4月から7月まで、昨年度の場合でしたら約

5,200万円、今回8,700万円という形の、非常に寄附が増えるという状況になっております。

この要因は何かという点でお聞きしたいのですが、いわゆる品物等、返礼品等が新たに加わった分、もしくは参加する業者の商品の売り込み等、こういったものが従来に増して、恐らく変わってきているのかどうかちょっと分かりませんから、どういった要素の中で、今回こういった返礼品等あるいは寄附等が多くなってきている要素が見えますので、その部分について、どのような評価、判断されているのかお伺いしておきたいと思っております。

次に、41ページの6次産業化に向けた支援という形の事業化補助が載っております。これを聞きますと、間接補助という形になっておりますが、当然これは、業者の資金の状況あるいは経営計画に基づいた売上げ等が加味された中で審査され、決定されたものと考えておりますが、非常に地域にとっても、地場産の原料が調達されて、それが商品化されて、また新たな付加価値を生むということになれば非常に喜ばしいところであります。

そういうものも含めて、これは地元の企業という形になっておりますが、差し支えなければ、どのような事業者なのか、お伺いしたいと同時に、今後、ジェラート等の製造販売、国内外に向けて販売するという状況が掲載されておりますが、初年度はどのぐらい売上げ等を目標にされているのか、この点、確認しておきたいというふうに考えております。

次に、47ページにおける日の出公園の公有財産購入、土地購入費についてお伺いいたします。

この間の資料を見ますと、近年、土地を購入するに当たっては、一般的に私たちが学んできたのは、他の売買実例を基に評価して、そういったことを判断した上で、ここでなければならぬという要素があって初めて購入に至るということが原則だというふうに私は覚えております。それ以外の要素はあるのかもしれませんが、私はこれしかちょっと頭の中に入れておりませんので伺いたいのですが、今回の場合、そういった他の売買実例がなくて、いきなり日の出公園の駐車場をここに決めますという状況になっているわけですが、透明性という点でも、まさに不透明ではないかというふうに考えておりますが、その点も含めて、この場所の土地購入に至った経緯についてお伺いしたいというふうに思います。

過去に駐車場購入に当たって、一度、2011年5月でしょうか、購入に当たって否決されておりました。その背景には、農地法違反等も含めたのがあったのかなというふうに考えておりますが、転用の手続上の問題点、そういったものがあったのかな



というふうに思っております。そういった過去のものを引き合いに出したとしても、それは過去のものでありますから、今のことを判断しなければなりません、そのことを考えた場合に、もう1点確認しておきたいのは、本来、こういう駐車場を購入しようとした場合の、日の出の公園の振興計画等、全体の新たな活用方法、そういったものが同時に提示されなければならないというふうに思いますが、ここについては、大ざっぱに、観光開発だとか人を呼び込むだとか、そういったような言葉しか並べられていないのですが、もうちょっと将来的な活用方法という形で、具体的な計画を示すべきではなかったのかというふうに思いますが、この点です。

次にお伺いしたいのは、今後、購入に関わった場合、購入した場合、恐らく整備に関わる維持管理費等が発生するのかなというふうに思いますが、この間、全員協議会等においても、1億5,000万円だとか、舗装にする場合だとかいろいろありますが、どのぐらい必要になってくるのか伺います。

今こういった駐車場が本当に必要なのかどうかというところでもあります。今非常に入り込み数も減ってきているという形になっておりますので、そういうことを考えた場合、既存の駐車場を活用しながら、もしくは長い計画を基に、教員住宅の跡地等の駐車場も活用しようと思えば、民家もありますから、なかなかデリケートな部分ありますので、そういうものも含めた、やはりバスを利用してもらう、いつとき来てもらうというような手段や方法があるのかなというふうに思いますが、やはりそういう詳細にわたる計画というものがなかなか示されていないという状況の中で、ここでなければ駄目だというような手法で来ているわけですが、私自身、到底納得できるものではないと考えておりますが、この点お伺いいたします。

また、同時に観光推進計画の中身も、やはり上富良野町の景観というのは非常にいいと。町の八景なんかありますし、景観スポットもあるという形の中で、駐車帯の整備、一部されている部分もあるのですが、そういった整備も含めて、観光客あるいは入り込み数を、そんなに増えなくても、僅かでも増やす方向の努力というの必要だと思うのですが、こういったまだまだしなければならぬ整備というのが非常にあるわけです。そういったことがおざりされて、置き去りにされているというような感じがします。

土地の単価についてお伺いしたいのですが、この説明資料では■■■■円です。■■■■円の評価額で、これは、買うとした場合に、従来の町の借り上げていた経費が浮くから、3年間それで補填し

て、地権者の納得を得るための有利な交渉であったというふうに書いております。この間、この地域の土地の評価額というのは、農地と宅地というのは当然違うわけで、農地は非常に評価額が下がっているという状況になっております。にも関わらずちょっと高い状況が見受けられます。

その背景として、町のほうで挙げたのは、いわゆる吹上線の用地買収があったと。それを参考にしたという形の説明でありましたが、一般的には、特殊な要因で売買交渉を行った事例を参考にするというのも一つの案でしょうけれども、通常でしたら、その近辺の農地の価格はどうかということ、対案として提案していただいて、その下で駐車場の買収というのが上がってくるべきであります、なかなかそういった方向性での動きが見られないという状況になって、町長、長年いろいろとお付き合いしておりまして、そういったものも含めて、いつも弱い者に日が当たる行政と、説明は丁寧にしなければならぬというような、されていたわけですから、少なくともそういうことを私は気持ちの中で、米沢個人が思っていたのですけれども、ちょっと残念なところがあります。

今、コロナ禍という状況の中で、やはり優先するのは、コロナに関する予算、今回も大事な補正予算がこの中にたくさんあります。そういったところに財源を投入するという必要性がありまして、今もこういう補正予算があります。

最後の質問になりますが、町長も、大変失礼な言い方なのですが、退任されるということが新聞報道でも明らかになっています。そうしますと、後の町政を担う方にそういったものを一任して、後を任すというのも一つの手段かなというふうに思います。これは私が思っているだけであって、行政はまた違う立場から、住民の福祉や暮らしや観光に寄与するための、こういった土地の購入という形で示されているわけでありまして、そういうものも含めて見解を求めたいと思います。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 7番米沢議員からありました最初の光ファイバーの整備事業費の関係について、所管のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、今回整備した部分の今後の維持費の部分ということの御質問かと思っておりますが、今回、当町で想定をしているのは、町が整備して民間に貸すタイプの整備という形になっております。

なお、参考まで、ほかの町で、この近隣も含めて同じような事業をやっておりますが、今回でいきますと、多くのところは民設民営タイプということで

事業を進めているところがございます。そちらにつきましては、実質は北海道NTTですので、NTTが自前で整備するところに、それぞれの自治体として負担をするタイプのものと。あと、当町につきましては、そちらがちょっとかなわなかったことから、町が整備して通信事業者にお貸しするというタイプになってございまして、今回、うちは町が整備するタイプのほうにしたところでございます。

維持費の関係なのですけれども、今回ちょっと特殊な部分がありまして、10年間の一定額を維持費として先に払う部分と、あと、来年以降も維持費として、突発的な故障等の部分につきましては都度都度対応するという形になりますので、維持費というものが発生するという形になります。

一方で、町の資産を業者に貸しますので、いわゆる貸付料も発生するという形になりますので、実際にはその中で、町が出す分、町が受ける分の中で収益といいますか、収支が出てくるというような状況になっているということでございます。

なお、その金額につきましては、まだ幾らになるかというのはちょっと想定できませんが、これまでのほかの市町村の例、先に公設民営でやっているところもあります。その中でお話としてお聞きしている部分でいくと、持ち出しするほうが数百万単位でかかるというようなお話を聞いているところでございますが、ただ、今回のこの事業につきましては、町が負担する維持費の収支部分につきましても一定程度財政措置をするということでお話を聞いているところでありますので、そういう部分も参考としながら、今回、補正予算の計上になったというところでございます。

次に、今回、整備事業におけます対象世帯数というところでございます。御承知のとおり、町場はNTTが整備をさせていただいておりますので、はっきりここまで引いていますというものは私どもには示されておりませんので、行っていない戸数が何戸というのは、知りたいのですけれども、分かりません。ただ、これまでの整備計画でいきますと、町場はNTTで、そうではない郡部は、固定無線を使って町が整備をしましょうということで整備をした経過がございますので、それを参考にすると、今回のエリア、町がする部分でいくと、そこに今住まわれている方は大体700戸程度かなと、当時の在住でいきますと、700戸程度の方がその区域にいらっしゃるのかなというふうに押さえているところでございます。

それとあと、財源確保の関係で、一定額、先ほども予算の説明の中で1億2,000万円程度、起債ということで、いわゆる借金でございますので、後

年度町が返していくというものでございますが、御承知のとおり、当町は過疎指定を受けていませんので、なかなか有利な起債を借りられないのですが、今回のこの補助金につきましては、国の補正予算対応ということで、ここで今予定をしております起債につきましても、基本は補正予算債を借りるということを予定しておりますので、実質は、そのうちの50%につきましては、後年度、交付税の中で算入されるという形になっておりますので、実質、町が本当に借りてお返しする、自分たちのお金で返すのは、先ほど言いました起債の分の半分は、町のお金として返さなければならないものということで捉えているところでございます。

私のほうは、以上です。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 7番米沢議員のふるさとモニター事業の関係での御質問にお答えさせていただきます。

2点御質問があったというふうに思いますけれども、まず、委託料の内訳でございますが、委託料1億2,100万円何がしの予算が計上されております。委託料につきましては、商品代、それから送料、それから様々なコンテンツを活用しておりますので、そこでの手数料等の委託料になります。

モニターの商品代として、今回、これまでの経過の中で1年間を想定したときに、モニターの商品代として5,280万円、それから商品の送料として264万円、それから管理の業務委託の部分が6,580万1,762円ということで、今回の委託料の補正額が1億2,124万2,000円というふうになったところであります。

あと、資料にもお示しましたように、昨年に比べまして1.6倍、1.7倍ぐらいの今ふるさと納税を頂いている状況にあります。その要因がどこにあるのかと、大変私たちとしては有り難いことでもありますけれども、当然、特に上富良野町は豊富な農産物がありますので、こういうものに対しての人气が高いということと、あと、それらを用いたハム、ソーセージであったりビールなど、加工品についても人気の高い商品になってございまして、こういうものが多くのモニターの方に支持をいただいているというようなことがあるのかなというふうに理解しているところでありますけれども、あと、特に今年にあっては、このコロナ禍の中で、御自宅で時間を過ごしておられる時間もあったということで、ふるさと納税全体の中で、そういった伸びが見込まれている状況にありますので、そういうことも少し要因にあるのかなというふうに見ているところであります。

併せて、今年度からは新たにふるナビと、あと、ANAのツールについても増やしておりますので、そういうところからの申込みもいただいているということが、全体として押し上げている要因になるのかなというふうに理解をしているところであります。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 農業振興課長。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

食料産業・6次産業化支援事業の概要についてでございますが、このたび北海道において、事業者が提出した事業計画の審査が通ったことから、このたび内示をいただいたことに伴いまして、この事業につきましては市町村を経由して交付するという補助金になることから、このたび補正予算をお願いしているものでございます。

この事業計画を実施、計画している事業者につきましては、町内において乳牛、肉牛等の生産を行っております谷口ファームさんのほうでグループ子会社として設立しましたそちらの会社のほうで、このたびジェラート等の製造販売所を建設しようとする事業となります。

初年度売上高につきましては、これから建設等を行いますので、1年目については売上高はまだ、決算が3月になることから計画計上されていませんが、2年度以降につきましては、約1,100万円程度の売上げ計画を計画していると聞いています。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 7番米沢議員の日の出公園の土地購入に関わる御質問にお答えをしたいと思います。

様々な項目での御質問ありましたので、担当の課長が補足していただく部分については、担当の課長からもお答えをいただきたいと思います。あと、町長のほうに、全体の考え方等の御質問もありましたので、そちらについては町長のほうからお答えがあるかなというふうに思います。

この事案につきましては、既に議員も御承知のとおり、3月の定例会に向けた協議の中で、これまでの日の出公園の駐車場が長い間、狭隘なことから、特にイベント開催時等に利用者にとって不便を来していた、近くの民間事業者の駐車場等に御迷惑をかける、路上駐車も含めて御迷惑をかけるというような事案がずっと続いていたというようなこと。こういった課題を解決していかなければならないなど。

併せて、こちらについても皆さん既に御理解をい

ただいていると思いますけれども、第6次の総合計画策定に当たりまして、この日の出公園の観光交流の機能をさらにしっかりと高めていく、そういうことが必要だと。それに向けて、日の出公園の常設の駐車場の充実、そういったものをしっかりと整備をしていくということを町、それから議会、それから町民の皆さんと共有した中で、6次総合計画にまとめさせていただきましたので、そういうことを具現化していくために、この3月の定例会に向けて、ぜひ駐車場を整備したいという考え方に基づいて、当初予算において鑑定や測定の予算をお認めいただき、この9月議会までには何とか地権者との話をまとめて、土地の購入の予算を9月にはぜひ上程したいというスケジュールに沿って進めてきた事案でございます。

御質問にありました、この当該地が、なぜここがベストなのだという御質問でありますけれども、過去にもこちらの土地については、一応購入の計画をした経緯にありますし、それ以降も行政内部で、日の出公園の駐車場として活用するにはどこがベストなのだ。近くに農地があることはもちろんでありますけれども、隣接地につきましては、既にどの農地も、基本的には宅地見込み地という評価がなされますので、価格的な優位性というものはないと見込まれないと、どちらにおいても一定程度価格的な優位性というものは見込まれないという中で、日の出公園のエントランス部分、それから日の出公園の正面といいますか、エントランス部分、それからイベント広場等に隣接した当該地が一番利用者にとっても利用の価値が高い土地だろうということで、ここがベストの場所ということで、これまでも考え方を御説明してきたところでありますし、今時点もそういう考え方に基づいているところであります。

あと、日の出公園の将来の考え方でもありますけれども、こちらについても、当然日の出公園が本町の観光と交流の拠点として、これまでも、これからもそういう位置づけをしているところであります。こういうものをしっかりと具現化していこうということで、今、内部で持ち合わせておりますのは、執行方針でも述べさせていただきましたように、日の出公園の魅力再生計画というものに基づいて、予算に限りがありますので、できるもの、できないものがありますけれども、そういうものを計画的に進めていこうということでございます。

これまでにつきましても、山頂に上がって下りてくる一方通行の整備であったり、トイレの整備であったり、キャンプ場のコテージの整備であったりというようなことで、日の出公園の魅力を少しずつ高めていこうということについては、これまでも、

これからもそういう方向で進めていきたいというふうに考えているところであります。

それとあと、今後の維持管理費等の御質問もあったかと思えます。先般の全員協議会でも担当課長のほうからお答えしましたけれども、当然購入できれば私どもの財産になりますので、そこについては、当然草刈りであったり、砂利が薄くなってくれば砂利を少し追加したりだとか、冬になれば、イベント時期においては除雪をしたりという経費がかかってまいりますので、そういうものが、この間、課長のほうからもおむね100万円程度は必要になるのかなということでお答えをさせていただいたところであります。

あと、今回の購入単価の、今、同意をいただいた購入単価についても御質問がありましたけれども、あくまでも売買交渉でありますので、当然売側の考え方といいますか、地権者の思いと買う側の町の考え方、思いが合致する点を見出すことが大切でありまして、この当該地につきましては、過去にも一度仮契約まで至ったそういう案件でありますので、そのときに同意をいただいた価格であったり、今回、土地鑑定評価作業を行いましたけれども、そこで示されました鑑定評価等をベースに、現在、北海道において、道道吹上上富良野線の整備に当たって、近隣の売買事例が数件ありますので、こういった一般的な算定方法であります、取引事例比較法を用いて売買価格を算定したところであります。

併せまして、この土地が購入できれば、毎年、花と炎の四季彩まつりの開催日、その1日のためにお借りしている仮設駐車場といいますか、臨時駐車場といいますか、そこにかかる経費が毎年、今年はイベント中止になっておりますけれども、昨年度であれば約170万円程度の経費がかかっております。年間約150万円程度が今後不要になってくることから、それらの3年分の相当額を加算して売買交渉をさせていただいたところでありまして、最終的に地権者において理解をいただいたということで、今回御提案をさせていただいているところであります。

あと、細かい部分、もし漏れがあれば御指摘いただきたいと思えますけれども、考え方等については、町長のほうから御答弁があると思えます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員からお尋ねのございました日の出公園の常設駐車場整備についての私なりの考え方、組み立ててまいりましたことについて御説明させていただきますが、これまでも幾つかの委員会あるいは全員協議会等でも御説明させていただきまして、重複するかと思えますけれど

も、かいつまんでお話しさせていただきますが、ずっと私、就任させていただいてから、駐車場の課題を整理しなければならないということはずっと思っております。御案内のように多くの町民の皆さん方から、一日も早く安定した駐車場を確保していただきたいというような要望も常々お聞きしておりましたし、先ほど副町長からも答えさせていただきましたように、町の将来像の中にも位置づけをされているということと併せまして、何とかこれを実現したいなということ。

また一方では、仮設駐車場で急場をしのいでまいりましたけれども、残念ながら、私の実感として、本当に上富良野に思いを寄せて来てくれていた方が、特に雨降り後なんかは劣悪になりますし、また、遠いと、離れているというようなことで、また来年も来ようかというような思いになかなかないだけではないというような声が本当に、特に花と炎のお祭りのときには強く寄せられたりしております。

そういった背景がございまして、私としては、先ほど議員からお声をいただきましたように、何とかしたいということで、場所の選定等についても本当に試行錯誤もいたしました。しかし、何度協議を重ねても、やはり公園に隣接している、あるいは通年利用できる、そういったもろもろの諸条件を総合しますと、やはり平成20年まで非常に御利用、喜んでいただいていた臨時駐車場にどうしても、やっぱり思いはそこへ集約するという状況でございまして、やはり私といたしましても、あの場所を超える適地はないというふうに判断させていただいているところでございます。

一方、地権者と交渉の上でないと、これは形として進めるわけにいかない。平成21年の経過もありまして、なかなか地権者の方について、再び検討のテーブルに乗せていただくことについての理解には、本当に私も心を砕きましたし、しかしながら、なかなかその思いを共有することに非常に時間も費やしました。

しかし、去年の暮れぐらいからやっと私の思いを御理解いただく中で、提案をさせていただくということについて御理解をいただいたところでございまして、次の担い手の方というようなアドバイスもございましたが、地権者の方とのいろいろやりとりの中で、やはりこれまで築いてきた信頼関係に基づいて成り立っている部分が多いなというふうに理解をしていることから、次の担い手云々ということを超えて、私の責任と、私との信頼関係等を総合的に判断いたしまして、私は、これ以前でも残念ながらなかったけれども、これ以後でもないというふうに

判断して、今回御提案させていただいているということで、ぜひ議員も御理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 簡潔に伺いたします。他の同僚議員も質問あるかというふうに思いますので。

いろいろと交渉というのはなかなか、相手次第と状況もあります。しかし、私は最低でもと、当初の、今年度の予算のときも、やっぱり選定候補地を幾つかきちっと示していただいて、その上で、この場所でなければということであれば、本来の進め方ではないのではないかとということで示して、当初予算にも私は反対しました。やっぱり筋を通して、町民の税金を使って、お金を使って土地を購入するわけですから、きちっとした説明責任がなされなければならないというふうに私は感じております。それなりに町長も一生懸命、町の側も説明されているというふうに思いますが、ただ、私自身として、そういった部分の納得が、いまだにまだ提示がないということで非常に残念ですが、確認しておきたいと思えます。

売買実例という形で、この評価の中に入っているということを述べられたのですが、非常に分かりづらいです。例えば近隣の農地の価格はどうかとか、当然そうならば、そういう農地の売買実例も含めて提示して、こうですよということが出てくれば、それなりに納得できる話なのかなというふうに思えます。

将来的には、やっぱり駐車場をどうするのかということがあるかもしれませんが、そういう前提をきちっと示していただいて、やはりなければ、購入の前提の話にも入れないのではないかとというふうに考えておりますので、この点、なぜそういった選定がされなかったのか、町長の説明では、ここが絶対、隣接で有利だということの説明であります、仮にそうだとすると、やっぱり説明する場合は、他の土地の評価額も示していただいて、その中で、選定はここだということがあれば、私はそれなりの納得できる部分もありましたが、何回もしつこく言いますが、その点が非常に全体的に不透明だと思います、答弁願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

米沢議員がただいまお尋ねの部分につきまして、私どもといたしまして、本件につきましては、所管していただいております所管委員会の方々に丁寧に

御説明させていただくことが、この審議の進め方として一般的に行われていることというふうに理解をしております、委員会のほうには、今、議員からお尋ねの点については、御理解いただけるような内容をもって御説明させていただいているというふうに私自身は理解をしているところでございまして、米沢議員のほうにその思いが伝わって、十分御理解いただけるような伝わり方がしていなかったとすれば、それはどういうふうに私ども捉えていいのかちょっとあれですけれども、町の考え方、組立て方については御説明させていただいているというふうに思えます。

また、場所の選定経過についても、そういうような説明の一環として、その中で説明させていただいております。

それと1点、私ぜひ御理解いただきたいという点につきまして、将来の利活用についてもお尋ねがございましたけれども、現在、日の出公園を活用したイベント等が、既に御案内のように幾つかありますが、申し上げるまでもなく、町が主催者として実行しているものはございませんで、町が一緒になって事業を行っているというものはありますが、さらに、やはり多くの公共財を整備することによって、私は上富良野にはそういう力があると思っております、民間の方々がいろいろ新しいイベントを企画したり、あるいは新しい活用を発展させていくということには相当期待感を持ってつながっていくものというふうに思っております。今現在、非常に釈迦に説法になりますけれども、体育館を整備したときに、これは本当に何か他意を持って言うわけでございませんが、今のようなインドアのパークゴルフとかフロアカーリングに利用していただけるなんていうことは、恐らく当時の想定してはなかったことが新たに生まれてくるような例えで申し上げますと、利活用は大いに広がっていくという期待感も相当思っておりますし、そういう芽が生まれつつあるというお話も伺っております、将来の活用等についての少し理解を深めていただければ一助になればということで申し上げておきます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 米沢議員の再質問にありました当該地の評価額と申しますか、ちょっと私、記憶です、もし間違っていれば、農業の担当課長、記憶があればお答えになるかもしれませんが、日の出地区の農地、単純に農地ということで、多分400円ぐらいの値段になっているのではないかなというふうに理解をしています。あの辺りの農家宅地で2,300円、2,400円ぐらいの評

価だったというふうに記憶をしてございます。

あと、過去のいろいろな町の用地購入についてのお尋ねだったのかなというふうに思いますけれども、議員も記憶にあると思いますけれども、近隣地であれば、宮町の官舎の購入のときには、平米8,000円。それからパークゴルフ場の購入のときに、平米1,000円。それからオートキャブ上の購入時が平米2,700円。それから、見晴台公園の購入時が平米6,600円というのが、近年であれば、大きな土地の購入時の価格になっているかなというふうに、そういう状況でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

それでは、ここで昼食休憩といたします。

再開は13時でございます。よろしく願いいたします。

---

午前11時59分 休憩  
午後 1時00分 再開

---

○議長（村上和子君） 昼食休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質問を続けます。

10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） それでは、質問をさせていただきます。

地権者の考え方というか、意思についてまず確認したいと思います。

11年前提案されたときも私もこの議場にいました。それから、町長の先ほどのお話でございますけれども、苦節11年をかけて何とか話し合えていって、今回、承諾をもらって提案されているというふうに私は認識しているのですけれども、なぜこういう質問をするかということ、また今回が駄目でも、次また同じ土地を買えるのではなからうかというふうに思っている議員の方もおられるかもしれませんが、交渉をやられて一番地権者の感触をつかんでおられる町長は、地権者はどう思っておられるのか、今後、駄目であればどういう態度で臨んでいられるのかということをまずお聞きしたいと思えます。

それと、日の出公園、いろいろなイベントをやっています。夏も冬もやっています。花と炎の四季彩、北の大文字、大雪像、スキー教室なんかもやっておられます。これらにおいて、もし駐車場がなくなった場合、今後、将来において安全管理上、こういう問題が惹起する可能性があるのだと、あるいは現にこういう問題があるのだということがあれば、お聞きしたいというふうに思っています。

また、いろいろ練って、ベストの案だということ

で、隣接されている土地を駐車場拡張案として出されたと思いますが、次級案というのですか、これをベストすれば、次級案のベター、グッドあたりの案は果たしてあるのかなのか。あると思っておられるのか、ないと思っておられるのか。ちょっと失礼な質問かもしれませんが、ひとつ忌憚のない意見をお聞きしたいと。

昨年まで使っていた東町の自衛隊の元官舎の跡地、これを臨時駐車場として使っていたこともあります。これは所有者が代わりました。あのままで何年かあるとしたら、その所有者はまた使わせてもらえるのか、あるいはすぐ何か建てようとしているのか。あそこはもう使えないというような意見も併せてお聞きして、参考にしたいというふうに思っています。よろしく願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

前段お話し申し上げておきますが、交渉過程の一部に触れざるを得ない中身もございしますが、こういった人と人との交渉事でございますので、奥深いところまでお話しすることは差し控えさせていただく部分もあることを御了承いただきたいと思えますが、今村議員から御発言ありましたように、11年前から非常に私は前進させることに思いを持ってまいりました。本当に様々な、安定した駐車場が整備されていないことに対するもどかしさというのを感じながら、一方では、何としてもこの懸案を解消したいということの中で、いずれにいたしましても相手があって、交渉をもって前へ進めなければならないということから、折に触れて、既にお聞きした方もいらっしゃるかもしれませんが、折に触れて、私どものまちづくりに対する思い、あるいは日の出公園にかける町の思い、そういったものをお伝えしながら、何とか交渉の話の糸口をつかみたいということで、私なりに汗をかいてきました。

しかし、昨年、承諾をいただくまでの間に、本当にいつときは、もうこの壁は越えられないのかなというような思いを持ちながらも、やはり町民の皆さん方の思いを考えたり、さらに町の総合計画あるいは諸計画の中に位置づけられているようなことを考えますと、やはり私は行政を預かる責任者として逃れるわけにはいかないことを思って、私なりに糸口を探ってまいりまして、このたび提案させていただく了承を得たところでございまして、先ほども米沢議員のお答えの中でも申し上げましたが、これ以前でもなかったし、これ以後もないというように強く、先方との交渉過程の中、あるいは会話の中から感じ取っているところでございます。

一方、この常設駐車場の選定等に当たりましては、先ほど米沢議員のお尋ねにお答えさせていただいたとおりでございますが、やはり町の将来の発展を考えると、既に12年前まで臨時駐車場として利用していたあの実績から見ても、やはり一番、町民の皆さん方、あるいは町を訪れていただく方々に喜んでいただける、また、機能的な場所であるということが、様々な内部協議をこれまで重ねてきた結果、やはり最終的に行き着いたところというふうに理解しております。

それから、さらに仮設駐車場、現在東町に設営しておりますが、その位置づけにつきましては、御案内のように財務省が既に競売に付している土地でございますが、これにつきましては、もう既に一部民間の方が買い受けておまして、いつこれが民間の方が求められるということについては非常に流動的でございます。そういうことをもって、現在所有しております財務省といたしましても、今後も町に使っていただくことは云々ということは、多分財務省といたしましてもお答えしていただけないものと、そんなふうに理解をしているところでございます。

そういうもろもろのことを総合的に組み立てて、今日に至っているということでございまして、ぜひそういったことを、今村議員は11年前の経過も十分御存じだと思いますので、お酌み取りいただければというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 10番今村議員の御質問にありましたイベント時等での駐車場の実態等や課題等の御質問がございましたけれども、今現在、四季彩イベント実行委員会の中では、あそこを使っているイベントというのは花と炎の四季彩まつり、それから北の大文字、それから雪まつりの事業がありますけれども、花と炎の四季彩まつりにつきましては、今、町長からも答弁ありましたように、東町の臨時駐車場も活用しながら何とか今運営しているような状況でございます。

イベント時においては、路上駐車等も見られるのも現実でありますし、特に私は雪まつりの運営委員長でもありますので、雪まつりの開催のときにおいては、結果、雪まつりのときというのは、入り口にある五、六十台しか止められない駐車場しかありませんので、関係者の駐車場以外はなかなか、来場者が止められるような実態にないということもあって、いつも近くの民間の事業者の駐車場に、御迷惑かけるかもしれませんけれどもということ、あらかじめお願いしながら活用させていただいております。

すけれども、イベントがスタートする前から苦情の電話をいただいたりということが例年続いているということで、先ほどもお答えしましたように、そういうものを何とか解決したいというふうに思っているところであります。

併せて、御質問にありましたスキー教室等多数ありまして、特に自衛隊がやってくれているスキー教室は、自衛隊のお子様たち以外に町のお子さんたちも参加いただけるような、そういう形で毎年やってくれておりますので、そのときには本当に駐車場に入り切らないような状況になっておまして、そういうのも課題になっているなということも感じているところであります。

併せて、実行委員会が行っているイベントや教室以外にも、民間の方が今、町のほうで行っていただいているイベントとしては、ヒルクライムであったり、トレランの事業がございまして、これらについても実行委員会の皆さんからは、駐車場が確保できればもう少し参加人数も増やしたいのだけれどもというような声もいただいておりますので、何とかそういう期待にも応えられるように町としてはしたいなというふうに思っているところであります。

○議長（村上和子君） 再質問でございますか。

10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） ちょっと質問の趣旨が抽象的で、答えをもらっていないのが安全管理といえますか、町民の安心・安全というのは非常に大事だと思います。それで、夏のイベントも冬のイベントも花火とか上げますよね。その花火を上げるときに、あそこが町が取得して公有財産となったというのと、やっぱり駄目だったというので、何か今後将来に及ぼす影響があるのか、そういうことを聞きたかったわけです。それについて何かございましたら。

○議長（村上和子君） 商工観光班主幹。

○商工観光班主幹（上嶋義勝君） ただいま10番今村議員のイベントにおける町民とか観光客の安心・安全の部分につきましては質問についてお答えをさせていただきます。

現在、これまで行っております夏の四季彩まつりにつきましては、当然花火ということもメインのイベントとなってございまして、日の出公園の山頂付近から上げているところでございまして、それに併せまして、禁止区域等、花火の規制におきまして、車の乗り入れも、来場者も制限させていただいているところでございますが、このたびの駐車場用地の整備に当たりまして、当然ながらその際におきましては、駐車台数の確保、当然周辺の地域の道路にも止めているところもございまして、また、暗い足元の

中で、仮設通路等の設置の中で危険な場所と思われるところ、よく足元を見ないと歩けないと、動線がないものがございますから、その点も含めまして、隣接したところがございますと、人の流れもよくなるのかなというふうに……。

○議長（村上和子君） 暫時休憩。

---

午後 1時14分 休憩

午後 1時15分 再開

---

○議長（村上和子君） それでは、休憩を解きます。

商工観光班主幹。

○商工観光班主幹（上嶋義勝君） 大変失礼いたしました。

10番今村議員の安心・安全に対する緩衝地の、花火の打ち上げに際する懸念事項等につきましてですが、花火でございますけれども、これまでやはり花火の打ち上げに際しましては、近隣住民の皆さんに、花火を打ち上げるといことで御迷惑のかからないような、御挨拶等も含めて、周辺の花火の後の掃除も含めて、四季彩まつり運営委員会として行っているわけでございますが、今回の事案に基づきまして、仮に今取得しようと思っている土地につきまして、そこは住宅地になるようなことにつきましては、そういったような部分の花火の燃えかすですとか、そういった部分もかなり懸念されてくるのが考えられますので、そうなった場合につきましては、かなりの安全の懸念が見られるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 10番今村議員から御質問にありました。特に夏のイベント、冬のイベント、あそこから花火がメインのイベントとしても開催されているイベントがございます。一定程度、今、日の出公園の山頂付近から花火を上げるに当たって、今現在農地になっておりますので、一定程度住宅地と公園との緩衝的なそういう役割を果たしていただいているのが現実であります。

そのようなことから、もし今回購入が至らず、その後、地権者がどのような、もし購入がならなければ、地権者は今後どのような利活用になっていくかというのはそれは分かりませんが、仮に住宅地等が造成されてということになれば、一定程度花火に対しては、音や緩衝帯としての役割が果たせなくなって、一定程度そういう危険性や安全性に支障を来すことが考えられるのかなというふうに理解をしているところであります。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 2点ほどお伺いいたします。

まず、1点目は、47ページ、今日の出公園の土地購入に関わるところでございますが、あそこは所管でも調査に行きましたが、日の出排水が令和3年から令和5年の間で工事が予定されているとお伺いしております。今回、駐車場ということで、ほぼ同じ場所の用地購入になりますが、その場合の公園駐車場ということと、あと、日の出排水ということで、それらの影響について何かあれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目ですが、31ページの高度無線環境整備についてお伺いいたしますが、委員会でもお伺いしたのですけれども、これらについて、先にFWA方式で無線をしております。説明においては、これら先に整備したのも無駄にせず、複数のラインを持つことによって、災害等で有線が遮断したときにも活用できるということでお伺いしておりました。

そこで、再度お聞きしたいのですが、例えば併設で使うことによって、光ファイバーに集中するものを分散するとか、同時併用というものができるものなのか、それによって郡部地区で高速無線の速度が上がるのが可能なのか、もし分かればそちらも教えていただきたいというふうに思います。

2点です。以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の1点目の日の出排水路の件について、私のほうからお答えさせていただきますが、既に所管の皆さん方は現地も御覧いただいて、その折に図面をおつけて既にお示ししているかと思いますが、本計画につきましては、町が本町から日の出地区にかけての災害対策ということで、これは早期に対策を図りたいということで、既に西1線排水路についてはできました、おかげさまで。続いて日の出排水路を整備したいということで、早く整備をしてほしいということを北海道に私ども要望しております。

現在お聞きしている基本的な計画、今、計画をほぼ最終局面に入っているのかと推察できますが、その排水路計画につきましては、起点は、コルコニウシベツ川が起点だと思いますが、それから東1線、今の道路、それからさらに東のほうへ延長しまして、キャンプ場の横を通りまして、東2線が多分終点かなというふうに思います。

基本的な計画が示されておりますが、それについては、全線オープン排水路、そういう計画になっております。当然、今、私ども取得を目指しております。



す場所についても同じオープン排水路ということで、基本計画の中では恐らく位置づけられているのかなというふうに思います。

そういったことを想定いたしますと、日の出公園の今の場所からこちら側、富良野側のほうを見ると、目の前に大排水路がずっと設置されるということは、もう皆さんイメージしていただけたと思います。そういうようなこととなりますと、南側については、将来とも完全に分断されますので、一体的な活用というのはまず不可能というふうに押さえていかと思います。

しかし、やはり私どもとしては、一体的な活用をしたいということ、そして、これはもう皆さん御存じだと思いますけれども、整備を予定しております路線については、町が町有地として求めます。その路線は、町有地ということで、町が管理をすることになりますので、そういう中で将来を考えますと、町の意向というのはなかなか、町として決定をしないと北海道のほうへ、町の思いとして、余り先走って相談をさせていただくということは、非常に先方も御迷惑でしょうし、できませんので、私が上川南部耕地出張所の所長さんと、今までのお付き合いの中から、お互いに情報共有をしておこうという範疇でございますが、公式なお話はしておりませんが、町として、私として、そういう構想を今具体化しようということで、令和2年度に議会のほうに御相談申し上げるのですよということで、そうなる、一般論として、大体新年度の概算要求なり予算要求をするリミットというのが大体11月ぐらいかなと、一般的に。そういうことから、それは所長さんも、大体そういうものであるということから逆算しますと、それによって、他意はございませんので、皆さん誤解しないでいただきたいと思います。

よって、そういうことからして、9月にということに、それに拘束されてということではございませんが、たまたまそういう時期と重なっているという実態もあることから、所長さんと私との話の中では、極力そういった方向づけが、町としての意思決定が決まれば、北海道としても計画変更というのは多分、所長も経験上、協議、相談に乗れるのかなというような会話をさせていただいておりますので、そういった面からも、それによって云々という、くだいですが、他意はございませんが、そういう環境も一方にあるのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 5番金子議員からありました光ファイバーに關しますFWAとの同時使用というようなことかなというふうに思います。私も

専門の技術者ではございませんので、私の知り得る範囲というところでの御回答になりますが、基本、ネットワーク網でございますので、技術的には可能だというふうに思っています。

ただ、実際にやるとなると、単純に皆さん、普通利用される方が両方同時に使えるようにしようかという部分についてはなかなか難しい部分はあるのかなと、詳しい方はできると思いますけれども、誰でも使えるようにするには、機材等も整備する必要がありますので、一定程度の投資が必要になるということと。

あといろいろな部分がありまして、今、無線で整備しているのは、一度役場のほうに1回集約して、役場から外に出ていっていますので、実際に地域の方が使う部分と、あと、町が独自で使う部分につきましては、委託している業者と当初の話の中で、町が独自に使えるということ運用しています。

ただ、今度整備をします光に關しましては、実際にやる業者はNTTになりますので、NTTの局舎から線が出てきますので、基本そこを町が独自に使わせていただくということはまず難しいかなと。町がその部分を使わせていただこうとすると、通常の費用を払ってNTTの回線を利用させていただくという形になりますので、そういうふうに光と無線のほうを町が同時でやろうとすると、いわゆるNTTに対する使用料、町のものなのですが、運用はあくまでも民間のほうになりますので、そういう毎月のランニングコストがまた別途必要になるという形になりますが、ただ、技術的には並行ですとか、あるいは弱い部分をお互いに補うというようなこともできますので、そういう部分は、有効な活用法につきましては、これから研究して、整備された後には、よりサービスの向上につながるようなものにして、維持をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） ただいま町長のほうから説明がありました日の出排水路予定地の関係で確認をさせていただきたいと思います。

ただいま購入されようとしている土地の横を排水路が通るとのことだと思います。その排水路が、いわゆる分断されることによって駐車場の意味がなくなるので、私は工法は分かりませんが、排水の上に網目のもの、そういったもので常時そこを通れるようにする工法なのですね。そういう工法をするときに、今、町長からの話ですと、町はその土地を買い上げてどうのこうのという話、そこら

辺、私ちょっと理解できない。もう1回説明してください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

日の出の排水路整備につきましては、全線開水路、オープン水路で整備をするということが基本でございます。よって、例えば住宅がすぐ横に張りついていて、これは私、推測でしか申し上げられませんが、そういったグレーチング等のことがもし想定されるとすれば、それは、現在住まわれている方に対する補償的なことでのことは一般的にあり得るのかなと思いますが、全くそういうことがなくて、将来、今度は町有地として押さえられますので、そういうときに、将来を考えて、例えばグレーチングをしてほしいとか、そういうようなことで、恐らくそういうことが配慮される計画変更ということは、それは可能性は私はほぼゼロだというふうに理解しております。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 動議を提出したいと思っています。

○議長（村上和子君） ただいま3番高松克年君、8番荒生博一君から、議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）を修正することの動議が提出されました。

資料配付のため、暫時休憩といたします。

---

午後 1時33分 休憩

午後 1時35分 再開

---

○議長（村上和子君） 休憩を解きます。

議案第1号に対して、3番高松克年君と8番荒生博一君から、お手元に配付した修正の動議が提出されました。

したがって、これを議案第1号と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） ただいま議題となりました議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）に修正動議の提案理由を申し上げます。

今回の補正案については、土木費の都市計画費、公園費の土地購入費4,831万円をゼロに、その4,831万円を予備費のほうへプラスするということであります。合計は変わっておりません。歳入

については変わりません。

つまり、ほかのところは全ていいわけですけども、この駐車場用地取得費の4,831万円、これだけを予備費のほうに回すということで、ほかのところは全て認めるということで、ここだけを直すということでもあります。

主な理由といたしましては、日の出公園駐車場拡張整備事業についての目的は、日の出公園は町民の憩いの場、観光拠点としての現状の駐車場が狭隘のため常設駐車場が必要とのことであります。

町からの説明は、駐車場の用地取得の説明が中心でありました。用地取得をアスファルトで整備するのか、また、砂利を敷いたままにするのか、維持管理費は年間幾らぐらい必要なのですか。その全体事業費は幾らぐらいを予定しているのか。

また、駐車場の利用見通しなどについても説明は十分ではありません。駐車場の用地を取得するのが目的であり、日の出公園の魅力を上向きさせ、日の出公園を将来どのような姿に整備し、魅力アップにつなげ、町民の憩いの場、観光の拠点とする考えなのか、私には一向に町の考えが伝わってきません。駐車場を整備した後の活用方法などについても説明が不十分であります。日の出公園整備の全体像を明確にすべきだと考えます。全体像があつての駐車場整備だと考えます。

昨年策定された第2次観光振興計画では、体験型観光を目指し、花観光だけではなく夏観光を充実させる計画となっています。以前提案された時期とは、観光行政に求められていることが大きく変化してきていると思います。

特にイベントを中心とした観光は、我が町の最近の観光客入り込み数の動向を見ても、日の出公園を中心に行われたイベントによる集客数は5年間で半減しています。約1万5,000人の集客でしかありません。今はイベントによる観光振興の時代ではなく、体験型観光振興を第2次観光振興計画の中では目指していたのではないのでしょうか。

次に、提案された時期が余りにも最悪であります。コロナの収束が見えてきていません。世界の経済、国の経済、また、我が町の経済がどのような状況になるか不透明です。予測できるのは、今までのような日常に戻るには相当な時間を要するというのではないのでしょうか。上富良野町の財政運営もますます厳しさを増してくることでしょう。

このような時期に、いま一度立ち止まり、財政状況をしっかりと見極め、優先順位を明確にし、進めるべきと考えます。

以上のことから、この予算の修正ということで動議を提出させてもらいました。

以下、議案を朗読して説明いたします。

議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）の修正案。

ただいま提出いたしました議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）に対する修正案につきまして、議案の要旨を説明申し上げます。

修正案を御覧ください。

議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）に対する修正案。

議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）の一部を次のように修正します。

第1表、歳入歳出の予算補正の一部を次のように改めます。

次のページをお開きください。

第1表につきましては、修正する款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

2、歳出。

8款土木費、補正額173万2,000円、計7億7,207万9,000円。

4項都市計画費173万2,000円、計2億3,561万円。

12款予備費3,398万3,000円、計2億2,210万9,000円。

1項予備費3,398万3,000円、計2億2,210万9,000円。

以上で、議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）の修正案の説明いたします。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（村上和子君） これをもって、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） それでは、何点が質問させていただきます。

まず、今回の日の出公園の拡張工事につきましては、3月の第1回定例会において、当初予算で可決されています。ここを反対される方もいるかもしれませんが、反対したとしても、可決すればそれは議会のものとなって、議会固有の意見として今後それが走り出すわけです。

そして、もう既に60万円というお金が使用されております。用地の確定測量など、いわばレールを敷いて筋道をつけたと。先ほど何合目かという話も午前中ありましたし、何回上まで上がっているのかとありますけれども、少なくとも2回、3回上がっていると思う。そういう状況で今はあるということをお思います。

それと、先ほどの議会の話をぜひ聞きたいのですが、議会として議決した事項について、何ら議会に対して、実はこうしたいから頼むという話はありません。これについてしっかりと、議会をどう思っておられるのか、議会に対しての説明をまずしていただきたいと思います。

そこで、話は戻りますけれども、当初予算に賛成しているということでございます。

それと、最後の話でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策として非常に大変な時期であると。予算の重点配分をしなければいけないということでございますので質問させていただきます。

町は今まで、平成2年度になってから、我々も資料をもらっていますから、新型コロナ対策あるいはラベンダーハイツの事業費とか、感染症緊急包括支援交付金事業、交付金事業としては、感染症対策地方創生臨時交付金事業について、1号からずっとやってきています。今後も含めて、町の一般会計から持ち出しているのは幾らなのか、当然分かっていると言われてはいますけれども、幾らなのか。そして総トータル、ほとんど国の助成、補助金等ですが、これは幾らかかかっていて、何%ぐらい町が持ち出しているのか、これだけ持ち出しているから日の出山駐車場は買えないのだというようにしっかりと説明してほしいと思います。

続きまして、先ほど地権者の意図を確認しましたが、それ以前でもないし、それ以後でもない。これは非常に重たい。これを否定するということは、あそこは駐車場として要らないという話なのですが、そうした場合、町の3大イベント、これらを日の出山でやらなくていいと考えておられるのか、それは必要なのだと。駐車場は別に考えるのだというのであれば、駐車場等の代替案を示していただきたい。

次いで、あそこが駐車場でなくなると、将来にわたって緩衝地帯としてなくなり、安全上問題があるかもしれないという話がありましたけれども、これについて、町民の安心・安全をどう考えているのかお聞きしたいと思います。

私は、いつまでもいつまでも、また、これからも臨時駐車場で行くのであれば、いつまでもたっても町の財産にならないのです。町の財産にするためには買って、そして我々のものにすれば、今後、これにこしたことはないと思います。未来永久的に臨時駐車場で行くのか、あるいは日の出でのイベントは要らないのだから、あそこは要らないのだ、そういう発想なのか、しっかりと答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 高松克年君、答弁。

○3番（高松克年君） ただいまの質問でありますけれども、自分にとっては、十分に答えられるかどうか不安なところもありますけれども、まず、議会に頼むという話がなかったというのは、担当所管で、やはり今村議員が言われるように、3月から現地も見たりしていますけれども、そこにおいても、残念ながらここありきということで、前課長を含めて、ここしかないのだと、ここでいくのだということで、先ほど提案をいたしましたけれども、そこにおいても、やはり現場での話としては、それ以上でもそれ以下でもなかったということが現状です。それを議会に頼むという話がなかったというのは、我々の手落ちということを言おうとしているのかもしれないけれども、我々もその話を聞いて、そしてそれ以後もいろいろな話を聞きながらきたのですけれども、残念ながら最後まで、そのときに言われた日の出山の魅力再生云々という話もありましたけれども、それについても一切の書類らしきものというか、書き物が出てきたことはない。それは、我々を軽く見ているといえ、そうなのかもしれませんけれども、それらで何かが変わっていくことがあれば問題となったのかもしれないけれども、そういう状態の中で、残念ながら今の結論に至るしかなかったということなわけです。

最初からそういう話で持ってきていること、そして、しかも、進められている中で、残念ながら我々が要求しなかったら現地での調査も、町長側から提案されたわけではありませんでした。そのときも現場へ行っていろいろなところを見ましたけれども、そのときに出た話ですけれども、あそこは駄目なのか、ここはどうなのだという話も出ました。でも、それに答えたのは、やはり……。

○議長（村上和子君） 回答になっておりませんので。

8番 荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 発議者のもう1名として、ただ今の10番今村議員によります質疑に関して回答させていただきます。

まず、1点目の駐車場、この3月の当初予算の議会で60万円の用地確定測量及び土地鑑定に関わる議決のほうを私も認めて、60万円の予算が可決されました。

その後、後に我々の賛成意見でも述べますが、まだ新型コロナウイルスというそのもの自体が、我々の予算審議のときにはここまで大きく、また、世界的なファンディミックが起こるような現象というのは当時想像つかない段階でございまして、あともう1点、考え方としては、このような巨額な公有財産を取得するというときには、やはりその土地の評価

額、それから購入する用途を含めて、しっかりとした見積もり、いわゆるそういったものを基に、その事業そのものを前に進めていくか否かという判断を我々はせざるを得ないと思います。

よって、当初予算の60万円の可決の事項に関しては、そういった認識で私たちは捉えておりますので、60万円を認めたから、この事業そのものを前に進めなければいけないということにおいては、やはり十分な審議が必要なことも申し添えますし、また、当時と世の中は一変したことということをまず御理解ください。

それから、2点目の質問です。議会での説明責任に関してですけれども、私たち総務産建常任委員会、所管委員会は、先月27日、それから今月2日、それから今月8日と委員会を3回行う中で、今日の出公園駐車場整備事業に関しては、理事者のほうからは十分過ぎるほどの説明を賜っております。その総務委員会での結果を基に、我々議員間の全員協議会で総務委員長の方から、これまでの経過説明に関しての質疑がありましたので、9月12日の全協のほうでしっかりと経過説明及び議員14人に対しての周知は、中瀬委員長から済んでいるものと私は理解しておりますので、その旨御理解願います。

また、3点目の質問のコロナの交付税ですけれども、今、町に、国から示されている財源に関しては、先般、宮下課長のほうからしっかりと1枚のペーパーが来ておまして、1次交付金が幾ら、2次交付金が幾ら、そして様々な事業内容、それから、この後来るであろう3次交付金まで予測で算定いたしまして、全ての諸事業に対して、今村議員が御懸念されている一般財源の持ち出しというのはほぼないということで私も承知しております。

よって、この日の出公園購入に対しては、このコロナの交付税により様々な施策展開がされていますけれども、だからお金がなくなって買えないということではありません。単体の事業としてしっかりと捉え、協議をして我々は見解を示しますので、このコロナの交付税に関しては、あくまでもしっかりとした諸事業のパーセンテージとかというのは私もすぐに、その数字を読み上げることはこの場ではできませんけれども、先般、総務課長のほうから一覧表で頂いている書式、それが回答の全てかと思われま

す。それから、4点目の質問ですが、地権者との、町長の御答弁にありました、今後はない、そして今、それ以外、そしてそれ以後もないということで、3大イベントである四季彩まつり、雪まつり、大文字等々のイベントそのものを、日の出公園でなくても

いいのかという質問ですが、私も一観光事業者として、そのイベントで多くのお客様に御利用いただいている施設の者としてもイベントの存続、継続は心から願うものであります。ただし、この駐車場の整備事業と私の思い、それから今村議員からの質問が合致していないかもしれませんが、イベントは今後町の活性化のためには必要だということで認識しております。また、駐車場も私は必要だということで認識しております。

ただし、先ほど提案理由にも説明がありましたとおり、提案者から発議された理由の中には、時期が最悪である。ここをまず捉えていただきたい。今、コロナ禍で疲弊している経済は、その後、国の国家予算そのものも来年度、R3年には約2割から3割の税収が減るであろうということで、現段階でそのような見解が示されています。当然国がそのような状況であれば、我々地方自治体というのもしっかりした交付税要求というのが、それが全てかなうかどうかというのも分かりません。

また、本年、令和2年度は、町においてもいろいろな諸税、例えば事業者に対する固定資産税であるとか、そういった特別な減免措置というのを講じていまして、実際、R3年に支払うべく課税額というのは、R2年の分のスライド、事業者に求め、要は事実上去年は、課税が、あくまでも建物だけというぐらい、本当に国、それから道、そして我が町においても先行きの不透明な経済状況であります。

よって、5番目の、例えば緩衝地帯の、町民の皆様様の安全確保という観点においても、私はこのままもし駐車場用地の取得がかなわなかった場合も、あとは地権者の意向ですので、その後、例えば宅地として売る売らないは分かりません。でも現在、農地として緩衝地帯、安全地帯が確保されているのであれば、その後の未来のことは私は分かりかねますが、もし逆に今回この用地取得がなかった場合、果たしてイベント時、駐車場という機能が役割をせず、逆に緩衝地帯だからということで買ったこの広い駐車場がそのまま残るほうを懸念しております。

以上、100%答えられませんでした。今村議員からの6点の質疑に回答させていただきます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） 観光等に思いは同じで、なぜこうになってしまうのか、非常に残念なのですが、それでも、それでは、人間の道義というのか、「至誠に悖るなかりしか」という言葉がございませぬけれども、なぜ最初から、3月定例会から否決しなかったのか、私はここに一つ疑問があります。

3月のとき複合施設が否決されました。あのとき

の理由で、もうコロナで世界が大変だからという理由があったのではないですか。そういう理由をあのとき言っているのですよ、あなた方は。今、情勢がころっと変わったというのではなくて、あのときそういうコロナの情勢があったから複合施設を否定したのでないですか、否定した一つの理由です。そこが、そのときからそう思っているのだったら答弁は変わるはずですから。

もう一つは、今までの町の新型コロナ関係の予算の合計は、先ほど言ったものを全部含めたら8億3,100万円かかっています。そのうち町の一般会計、それと高度電波のタワーがありますね、それは町債を使わなければいけません。これは確認されていると思いますけれども、非常に金額が高い。ただし、町が将来負担すると金額というのは5%なのです。それも含めて全部で町の一般会計から持ち出すのは1,124万3,000円です。パーセンテージにすると1.35%です。ほとんどが国が面倒を見てくれているのです。今後もこれは変わらないと思います。

新型コロナが大変だから、町の予算が大変だから、このイベントは今はやっつけはいけないということでは言われましたけれども、趣旨説明で高松議員がそう言われたから私は言ったところがあるのですけれども、当てはまらないと思います。

それと、安全管理のお話をされました。安全管理のお話をされて、地権者は売るか、あるいは売らないかもしれない。宅地にならないかもしれないというお話ですよね。我々は、かもしれないの話ではやっつけられません。

○議長（村上和子君） 暫時休憩。

午後 2時03分 休憩

午後 2時04分 再開

○議長（村上和子君） 暫時休憩を解きます。

今村議員、もう少し明確に質問をお願いしたいと思います。

10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） 当初予算を通したことは承知していますよね。なぜルールを敷いて階段を駆け上らせて、はしごを外すようなことをするのかと、その理由をお聞きしたいというのが一つございます。

それと、安全管理上、地権者が売るか売らないか分からないから、宅地になるのか分からないと言われても、これは地権者の気持ちであり、売るかもしれない。我々は安易な考え方でやっつけられないと思います。現実主義いかなければいけな

いと思います。最悪のことを考えて物事を考えなければいけない。売った場合はどうなるのだということなのです。そこで、もう一度考えて答弁をお願いします。

○議長（村上和子君） 荒生博一君、答弁。

○8番（荒生博一君） 先ほどからお聞かせいただきますと、確かに今村議員の懸案事項というのは十分理解はさせていただきます。今回の提案者に対しての質疑ということをお願いしていますが、ちょっと観点が、私の答弁に対しての質疑になっているということで、一旦引き戻していただきたいのですが、まず、先ほど申し上げた安全管理上の問題ということにおいては、先ほど理事者側の話をそのままリリースただけで、私の思いということではございません。

それから、1点目の、なぜ3月でということ、一度かけたはしごをさも外したように言われていますけれども、私たちは後に賛成の討論をもって、しっかりとした理由は説明しますが、今ここで申し上げますと、今回提案がなされた事業というのは、日の出公園駐車場拡張整備事業と銘を打っている事業でございまして、今、私たちに示された3月からこれまでの間の理事者側の提案理由というのは、4月に用地確定測量、それから土地の鑑定、それ以後は、様々な地権者交渉等々のスケジュールリングがなされて、9月に用地確定の料金を議会に示します。そしてその後、12月に公有財産取得の議決を経て農業委員会に報告、令和3年のこの1行には、造成工事発注、これだけが事業計画で、現在まで我々に示された町側からの提案でございまして。

まず、ここで御理解いただきたいのは、私たちははしごを外したくて外すわけではありません。その事業計画そのものの提案が不完全だから我々はこの修正動議をかけているもので、私たち議会議員には、町民の皆様への説明責任があります。現段階でしっかりとした説明は、私は頭が悪いかもしれませんが、できません。なぜ土地を4,831万円で買って、その後どう活用するのと言われたとき、言えるワードといえば、この間の協議で、アスファルト化はしない、ずっと砂利です。それから、町長が求めた提案理由は、かねてから、10年来、一時的な仮設駐車場で利用者大変迷惑をかけている。だから常設駐車場が欲しいのだ。その思いは分かりません。でも、砂利のままずっと施しをしないということは、ニュアンスは、砂利は仮設です。常設を求め、仮設というようなニュアンスで、そのままその後の整備計画もなされない。こういった先行きが不透明、しかも総予算、例えばこの間の協議会で、アスファルト化した場合、少し前の金額になります

けれども、当時の担当課長が1億5,000万円ということで値段もしっかりと言っています。そうすると、積算すると4,831万円足す1億5,000万円、年間の維持費が100万円、黙っていても2億1,000万円です。

私は、一つ疑義があるのは、当初この整備事業計画を出すときに、しっかりと工程のスケジュールであるとか予算総額、そして、やはり整備後の活用方法、こういったしっかりとしたものが提出されて初めて、事業計画ということでみなしますので、そういった一連の中で、私もないよりあったほうがいいのかという思いは依然変わらないですけれども、あくまでもこの事業計画の提出の仕方そのものに異議があり、このような修正に至っております。

今村議員がおっしゃった安全管理上とかからということにはそれていますけれども、そもそも、まずかけたはしごとは、私たちも町側の提案の案件に、できればこのような形で修正動議なんていうのは出したくないです。その辺も十分理解の上、つたない答弁で申し訳ありませんが、自分の思いを伝えさせていただきました。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） 非常に言われていることは分かって、修正動議は出したくない。今でもいいから撤退してほしいぐらいです。

まず、資料のお話をすれば、資料が足りないといえ、無限大に足りないですよ、多分。資料どおりになってしまいます、組織というのは。何でもかんでも資料を求めたら大変なことになる。本当に資料が足りないのか、足りないのは理事者側が悪かったのか、委員会がどれだけ積極的に動いて資料を請求した結果が足りなかったのかという話がございませぬ。（発言の声あり）だからそこをまずお話ししてもらいたいと思います。

最後に、いろいろ言われましたけれども、我々も提出したくないと言いましたよね。私は一番最初に言ったのではないですか、今でないと駄目なのです。今でないと二度とあそこは永久的に手に入らないと思っているから言っているわけですよ。手に入ると思っているのですか、あそこ。またモータープールにできると思っているのですか。はっきり言って理由が、アスファルトなのか砂利なのか分からない。面白くない。そんなような話ですよ。本当にあそこを要らないと思っているのだったらいいのですが、そこをもう一度確認。本当に駐車場はまた手に入ると思っているのですか、同じ場所。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君、答弁。

○8番（荒生博一君） 私、資料が足りないという

ことは申ししていません。説明が足りないということです。まずそれが1点、御理解いただきたい。

それから、2点目の質問に関しては、私は交渉事に一切携わっておりませんので、今後、二度と買えないというのも今村議員の見解ですよ。もし次の新しいリーダーが、やはりうちの町の日の出公園を核に産業活性化、観光振興を図りたいということで、再度同じ土地を求めた場合、100%買えないという理由、今この時点で分かりますか。分からないので答弁できません。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 提案者にお伺いいたします。

日の出公園の駐車場の要るか要らないかという以前の問題としてお伺いいたしますが、現在提案されました修正案でございます。私から見ますと、未完成のかなというふうに捉えさせていただきます。

その理由といたしまして、今回提出されました修正案におきましては、いわゆる8款4項2目都市計画費の中の公園費の部分、こちらの部分を一部皆減して予備費に充当するというところでございましたが、しかし、補正額の財源内訳を見ていただきたいのです。その他ということで3,170万円と一般財源から1,800万円何がしということで、そもそも最初の補正予算が上がってきています。

先ほど町長部局から補正予算第8号につきまして、提案理由の中で、当初我々は議決をしたのは、3月に上富良野町公共施設整備基金の一部を支消するというので、5,000万円支消を議決しております。それらを当初組んでおりましたが、もろもろ今回の提案の中で、教職員住宅であったりクリーンセンター、また、高度無線等の、いわゆる上富良野町の公共施設整備に関わる部分が財源組替えができました。それで5,000万円を拠出しなくてよくなった部分で、今回一部、土地を購入するに当たって4,800万円の部分を使うと。200万円は基金に繰戻しますという、そういう出来上がった補正予算第8号が上がってきておりますが、現在出されているこの修正案は、歳入の部分の今の基金の部分に対して全くの説明がございません。ということは、お金の中の財源の一般財源なのか基金なのかということの中身が何もないまま、歳入に繰戻してもされていないということで、まず修正案が無効ではないかと私は考えます。

続きまして、もう1点、このような修正案が出される場合に、いわゆる余剰したお金というのはどこに行くのか、それは本来拠出した歳入の部分にしつ

かりと戻っていくのが大前提であって、よほどやむを得ない場合でなければ予備費の充当するということはルール違反であります。まずここが大前提で、なぜ予備費に充当したのか、そんな安易な考えでいいのか。

さらに言うと、この予備費に充当した財源の目的は、我々が3月に議決した公共施設整備基金という使用目的がはっきりしたお金を崩したのです。それを我々は議決しているのです、議会で、5,000万円というお金を。それを目的もはっきりしない、ちょっと言葉が悪いですがけれども、執行部が勝手に使ってもいい予備費に充当するということが、これは、我々議会が議決した責務が全くないということです。そこをどういうふうに説明するのですか。

以上、2点質問いたします。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君、答弁。

○8番（荒生博一君） ただいまの金子議員の質問に答弁させていただきます。

まず、金子議員、理解いただきたい。私たちは財務にも携わっていないければ、企業の会計、そのぐらいは私も責任者として預かっておりますので、今回このような修正動議提案に対しての予算案そのものの修正をしたときに、私たちは執行者でありません。ですから、当初予算で認めた5,000万円という公共施設整備基金、この入り口のスタートアップは、当初予算の読み取りからすると、例えば今の土木費の8款であれば1,630万円という振り分けがなされていまして、そのほか様々な使途で5,000万円という整備基金は、当初予算ではいろいろな諸事業に配分されているのは理解しております。

そして、何よりも今回、補正予算第8号原案そのもののボリュームとページ数を図り、私は今回、議会事務局ほうに、分からないながら何がベストかということで、歳入を含めた案、それから歳入のみの案、2個持って行って、私はこの修正動議が可か否かというのは分からないので事務局に提出しました。事務局も財務のプロではありませんので、議員必携とか、過去の実例とかというのを参照して、一通り要件がそろっていますということで、相談の後に今回の提案、提出の運びになりました。このような難しい中身に関しては、どれが完璧か完璧ではないかということは、ここでの本題から少しそれているように私は考えます。予備費を持っていく考え方とかというのは、今の議論ではないような気がしますので、この会計処理に関して不備、それから書類に不備、不手際があったのは、私は初めてこの修正案を自身でつくりましたので、分からないなりに一生懸命やった結果です。そのもの自体を否定され

ては、もうこの入り口から、申し訳ありませんでしたということで、その一言の謝罪に尽きますので、御理解ください。

○議長（村上和子君） 暫時休憩いたします。

---

午後 2時19分 休憩

午後 2時20分 再開

---

○議長（村上和子君） 暫時休憩を解きます。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） ただいま5番金子議員からの質疑に対して、この修正動議、発議案を自身で作成した際に、議会事務局の提出時に、要件がそろっているということで私はこの議場で申し上げましたが、この言葉を撤回、修正を改め、要件ではなく、書類がそろっているということで、言葉を訂正させていただきます。（発言の声あり）

5番金子議員の質問にお答えいたします。

今回、先ほど提案理由の中の説明でも、3月議会で公共施設整備基金5,000万円の支消を認め、その後、先ほども説明はいたしました、様々なカテゴリーにその資金が配分されて、それぞれの事業そのもの自体が様々な事由により既存の予算で賄えるということが分かったので、この日の出公園の土地整備事業に係る4,800万円という事業を起こすときに、さらに公共整備資金を必要なく、その現5,000万円という枠の中でこの事業を組み立てることができたので、200万円不用額として繰り入れるということの説明を受けていますので、理事者側も当初イメージした中に、当初予算において、5,000万円という数字は実施計画の中で既に見ておりますので、その時点で判断しているかどうかというのは別ですけれども、様々な事由で公共予算の整備基金というのが、今回、修正案の一番最後の手前、47ページ、財源組替え、ここは私は分からなかったの消してくださいということで消しています。これは、歳入の読み取りは、私の知識では不可能でございますので、本当に純粋に、冒頭、高松議員からも提案理由の説明をいたしました、純粋にこの事業そのものが認められないので、この額を一旦予備費に計上し、それ以外のは全て認めるという定義で提案理由も説明されておりますので、このつくり込みに関しての御指摘に関しては非常に心が痛く、もっと会計を勉強しなければということだと思いますけれども、ここまでに至るまで、本当に分からないなりに、いろいろ他の事例というのをインターネットで調べて、僕のつくり上げの限界がここです。すいません。この書類に関しての不備は、これ以上答弁はできませんので、御理解ください。

（発言の声あり）

○議長（村上和子君） まだ答えが残っておりますが。基金を予備費に戻すことができるのかということです。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） すいません。我々の持てるツールは、分からないなりに予備費に一旦移動するというので、この審議が終わりましてからしっかりとした判断を仰ごうかなと。今の段階では、予備費に戻すことのほか、歳入の組立てのときには、公共施設整備基金に戻すという案は自身がつくりました。もしこの後でよければその案をお見せしますの。（発言の声あり）

私は、一部自治体の例を引用して、解釈は違えど、そのとおりにやって、結果が予備費ということになりました。（発言の声あり）

○議長（村上和子君） 暫時休憩といたします。

---

午後 2時26分 休憩

午後 2時30分 再開

---

○議長（村上和子君） 一度暫時休憩を解きまして、また休憩したいと思います。

再開は2時45分といたします。

---

午後 2時30分 休憩

午後 2時45分 再開

---

○議長（村上和子君） 休憩を解きます。

8番荒生博一君、答弁。

○8番（荒生博一君） 5番金子議員からの質問ですけれども、今回、私たち分からないなりに手法で、結果が予備費ということで、その公共施設整備基金を予備費にするこの手法自体が法的に触れるか触れないかというところは、議会事務局の議長会に確認したところ、財務を扱っていないので分からないという見解で、私も分からないですし、金子議員、逆にこの場合どこに戻したらいいのでしょうか。

（発言の声あり）

再三答弁しているとおおり、本当に無知で、財務に関して分からないなりに出した答えが、行き先が予備費でしかないということで、理解はいただけないのは本当に分かりますけれども、私もこれ以上、どのような形でこの審議自体を継続していいのかということも議長に確認したいぐらいです。（発言の声あり）ですから、本当に考え方が分からず、ただ単に冒頭提案理由でも述べたとおり、不用額とみなしたこの4,831万円を一旦予備費に計上するというので、それ以上の答えは私にはございません。



すいません。(発言の声あり)

○議長(村上和子君) 8番荒生博一君。

○8番(荒生博一君) 今回、標題、それから提案理由という説明までは御理解いただけたということで、今回の修正案、この書類自体に不備があるということで、時間をいただければ成案をこちらにお持ちしますけれども、そのような時間というのはいただけないでしょうか。

○議長(村上和子君) 暫時休憩といたします。

---

午後 2時50分 休憩

午前 2時53分 再開

---

○議長(村上和子君) 休憩を解きます。

8番荒生博一君。

○8番(荒生博一君) 私どもの提出した修正案に不備があったということと、私とその修正案を事務局に点検いただいたのは、あくまでも書類の不備の確認ということで、そのときにその答えを求めるときでもないですし、事務局も与えられないということであれば、もうこの場で、まな板の上に乗ったコイをどうすることもできないということで、この4,831万円、もし目的基金として、予備費の充当が法的に、この場では、不当であるかどうかということも含めて、それであれば、やはりこの修正案含めて修正を認めていただかなければ、標題の私たちの提案理由というのが全てゼロ、クリアになるということなのではないでしょうか、これはちょっと。(発言の声あり)ですから、この場では、軽微な修正に関してはできるということで分かりましたけれども、もういかようにすることもできません。

○議長(村上和子君) 金子議員の質問に答えていただきたいです。答弁になっていないですね。

暫時休憩といたします。

---

午後 2時55分 休憩

午後 2時57分 再開

---

○議長(村上和子君) 暫時休憩を解きます。

5番金子益三君。

○5番(金子益三君) それでは、ちょっと堂々巡りになってしまったところがございますが、いわゆる提案者として、これに対しては説明ができないということで、不備があるということでお認めをいただいたと私は判断させていただきました。

その上で、不備のあるものを我々議会として議決するわけにはいきませんし、先ほどから何度も申し述べておりますが、我々、さきに5,000万円の目的の明確な基金を支消するというので議決をし

ております。

それが、今度は目的が何もない、フリーで使っているですよというところにお金を繰戻すということに対して、議会の責務を放棄したのではないかとということをお伺いいたしますが、この点はいかがですか。

○議長(村上和子君) 8番荒生博一君。

○8番(荒生博一君) ただいまの金子議員の質問に答弁いたします。

再三話しておりますが、この修正案策定時に、その目的基金がこの予備費に計上すること自体がいいものか悪いものかという判断がつかなかったため、先ほど来の答弁になっているわけですが、そもそも議会の責務を放棄したとか、そこまでのことも一切この修正案作成時には考える間もなく、分からないなりに作成をしておりましたので、今言われれば、重みであるとか、そういった目的基金というのは、本当に法的にどうなのかというのは私もここでは答えは出せないのですけれども、本当に予備費にして駄目だということであれば、修正案そのものを改める必要があるので、逆に金子議員の質問に対して短時間で、財務のほうの確認が法的に認められるかどうかというのは、私、今即答で、うそは申し上げられませんので、ここでは、現段階でお調べできないというところで答弁をさせていただきます。

(発言の声あり)

○議長(村上和子君) 8番荒生博一君。

○8番(荒生博一君) 放棄しているか放棄していないかのそもそもの問いですけれども、放棄していると思ったことは一度もありません。

○議長(村上和子君) 5番金子益三君。

○5番(金子益三君) 最後の質問になるので、ちょっと言わせていただきますけれども、質問させていただきましても、どういう思いでつくられたかは私は一切知るよしはありませんから、どのように御苦労されて、眠い目をこすりながらインターネットで調べたか、そんなことは私とはやかく言うつもりはございません。

しかし、修正動議を上げてくるというのであれば、しっかりと根拠に基づいて、これらの算定を、戻すところは戻すところ、お金の種類について、歳入歳出をしっかりと合わせて上げないことには、我々は審議することすらできないのです。だから、先ほどから、今になって、思いですとか、今になって、私は分かりませんでしたというのであれば、初めから上げないのが、これは議会の責務であると私は考えます。

そして、さっきから何度も申ししますが、議会の権能を放棄しているつもりはないとおっしゃっていま

すが、やっていることは議会の権利を放棄していることと何ら変わりはないということに私は感じますけれども、その辺はお2人はどのように感じて、この修正案を出してこられたのか、最後にお伺いいたします。議会はそんな軽いものではございません。

○議長（村上和子君） 高松克年君、答弁。

○3番（高松克年君） 我々もそれぞれやはりこの町を少しでもよくしたいという思いであることは変わりないと思うですけれども、このような事態というか、こういうことを本当に真剣に考えて、短期間の間でしたけれども、十分な精査ができないままに終わり、また、このようなことになったことに対しては非常に責任を感じております。

しかし、この案件を上げるに当たって、自分たちの、それぞれの人に関することになるかもしれませんが、私もやはり十分な精査がされ、そして十分な審議の中で行われていくべき事案だということをもって提案をしたわけですけれども、この思いというか、ただ、この案件に関しては、非常に長い年月、それぞれの人の思いの中にあることが詰まっている。もちろん町長の思いも分かります。しかし、やはり公共施設を求めるときには、町全体の（発言の声あり）議長、今のはやじですか。

○議長（村上和子君） 答弁をお願いします。思いは結構でございますので。

○3番（高松克年君） 分かりました。今言わせてもらったようなことで、真剣に考えて、自分たちの持てる力をもって行ったことが不備だったということは残念なことですけれども、この短時間の間で修正することも不可能だということであれば、残念ながら上程を取り消すしかないのかなというふうに思います。

○議長（村上和子君） 暫時休憩といたします。

---

午後 3時06分 休憩

午後 3時08分 再開

---

○議長（村上和子君） 暫時休憩を解きます。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 感情的になって、冷静さを欠いている部分もあるかもしれませんが、不備な部分は認めます。これを訂正するすべを、時間的なことも含めて、やっていきたいというふうに思います。法的なことの意味合いが十分に把握できていないというところはありますけれども、これが本当に法的な不備を持ち得たものなのかどうかというところを調べたいというふうに思います。

先ほどの取下げの部分については訂正をいたします。（発言の声あり）

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 言われている議会の権能、その他を汚すようなことを自分でしているという思いはないのですけれども、結果的に難しい判断を迫られているということは自分も本当に残念ですけれども、十分な持ち合わせをしていないというところ です。

○議長（村上和子君） 暫時休憩といたします。

---

午後 3時11分 休憩

午後 3時14分 再開

---

○議長（村上和子君） 暫時休憩を解きます。

3番高松克年君、答弁お願いいたします。

○3番（高松克年君） 今、話を聞きました。それを自分の中で十分に理解するまでに至っていないということなので、しばらく時間を欲しいと思います。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君、答弁。

○8番（荒生博一君） さきに高松議員が、考える時間が必要だということ。

金子議員の質問にお答えいたします。

議員発言の当初予算で、目的基金の5,000万円の支消については、議決事項として私も理解しているところであり、さきに申し上げた内容のとおり、例えば8款土木費の都市計画費というところにおいて、当初1,630万円とかという額が設定されて、そのほか様々なところで5,000万円というお金が一旦動きました。そのときの議決事項に今回の4,831万円という案件は入っていませんでした。その補正が今回、もちろん、それで、当初予算のことだけに言及すると、当初予算を認めた変化要因の結果というのがこの補正なのですか。そう理解しておりますので、私たちの修正動議の提案理由も含めて、4,831万円の根拠というのは、公共施設整備基金のお金に戻すという判断は、私たちは執行者ではありませんので、例えば教育費に入れるとか給与費に入れるかと、そういうことにならないので、私たちの持てるツールを全て使った結果が、分からないなりの予備費ということで、こちらを書かせていただきました。（発言の声あり）これは私の答弁なので聞いてください。

そして、議員の責任云々においては、私も本当はすぐに調べられれば良かったのですけれども、この4,831万円を予備費に計上したことが法的に間違っていない場合、しっかりと理由をもって、私たちはこういった修正動議案というのは今回初めてつくりました。残念ながら事務局機能というところにおいては、確認いただける機関がありませんの

で、私たちはつくったものを、様式がそろっているかどうかという確認をいただいて、あとは出すしかできないのです。自身では、もちろんこの案自体を練り上げた者として動議を出しているだけですから、議員の責務云々に関しては、しっかりと全うした中での提案をさせていただいているつもりですので、予備費がほかのものに使われる使われない以前に、予備費にしか置き換えられなかったという、その作成の意図だけは酌んでいただきたいと思います。

○議長（村上和子君） ほかの方、いらっしゃいませんか。ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了したいと思います。

これより、議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)の修正案に対する討論に入りたいと思います。

最初に、本修正案に対する反対討論の発言を許します。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 私、本修正案に対して反対の立場から討論させていただきます。

理由としては、質問者に対して十分な答弁がなされなかったという問題があります。少なくとも提案者の思いもよく理解はしているつもりであります。

ただ、議会というのは、こういう場合にあってもしっかりとした筋の通った提案、議論がなされなければ、末代に、後々に大きな悪影響を及ぼすというふうに考えております。

確かに今回の駐車場の問題については、土地の選定等についても不透明感があるということ是否めません。そういう意味でしっかりとした議論が今回かみ合っていないという点も含めて、改めて、この修正案に対しても反対の討論とさせていただきます。

○議長（村上和子君） 次に、本修正案に対する賛成討論の発言を許します。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） 私は、修正動議に賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

先ほどよりこの土地の関係で、議員各位におかれましてはいろいろな意見が出ておりますけれども、今回の一番の問題点は、町民の皆さんがこの駐車場用地を本当に求めているかということだと思っております。今求めようとしている土地は、平成18年9月8日、上富良野町農業委員会臨時総会で、農地法の一時転用違反が見つかっております。そのときに、転用違反であるとして、観光協会、それから地権者へ農地の復元を決定した経過のある土地であり

ます。

当時、転用違反を見過ごした農業委員会は責任があるということで会長は辞任をしております。議会もこの件に関しては、当時の議員が一般質問をしております。このときの状況も調べずに、町は1,050万円の税金をつぎ込んでおります。身体検査をしないで、これだけ税金を使って本当によかったですでしょうかということなのです。

そしてさらには、今借りていた8,800平方メートルを今後全部必要とするのか、あるいは縮小の考えはとただしたのに対して、当時の町長は、この半分ぐらいの面積でとの要望が観光協会からあると。だから検討を加えたいという答弁をしております。全部を必要とするのか、そういったことを聞いているときに、そういう答えを当時の町長は答えているわけですよ。

ですから、そういった答弁をしていたにもかかわらず、すぐそのとき町長選がありまして、次の年に、11年前ですけれども、現町長が8,800平方メートルの約倍の面積を提案しております。他の土地の比較検討は一切ありません。具体的な計画、理由がはっきりと示されなく、否決をされたわけがあります。

あれから11年、駐車場用地を求めているといった町民の皆さんの声、そういう裏づけ、アンケート調査とか関係団体の意見、例えば住民会長懇談会等の意見の聴取、そういったものは行われていない中、提案されております。前はそれを全てやっております。駐車場はないよりはあった方がいい、これは一般的な考えであります。とりあえず用地だけ買ってこよう。駐車場を買っておけば後は何とかなると。土地購入のビジョン、日の出公園の魅力再生計画が具体的に示されない中での購入は説得力に欠けます。

そもそも11年前に否決され、他の土地の検討もせずに、なぜ同じ土地に絞り、交渉したのか、不可解な点が非常に多くあると私は思っております。11年前の否決された反省が全くありません。同じ手法で提案上程されております。

機は熟した。多くの町民が待ち望んでいる。地権者が交渉に応じてくれるようになったからとか、今を逃すと二度と買えなくなってしまうとか、何を焦っているのか。町のトップは情報収集を的確に把握して、価格も場所も町民が納得できる判断をすべきだと思っております。

次のリーダーが決まってから、日の出公園駐車場が本当に必要だと判断したときには、多くの町民の意見を聞いて、その上で知恵を出し合って候補地を選定することが望ましいと思っております。ですから、私

は今回の修正案に賛成をさせていただきます。

○議長（村上和子君） 次に、本修正案に対する反対討論の発言を許します。

10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） 書類に不備があったということなのですが、当初準備した修正案に対する反対討論をさせていただきます。

新型コロナという話は私も分かります。いまだ続く新型コロナ禍におきまして、町は生活支援や地域経済支援対策など数々の支援策を講じておられます。そういった中で、日の出公園駐車場拡張整備事業廃止の修正動議というのですか、ゼロにする修正動議が提出されました。

私は、町の将来を左右する、あるいは町の原論を二分すると思われる修正動議案には心から反対をする立場でございます。

以下、具体的な反対の理由を述べさせていただきます。

まず、質疑でも申しましたけれども、我々の上富良野議会は、3月の定例会において、日の出公園駐車場拡張整備事業として計上された用地確定測量費などの60万円を含む当初予算を賛成したという厳然たる事実がございます。そしてそれに基づいて、もう既に予算を執行して、用地確定測量等も終了しております。

ということはどういうことかと言いますと、ここで今回反対するということは、事業の一貫性や継続性を否定することになります。事業は一旦止めると、また復活するのは非常に困難だというのは多くの方々には理解できると思います。私は、そういうためにも、町から提出された原案のほうを可決すべきだというふうに考えているから修正案に反対するわけです。

私の信条にも反します。非常にルールを敷いて走らせてから止めるということはあってはならないと私は思っております。

また、新型コロナ感染症対策、非常に町も今やっておりますけれども、提案者の高松議員からありましたけれども、お金を充当すべきなどの理由で、今回は修正動議を出したという答弁もございましたが、ここで訂正するならば、3月に同じ理由で否決した複合施設があります。そこでなぜ一緒に否決しなかったのか、そうしたら60万円使う必要も当然ありませんでした。コロナというのは3月から全世界を席卷していたわけでございます。だからここに来てコロナというのは私は少しおかしいと思います。3月に同じ理由で提出したものがあのですから、そこに出すべきであろうということでありますから、そこはおかしいと思います。

新型コロナ感染症対策は非常に大事なのですけれども、令和2年度における新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業あるいは新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業、そして、その他の事業としてラベンダーハイツ等の事業もやっています。これは申し上げたのですけれども、これらの総事業費は8億3,100万円でございます。そして町の一般会計として町が負担する、あるいは地方債として町が将来負担しなければならないものの合計は1,124万3,000円です。ここから見ても、新型コロナに対する予算、これが必要だから他の事業は優先順位をつけなければいけないというところでもって、これを否定するというのは私は腑に落ちません。

非常によくできたものでございまして、早い話が国のほうがほとんどの支出を担当していただいて、国が持ち出していると、厳然たる事実があるということも理解する必要があるのではないのでしょうか。

そして、この大事なことなのですが、どうか迷っておられる方も聞いてほしいのですけれども、先延ばしは許されない。先延ばしたら地権者の方の考え、思想といいますか、この考え方を私なりに判断しますと、多分二度と未来永劫交渉に応じてくれないだろうというふうに思います。そのことをしっかりと現実として受け止める必要があると思います。

それとも何か代替案があればまた別なのですが、なかなか私は原案の駐車場に匹敵するような代替案は思いつかないわけでございます。

さらに、今回の駐車場を否定する人は、3大イベントを初めとした、それが持つ安全管理上の課題、これをどのように考えているのか甚だ私は疑問であります。現実的ではありません。

細部省略します。また、他に臨時の駐車場適地があるから答弁されたと思いますけれども、本当に観光振興や経済の発展等を考えたら、今やるのがベストであろうというふうに思っております。いつまでもジブシーのように臨時駐車場を借りるのではなく、自前の町の財産としての駐車場を持つのも私はまたベストであろうというふうに思っております。臨時の駐車場であれば、いつまでたっても町の財産にはなりませんし、毎年毎年100万円以上のお金を出しているわけです。そういったことをぜひ考えなければならないのではないかとこのように思っております。

町が示していただいた原案の趣旨である本事業を通じて観光振興や産業振興の充実、住民自主活動の推進と第6次計画の具現化を図るという原案の趣旨に賛同します。

したがって、これらの理由により修正案に反対をいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 次に、本修正案に対する賛成討論の発言を許します。

1 番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 私は、この修正案に不備があれども、私は用地買収に関して認めることはできないので、今も原案か不備のある修正案かの選択をしなければならないのであれば、苦渋の決断で、修正案に対し賛成し、討論いたします。

新型コロナウイルスにより時代は刻々と変化しております。本町だけでなく国難、世界難と言えるコロナウイルスがもたらした経済全体に及ぼした影響は、いまだ見通しも立たない状況にあります。

地方自治体の収入を取り巻く環境は全く好転せず、少子高齢化が進み、人口ビジョンを見ましても、人口は減少を続け、歳入の伸びは期待できないところに加え、今回のコロナウイルスによるインバウンド、観光、各種イベント、お祭り、それが今後どのようなようになっていくのかまだまだ先が見えない状態にあります。

今、コロナの影響により新しい生活様式、北海道スタイル、ソーシャルディスタンス、テレワークなど、ライフスタイルを変えていく時代となりました。東京オリンピックもいまだにどのようなのか決まっておりません。国ですらそういった見通しが立っていないわけですから、もちろん本町のお祭りやイベントも今後どのようなようになっていくのか先行きは分かりません。

その中で、なぜ今急いで用地買収をしなければならないのかというところの理由をお聞きしたところ、町長は何度もおっしゃっていますけれども、地権者と交渉を進めていく中で、お互いの心が通じ合ったのが今だからということをおっしゃっていますが、こういった公有財産の取得は本当に慎重でなければならないというのがありまして、地主さんと心が通じ合ったのが今だから、町長と地権者との信頼関係で、これ以前でもこれ以後でもないというような理由では、約5,000万円の財産を取得するには非常に不透明であり、疑問が残ります。

今年度の予算を決めた第1回定例会で、日の出公園駐車場拡張整備事業として、先ほどから何度も出ておりますけれども、測量、土地鑑定費用60万円の当初予算は私は賛成しております。

しかし、その予算を議決したのが3月18日で、このときにはまだ町内でコロナのクラスターは発生していなかった時期です。コロナは猛威を振るっておりましたが、このまま収束するのではないかと

う推測もなされ、まだそのときは東京オリンピックも開催されると思っていた頃です。ですが、議決した5日後に東京オリンピックの延期が決定しました。その後もコロナウイルスの勢いはとどまることなく、世の中ががらっと変わってしまいました。町民の皆さんも大変な思いと、収入減などのコロナの被害を被ってきておりまして、いまだ見通しが立っていない状況にあります。

私は一貫して、新型コロナウイルスの影響を考慮すべきと何度もおっしゃっておりますけれども、ウィズコロナの時代に、今後のイベントの在り方、公園全体の利用計画を立案、検証した上で必要な台数の駐車場を整備するのであれば理解できます。しかし、コロナによって生活を一変させる出来事が起こってしまったわけで、何年先にどういった形で四季彩まつりなどのイベントが開催できるのか未知数である中で、コロナが起こる前の過去のデータを基に、今、駐車場を整備するというのは柔軟性に欠けるものと思います。

隣町の美瑛町には、今年から青い池に有料駐車場が整備されましたけれども、担当者にお聞きしたところ、駐車場面積8,444平米とのことでした。今回の日の出公園の駐車場は1万5,000平米ですから、倍くらいの広さとなります。観光客の入りの状況も全然異なりますけれども、イベント時以外での利用を考えると、現行の約80台の駐車場に間に合っていると思われそうです。年に数回あるか分からないイベント用の駐車場として考えますと、次に、コスト面が引っかけられます。事前に土地の評価に関わる説明資料を見ますと、買収加算として、買収成立によるこの間の必要経費が不要となる部分を加算してあります。これは四季彩まつりの仮設の臨時駐車場に関わる経費のようですけれども、土地を購入したら仮設臨時駐車場の経費がかからなくなるということは分かるのですけれども、臨時駐車場土地使用料や臨時駐車場対策、バス借上料は分かりませんが、そこの項目にある臨時駐車場警備費は本当に不要になる部分なのか疑問が残ります。

この日の出公園駐車場が総額幾らで整備されるのか分かりませんが、アスファルト舗装された駐車場にすると、概算で1億5,000万円は超えるものと出ておりましたけれども、イベント時の仮設臨時駐車場の経費は年間150万円から200万円しないくらいです。費用対効果を考えますと、コストパフォーマンスは低く、将来的に負担がかかってくるのは私たちの世代ですから、不備があっても私は修正案のほうを賛成します。

以上のことから、日の出公園の駐車場拡張に関しては、駐車場拡張ありきのハード面からの整備では

なく、日の出公園の魅力化、観光拠点としての誘客の計画を立てて、駐車場拡張における費用対効果の検証も行い、変わり行くイベントの在り方、そして本当に必要な駐車场面積の検証、観光客、公園利用者が増えるような事業計画も含めて、再度検討していただくことを望み、賛成討論とします。

○議長（村上和子君） 次に、本修正案に反対する討論の発言を許します。

12番小田島久尚君。

○12番（小田島久尚君） 私は本修正案に反対の立場から討論をいたします。

本修正案は、途中の質疑で提案者が取り下げるといふ発言もあり、非常に不備の多い修正案ということは確認をさせていただきました。

そもそも日の出公園常設駐車場の整備については、第6次の上富良野総合計画の中で、日の出公園を観光交流の拠点の一つとすることを目標とし、常設駐車場の充実、花のゾーンの整備など、利用者のニーズに応じた整備を計画的に推進すると明確に示しています。

また、今年度の町政執行方針でも、町長は新たな駐車整備に着手するとの述べており、行政執行上、町民及び議会の理解を十分に得た提出案件と考えます。

また、駐車場の整備は本町の観光振興を大きく前進させ、交流人口の増加につながる可能性が大いにあると同時に、日の出公園を会場に開催されているイベント等の最大の課題である来場者への対応に関する問題を解消する唯一の方法であります。

本事業は、令和2年度当初予算において、土地鑑定料、用地確定測量費合わせ60万円が計上されるとともに、併せて事業完了までの概要スケジュールも提示される中、賛成多数により議決されました。私の記憶では、1名の議員が反対というふうに記憶しております。

本定例会において、用地取得に係る補正予算がそのスケジュールによって提出され、今、議論されているところであります。

今年度予算は可決し、スケジュールどおり進んでいるにもかかわらず、本補正予算案の審議でこのような修正案が提出されていることに私自身大変驚いております。提出された修正案の内容は、予算の増減の修正ではなく、実質的に日の出公園駐車場の整備の中止を求める内容と取れるような提案で、当初予算に賛成した立場としては到底賛成できる内容ではありません。

しかし、議会の役割として、たとえ当初予算の実施が決定した事項であっても、事予算の重要な議題に対しては、その根拠について十分に審議し、それ

が町民にとって将来にわたって著しく不利益となる可能性のある場合は行政に対して、町民の代表として反対の声を届けなければならないと思っております。

ただし、この意味においても、今回の補正予算の用地買収については、私は明確に示してあり、常任委員会でも十分な審議がなされ、観光振興や利用者の利便性向上、イベントの開催時や観光地としての経済効果が十分に期待されるものであり、駐車場の整備が町民にとって不利益を与える結果になるとは考えられません。

まだ議員として1年しかたっておりませんが、このようなことを言っているのか分かりませんが、議会というところは、予算は認めるが事業は認めないということが簡単に行われていいものか非常に疑問を抱いているところです。当初予算の審議は常任委員会での議論を十分に実施するとともに、予算特別委員会を設置し、徹底審議を経て採決したものと私は考えています。

この修正案が提出されること、当初予算を可決した議会の責任、責務を果たしていると言えるのでしょうか。

以上の理由から、本案件の事業推進にストップをかける内容の修正案に対し反対いたします。

○議長（村上和子君） ほかがございますか、修正案に反対する立場ですか、賛成の立場ですか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 今、貴重な財源を投入して常設駐車場の用地を4,831万円で購入する提案に対し、私はノーの立場から意見を申し上げます。

私たちの町上富良野町は、今、財政的に豊かな状況にあるのでしょうか。自主財源25%、他に依存する財源が75%。また、人件費や公債費など毎年度支出を予定せざるを得ない経常収支比率においても80%を超えないことが望ましいとされる中、実際には93%という弾力性のない脆弱な財政構造となっています。

新町立病院の建設が予定されています。建設費だけで約37億円が見込まれています。我が町の歴史の中でも大きなプロジェクトであります。

また、主なものとしては、ここの役場、新消防庁舎の耐震化、また、図書館、給食センター、ラベンダーハイツ、クリーンセンターなどの改修整備等、さらには道路や橋の改修など数多くの懸案事業を抱えています。

さらには、コロナ禍を見据えた財政運営が求められます。来年度、国の税収も2、3割減収が見込まれるとのことでもあります。我が町においても国からの交付税などの減額や税収減も予想されます。ます

ます今まで以上の厳しい財政運営が強いられてくると考えます。不急な日の出駐車場拡張整備事業については延期し、慎重に計画策定を行うべきと考えます。

もう1点、向山町長は、4年前から決めていたという4選不出馬を新聞報道で発表しました。この報道が事実だとすれば、まだ早いかもしれませんが、3期12年の長い間本当に御苦労さまでした。

上富良野町が町制を敷いてから向山町長は、海江田武信町長、和田松エ門町長、尾岸孝雄町長に次いで3期12年にわたり町の執行、発展に尽力された大町長の仲間入りです。上富良野町の歴史に大きな足跡を残し、大町長として後世に語り継がれることでありましょう。

1月29日には町長選挙が行われ、12月27日には新しい町長が誕生します。先ほど述べたように、上富良野町には数多くの懸案事業が山積しています。多額の予算が必要になります。確かに日の出公園に大きな駐車場があることは望まれることかもしれませんが、ただ、政策的な事業を町長が4選不出馬を表明してから、補正してまで用地を求めることについてはノーと言わざるを得ません。新しい町長が駐車場より優先すべき事業に力を注ぎたいとき、もしかすると購入した用地は手つかずの状態に放置されてしまう可能性もあります。そうなったとき誰が後世に責任を負うのでしょうか。

12月27日には第11代の新町長が誕生します。4選不出馬を表明した向山町長に今求められることは、次の町長に少しでも多くの財源を引き継ぐことではないでしょうか。上富良野町の厳しい財政状況、そして政策的な判断は新町長に託すべきとの考えから、私の修正案に対する賛成討論といたします。

○議長（村上和子君） 次に、本修正案に対する反対討論の発言を許します。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 私は修正案に反対の立場から意見を述べさせていただきます。

そもそも先ほど来話に上がっております不備のある修正案を可決した場合、本来執行されるべき予算が執行されない可能性がある、私はその辺の見知を全く持ち合わせておりません。ということは、全く未知の領域に足を踏み込む、そういった議員としての覚悟はありません。そういった中で、今回の修正案にまず反対という思いを持っております。

また、いろいろとネガティブ要素はございます。もうこれは割愛します。それぞれの議員さん方が述べられておりますので。

しかしながら、補正予算に上げられているこの中

の事業のほとんどが当座をしのぐための事業である中、駐車場拡張整備事業は、いわゆるアフターコロナ、数年先を見据えた生きた行政経費として、ITインフラ整備事業と併せて重点投資する価値があり、また、地権者という相手方のいる事業であることも考慮し、予定どおり進めるべきとの判断に、熟慮に熟慮を重ねた結果、そういった判断に至った次第でございます。

この事業を契機に展望台やロッジの利活用、花の見せ方、身障者対応、子どもの遊び場の充実など、今後、町民の憩いの場としての都市公園機能はもちろんのこと、いまだ高い人気と集客力を持つはずのラベンダー観光の再考を初めとした自然風景由来の上富良野観光のブランド化について、明確かつ具体的な方策を早急にお示しいただけることに期待するとともに、これまで以上に行政が丸となって日の出公園の再活性化に尽力されるであろうことを信じ、反対討論といたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） ないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

まず、議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）に対する、3番高松克年君、8番荒生博一君から提出された修正案について、起立によって採決いたします。

本修正案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

これより、議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）の討論に入ります。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 私は、原案に反対の立場から討論したいと思います。

修正案等を含めて、数々の疑問点が提出されました。その根底には何があるのかということではないでしょうか。その根底には、町から提案された用地買収に対する説明責任が曖昧だという点であります。

私は、本来、用地の購入に当たっては、きちっと他の用地の対案を示していただいて、公示価格もきっちりと示していただいて、その上で、ここしか用地はありませんと提示するのが本来の在り方でありましたが、なかなかそういった方向で提案されていないという大きな問題点があると考えております。

私は、そういった点で、今回の日の出公園の用地

は将来の観光に寄与するという点では大きな評価、一定部分しますが、しかし、かといって曖昧な中で用地買収というのは、当然納得できるものではありません。私たちはこの点でもはっきりと筋を通して、きっちりとした議論がない中で用地買収に対しては断固反対するものであります。

また同時に、日の出公園全体の振興計画についても明示がなかなかされません。大ざっぱではありますが、観光期は、冬場における観光、スキー、そういったものも含めた中で多くの町民が集える場所、利用できる駐車場という形の中で提案はされましたが、しかし、そうかといって用地の不明朗な中で、価格提示もされておりますが、これは納得できるものではありません。

もう既に農業用地においては、従前から比べても価格設定が低いという状況になっております。そこへもってきて今回、新たに300円の加算をつけて用地買収しようというのですから、地権者との何らかの関わりがあったのかどうなのか分かりませんが、負い目があったのかどうなのか分かりませんが、しかし、加算額をしなくても、きっちり交渉の緒に就いてきっちり話し合う、そういう環境が必要ではないかと私は考えております。

他の観光振興計画の中には、町の景観スポットにおける駐車場、駐車帯の整備などがまだまだ残されています。そういうことを考えたときに、そういうものを全て、今後どういう計画の中で観光計画に、また、少しでも多くの方々が町に観光で訪れていただいて、そして流れを町の中に誘導する、そういった政策展開が今求められていると考えますが、そういった部分の提案も今回なされなかったことは非常に残念であります。

また同時に、今回の補正予算というのは、コロナに関わる重要な予算もたくさん盛り込まれております。この部分は否定するものではありませんが、やはり今後、町の財政や、あるいは将来のこの議論が不足する町からの提案する内容が不明確、不足するという状況の中での用地購入というのは私は納得できるものではありません。

以上を述べまして、原案に対しても反対の立場から討論するものであります。

○議長（村上和子君） 次に、原案に対する賛成討論はございますか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 私は、補正予算（第8号）に対する賛成の立場から討論をさせていただきます。

このたびの補正予算の中におきましては、この新型コロナウイルス禍に対応するべく子育ての補正予

算がなされていたり、また、長年の懸案でありました農村部におけます高速通信、民設民営ではできなかった部分もしっかりと公設民営で行い、しかも町の単費で行っては非常に莫大な予算がかかることを、上手な補助金と、また、国のコロナ禍の特別な予算の中で効率よく行われること。

さらには、町内の税収を応援するべくふるさと応援寄附モニター事業の増額、また加えまして、6次産業化で新たな産業の創出がなされる場所に対する応援、富良野広域連合の中でも長年の懸念であった草地の更新事業などなど、このコロナ禍においてもしっかりとそれに対応するべく予算、また、財政が大変な中においても一部しっかりと財政調整基金へ積み戻しがあるなどといった、しっかりした補正予算と考えます。

様々な要因の中から、今、義務的経費をしっかりとここで予算を通さないと、上富良野町として止まってしまうことが最も不幸なことにつながると思いますので、補正予算に対して賛成の討論をさせていただきます。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） ないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第2号

○議長（村上和子君） 日程第4 議案第2号令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第2号令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に伴う介護保険料の減免につきまして、介護保険条例第13条及び介護保険料減免取扱要綱附則第2条に基づき、申請された4件につきまして、介護保険料減免を決定しましたので、介護保険料を減額するものであります。

また、減額した介護保険料の財源につきまして



は、国の介護保険災害等臨時特例補助金及び特別調整交付金として見込むところであります。

2点目は、令和元年度の介護給付費実績に伴い、北海道及び社会保険診療報酬支払基金から、それぞれ追加交付を受けることにより保険給付費等に充当し、一般財源からその他財源に組替えをするものであります。

3点目は、介護保険要介護認定に関わる事務手続として、富良野地区介護認定審査会を富良野圏域5市町村で運営しており、審査会につきましては、テレビ会議としてコミュニケーションシステムを導入しておりますが、システムの更新時期について、本年12月末と示されましたことから、整備させていただくものであります。

なお、収支の差額258万円につきましては、予備費に調整したところであります。

以下、議案を朗読し、御説明といたします。

なお、議案説明につきましては、議決項目のみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号を御覧ください。

議案第2号令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ281万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,072万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

議決項目であります款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款介護保険料21万8,000円の減。

3款国庫支出金21万8,000円。

4款道支出金9万6,000円。

5款支払基金交付金248万4,000円。

7款繰入金23万6,000円。

歳入合計は281万6,000円です。

2、歳出。

1款総務費23万6,000円。

2款保険給付費ゼロ円。

3款地域支援事業費ゼロ円。

7款予備費258万円。

歳出合計は281万6,000円であります。

以上、議案第2号令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） 暑い方は上着をどうぞ脱いでいただいて結構でございます。

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

本件は、原案のとおり決定することに可決されました。

#### ◎日程第5 議案第3号

○議長（村上和子君） 日程第5 議案第3号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（谷口裕二君） ただいま上程いただきました議案第3号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきまして、寄附採納に伴う繰入金の補正及び新型コロナウイルス感染症対策に係る北海道の支援事業に伴う道支出金の補正であります。

次に、歳出につきまして、道事業であります新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業及び介護施設等における簡易陰圧装置、換気設備設置支援事業に係る必要経費をサービス事業費へ計上するとともに、繰入金は、今後の財政需要に備えるため予備費に計上するものであります。

それでは、以下、提案の説明につきましては、議決項目の部分のみ説明し、予算の事項別明細書につきましては、省略させていただきますので御了承願います。

議案第3号を御覧ください。

議案第3号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特

別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ530万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,260万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

6款繰入金、補正額30万円。

9款道支出金500万6,000円。

歳入合計530万6,000円。

2、歳出。

2款サービス事業費500万6,000円。

6款予備費30万円。

歳出合計530万6,000円であります。

以上で、議案第3号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 居宅介護の支援事業について伺います。

今回の補足説明資料によりますと、デイサービスやショートステイ、居宅介護支援事業において、サービス利用休止中の利用者への利用再開の支援（電話による再開調整）という形の予算が載っておりますが、この内容等について伺います。

また同時に、この間、コロナによってラベンダーハイツ等においては、いつか利用者制限がされたかというふうに思います。その制限を受けた方の話を聞きますと、当然介護しなければならない方を抱えながら仕事をするのが大変だということで、何とか自宅では見られたけれども、また、この忙しい時期になると他の施設に紹介してもらったというような話を聞きました。

そこで、伺いたいのは、確かにコロナという諸条件があって、一定のサービス利用条件を制限するというのは当然あり得ることなのかなというふう

に思います。その場合の制限の規定というものはあるのかどうなのかという点と。

二つ目には、こういった電話対応でできる部分はいいけれども、どうしても施設に預けなければならないというケースも中にはあるのだろうというふうに思います。そういうものも含めて、他の施設では、町以外の施設では受け入れられるけれども、町で受け入れられないという、そういう矛盾が出てきているわけです。確かに警戒するというのは非常に大事ですから、ただ、やっぱりそういう場合にあって、いろいろなケースが想定されるのだろうというふうに思います。どうしても預けなければ仕事をすることができないだとか、いろいろなケースが想定されるわけですから、そういった場合の、民間がどうしても利用を中止しただとかがあるというふうに思いますし、そういう場合、公として、そういった部分の対処の仕方というのは、他の民間のところよりも一定程度、やはり緩和、入所者がコロナ発症して駄目だというときは仕方ありませんけれども、そういった諸条件を加味して受け入れる態勢というものはあるのかどうなのか、全くそういう場合は拒否せざるを得ないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（谷口裕二君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

1点目、居宅介護支援事業に関わる電話相談等の対応の質問でございますが、今回、北海道の支援事業におきましても、施設サービスの利用等を休止した施設が利用者に対する電話相談などを行った場合には、一定額の支援を受けられるということになっておりまして、今回、町のほうもこの支援事業のほうに申請を予定しているところでございますが、今回の居宅介護支援事業、また、デイサービスの部門におきましても一定程度利用の一部休止等も行っておりましたので、そこに関わる利用者に対しましては、細かく電話をかけるなりして、その方々の状況などを把握し、利用再開に向けて相談対応をさせていただいたところでございます。

2点目の施設等の今回のコロナの感染症に関わる利用の制限に関する御質問でございますが、ラベンダーハイツにつきましては、3月2日のコロナ感染の拡大を受けまして、デイサービスセンター、ショートステイにつきましては、利用の制限を一部させていただいております。デイサービスセンターにつきましては、午前中の2時間の利用を進めてきておりました。ただ、ショートステイにつきましては、ラベンダーハイツと併設する施設上のこともありまして、コロナの感染拡大を防ぐという観点か

ら、ショートステイについては休止という形を取らせていただきました。

ただ、この間、町の公共施設の利用なども参酌しながら、4月に入りまして再度利用も再開させてきておりますし、それぞれ北海道含めて、コロナの感染状況も見ながら早期の利用再開を試みてきておりまして、5月に入りまして全面的に利用を進めてきたところでございます。

この間、利用していただきました皆様につきましては、休止という形を取りましたけれども、それぞれケアマネジャーと言われます利用サービスを相談する方々を中心に、民間施設等も含めて利用の調整が進められるというふうに聞いておりますので、当ラベンダーハイツにつきましては、まずは、感染拡大を重視したということで対応させていただいたところでございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） それはよく分かるのですけれども、しかし、やはり状況によっては、家庭状況だとか、いろいろな問題が起きるわけです、日常的に。そうしますと、民間の施設はいいけれども、上富良野町の施設は駄目だと、一辺倒ということにはならないのもあるのではないかと。大変私、分かるのですよ、外部からいろいろ持ち込まれては困るという心配があったからこそ、そういった利用制限をせざるを得ないという、こういう努力というのは、私は高く評価しておりますし、駄目だという話ではないのですけれども、可能であれば、そういう人たちを受け入れる公の施設としての役割もあるのではないかとこの話をしているわけで、もしもそういう基準が、これはラベンダーハイツ、施設でいえば、町立病院もそうなのですが、そういう基準があって、恐らくコロナと基準があってされているのだろうと思うのですが。

そうしますと、やはり問題になってくるのは、PCR検査だとか、この人はコロナに感染しているのだろうか、していないのだろうかという、そういった基礎的な検診も行いながら、この人はここに入所できますねという判断も下せる要素があるのではないかと。単純に話していますけれども、何回しても陰性だったけれども、後で陽性という話もありますけれども、しかし、そういう人たちが地元で施設を利用したいということを望むのであれば、一定部分、解釈の仕方、決まりだとか、町で考えながら、工夫しながら受入れ態勢も必要ではないかなというふうに思うのですが、ここら辺は、町長、どうふうにお考えなのか、急に振って申し訳ないのですが。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

米沢議員が御懸念のような部分も私も十分理解できます。しかし、私、所長を通じて指示もさせていただいておりますが、一方、見方によっては、公が運営する施設でございます。小さい決まりだとかルールというのはちょっと私は、公の施設だからこそ、ある種厳格に対応をさせていただくことが逆に求められているという側面もございますので、そういう中で現場は、本当に午前中だけお預かりして、なるべく食事は避けるとか、最大限工夫をした中で、ケアマネを通じて個々の人の事情をお聞きした上で、今回運営させていただいておりますので、こういう形を取らざるを得なかったということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） そういうことも含めて、今後、可能であればいろいろな角度から、すぐには言いませんので、検討していただければというふうに思いますが、答弁を求めます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

ラベンダーハイツについては、一貫して私、発言させていただいておりますが、ある種、ついの住みかでございますので、どなたも安心して住んでいただける。また、ショートステイもデイサービスも含めて、信頼を得られるような施設にするということも大きな目標でございますので、両立できるように努力してまいります。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第3号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎会議時間延長の議決

○議長（村上和子君） お諮りいたします。

本日の会議が、議事が17時30分以降に及ぶことが考えられますので、あらかじめ延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、あらかじめ延長することに決定いたしました。

#### ◎日程第6 議案第4号

○議長(村上和子君) 日程第6 議案第4号令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(狩野寿志君) ただいま上程いただきました議案第4号令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容につきましては、総務省より公営企業会計の適用の推進及び地方公営企業法の適用に関するマニュアルが公表され、公営企業は必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等についての確に取組むため、人口3万人未満の地方公共団体におきましては、令和6年4月までに地方公営企業法を適用するよう求められていることから、本年度中に地方公営企業法適用に係る基本計画を策定し、来年度以降に固定資産調査、移行事務、会計システム構築の策定委託業務を行い、令和6年度からの公営企業会計への移行を進めていくための所要の補正を行うものです。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第4号を御覧ください。

議案第4号令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,095万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

5款町債330万円。

歳入合計330万円。

2、歳出。

1款衛生費330万円。

歳出合計330万円。

第2表、地方債補正についてですが、地方公営企業法適用に関わる基本計画策定業務につきまして、公営企業会計適用債が発行できることから限度額の変更をするものであります。

2ページ以降の予算の事項別明細書の説明につきましては、既に御高覧いただいておりますことで、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第4号令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願いいたします。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 質疑を終了いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第4号令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第5号

○議長(村上和子君) 日程第7 議案第5号令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(狩野寿志君) ただいま上程いただきました議案第5号令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容につきましては、先ほど議決いただきました議案第4号令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)と同じ内容であります。地方公営企業法適用に係る基本計画策定に係る所要の補正を行うものです。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第5号令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億756万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

7款町債330万円。

歳入合計330万円。

2、歳出。

1款下水道事業費330万円。

歳出合計330万円。

第2表の地方債補正についてですが、先ほど議決いただきました議案第4号令和2年度上富良野町簡易下水道事業特別会計補正予算（第2号）と同様に、地方公営企業法適用に関わります基本計画策定業務につきまして、公共企業会計適用債が発行できることから限度額を変更するものであります。

2ページ以降の予算の事項別明細書の説明につきましては、既に御高覧いただいておりますことで、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第5号令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第5号令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第8 議案第6号

○議長（村上和子君） 日程第8 議案第6号令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第6号令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明させていただきます。

補正の概要ですが、まず1点目は、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業を活用しまして、病院内の感染予防対策のための経費の増額補正です。

2点目は、本定例会にて条例改正を上程しているところですが、新型コロナウイルス感染症患者もしくはその疑いのある患者等の処置に従事した職員に対して、特殊勤務手当として防疫等作業手当を支給することとしたため、所要の補正をお願いするところです。

次に、3点目は、ラベンダーの里ふるさと応援寄附を2名の方より40万円を賜りましたので、一般会計の出資金を受けまして、建設改良費、什器備品の整備に当てるため同額の増額補正をお願いするものです。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第6号令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和2年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益660万円。

第2項医業外収益660万円。

支出。

第1款病院事業費用660万円。

第1項医業費用660万円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入160万円。

第1項出資金40万円。

第2項補助金120万円。

支出。

第1款資本的支出160万円。

第2項建設改良費160万円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第4条、予算第8条第1号中6億3,774万4,000円を6億4,134万4,000円に改める。

次ページ以降につきましては説明を省略させていただきます。

以上、議案第6号令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第6号令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第7号

○議長（村上和子君） 日程第9 議案第7号平成31年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました議案第7号平成31年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明を申し上げます。

本件は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金の処分について議会の議決をいただくものであります。

未処分利益剰余金の処分については、後ほど上程いたします議案第9号に添付してございます平成3

1年度水道事業会計決算報告書の4ページ上段の剰余金計算書及び同じく4ページ下段の剰余金処分計算書を御参照いただければと思います。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第7号平成31年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

平成31年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金を次により処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記。

平成31年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金6,204万8,080円のうち5,000万円を建設改良積立金に積立て、残余を繰り越すものとする。

以上で、議案第7号平成31年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第7号平成31年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

それでは、暫時休憩といたします。

再開は4時55分でございます。

午後 4時41分 休憩

午後 4時55分 再開

○議長（村上和子君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

#### ◎日程第10 議案第8号及び

#### ◎日程第11 議案第9号

○議長（村上和子君） 日程第10 議案第8号平成31年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、日程第11 議案第9号平成31年度上富良野町企業会計決算の認定についてを一括して議題

といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

初めに、一般会計及び特別会計決算の認定について説明を求めます。

会計管理者、及川光一君。

○会計管理者（及川光一君） ただいま上程いただきました議案第8号平成31年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定についての提案理由について御説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により各会計別の決算書並びに同法第233条第5項の規定により決算における主要な施策の成果報告書、さらに監査委員の審査に付し、その結果を記載してあります審査意見書などを併せて御覧いただきたいと思っております。

それでは初めに、議案条文を朗読させていただきます、その後、決算書により説明をさせていただきます。

議案第8号平成31年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成31年度上富良野町一般会計、上富良野町国民健康保険特別会計、上富良野町後期高齢者医療特別会計、上富良野町介護保険特別会計、上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計、上富良野町簡易水道事業特別会計及び上富良野町公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算を、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和2年9月16日提出、上富良野町長向山富夫。

それでは、厚い冊子の決算書を御用意いただきたいと思っております。

決算書の2ページ及び3ページをお開き願います。

平成31年度の各会計別収支総括表を記載しております。この表におきまして、一般会計及び六つの特別会計の決算の状況を御説明いたします。

まず、総括表の下段、合計の欄を御覧ください。

一般会計及び六つの特別会計を合わせまして、予算額で108億8,840万8,000円、調定額で109億8,107万3,430円、収入済額で106億9,423万6,628円、不納欠損額で50万5,350円、収入未済額で2億8,633万1,452円、支出済額で102億4,381万9,409円、差引残額は4億5,041万7,219円となったところであります。

なお、総括表の右欄を御覧いただきたいと思っておりますが、ここには収支予算対比を記載しております。

まず、調定額に対する収入済額の割合は、調定対

比で97.39%、予算額に対する収入済額の割合は、予算対比で98.22%、予算額に対する支出済額の割合は、支出予算対比で94.08%になったところであります。

次に、不納欠損額の欄、Dの欄を御覧願います。

一般会計におきましては、地方税法等の規定に基づき、該当する町税の滞納繰り越し分で16万7,990円、町営住宅の住宅使用料で5万240円を合わせて21万8,230円を不納欠損処分したものであります。

次に、国民健康保険特別会計におきましては、該当する保険税滞納分で26万669円を欠損処分したものであります。

公共下水道事業特別会計におきましては、該当する下水道使用料1万2,651円を欠損処分したものであります。

介護保険特別会計におきましては、該当する保険料1万3,800円を欠損処分したものであります。

簡易水道事業特別会計、ラベンダーハイツ事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計に不納欠損額はありませんでした。

次に、収入未済額の欄、Eの欄を御覧願います。

一般会計におきましては2億8,190万51円、この表では詳細まで記載しておりませんが、その内訳として申し上げます。

町税におきまして、個人住民税、固定資産税、軽自動車税で781万2,656円。使用料及び手数料の町営住宅使用料で113万9,995円。国庫支出金におきましては、農業費国庫補助金などで8,048万6,000円。道支出金におきましては、耕地費補助金で4,348万円。財産収入におきましては、その他町有建物貸付料で7万円。諸収入におきましては、延滞金の1万1,400円。町債におきましては、農林業債などで1億4,890万円でありました。

なお、一般会計におきます2億8,190万51円のうち国庫支出金、道支出金、町債合わせて2億7,286万6,000円につきましては、翌年度会計、令和2年度会計への繰越明許費の収入未済額になるところであります。

次に、国民健康保険特別会計におきましては、一般被保険者の保険税分で369万2,294円が収入未済額であります。

次に、簡易水道事業特別会計におきましては、水道使用料分の8,099円が収入未済額であります。

次に、公共下水道事業特別会計におきましては、下水道使用料分の72万9,808円が収入未済額

であります。

介護保険特別会計、ラベンダーハイツ事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計に収入未済額はありませんでした。

なお、別冊で、決算書より少し薄目の冊子になりますが、表紙に、平成31年度各会計主要施策の成果報告書、歳入歳出決算書に関わる付属調書と記載してあります冊子がありますが、その79ページから84ページに各会計収納内訳、収入未納調書、欠損処分調書を記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

決算書に戻りまして、次に、総括表の3ページを御覧いただきたいと思っております。

差引残額の欄、Gの欄について御説明いたします。

一般会計には、翌年度、令和2年度会計へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額があります。その額を差し引いたものが実質収支額になるところであります。

一般会計で説明をさせていただきます。

決算書の7ページをお開き願います。

7ページには、一般会計の実質収支に関する調書、ここでは、単位を千円単位で表しております。

歳入総額が74億230万8,000円、歳出総額が71億6,138万円、歳入から歳出を引きまして差引残額2億4,092万8,000円が令和2年度へ繰り越す額となります。繰越明許費繰越額が465万円ありますので、平成31年度単年度としての実質収支額は、繰越明許費繰越額を差し引いた2億3,627万8,000円が平成31年度の一般会計の単年度実質収支額となり、令和2年度の繰越金の額となっております。

以下、六つの特別会計におきましても一般会計と同様に、実質収支に関する調書及び事項別明細書について、それぞれ決算書に記載してございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

参考までに、決算書に記載しています各会計それぞれの実質収支に関する調書、また、歳入歳出事項別明細書につきましては、地方自治法施行令第166条第2項に基づきます説明資料としての取扱いになりますので、御了承をお願いしたいと思います。

次に、財産関係について御説明をさせていただきます。

決算書の339ページ、かなり後ろのほうになりますが、財産に関する調書をお願いいたします。

1枚めぐりまして、341ページは、公有財産、土地と建物の調書になります。ここの表の区分ですが、表頭に土地と建物、表側に行政財産、普通財産ということで表しております。

土地におきましての年度中の増減ですが、まず、普通財産、その他の施設の欄の1万9,085平米につきましては、行政財産、学校の欄に同じ地籍を移動、また、行政財産の公営住宅の地籍10平米につきましては、減少の錯誤訂正をしております。

建物につきましては、31年度中の移動増減はありませんでした。

次に、342ページの有価証券及び出資による権利は前年度と同額で、増減はありませんでした。

次に、343ページの物品ですが、車両の保有状況を表しております。小型貨物車、建設車両とマイクロバス、十勝岳線利用のバスになりますが、それぞれ1台を更新しております。全体の車両保有台数77台に変更はありませんでした。

次に、344ページと345ページの基金を御覧願います。

平成31年度におきましては、新たに一般会計において森林環境譲与税基金と特定防衛施設周辺環境整備調整交付金事業基金の二つを加え、一般会計、特別会計合わせて14の基金と北海道備荒資金組合基金を保有しております。合計欄の25億1,062万4,411円が令和2年5月31日現在の基金保有額になり、31年度中におきましては2億279万3,531円の増加でありました。北海道備荒資金組合基金につきましては、年度中の増加額が152万5,461円、取崩額は1,000万円で、年度末現在額は2億1,563万2,296円でありました。

以上が財産に関する状況でございます。

以上、概要説明を申し上げまして、平成31年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定についての御説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認くださますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） 次に、企業会計決算の認定について説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（北川徳幸君） 続きまして、議案第9号平成31年度上富良野町企業会計決算の認定の件について、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第9号平成31年度上富良野町企業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成31年度上富良野町病院事業会計及び上富良野町水道事業会計の決算を、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

では初めに、病院事業会計の決算の概要につきまして御説明申し上げます。



平成31年度病院事業会計決算報告書を御覧ください。

7ページをお開き願います。

平成31年度上富良野町病院事業報告書。

以下、1、概要。

(1)総括事項の概要を御説明申し上げます。

平成31年度の町立病院の運営は、公的医療機関としての使命である町民の福祉向上と健康管理に寄与すべく診療体制の充実を図るため、旭川医科大学や富良野協会病院からの専門医の派遣を受けまして、身近な医療機関として、救急医療、急性期医療、感染症対策、予防医療を担ってまいりました。

また、併設の介護療養型老人保健施設とともに、住民の医療と介護のニーズの把握に努め、安全で安心な医療の提供と質の高い高齢者福祉の充実を図り、御利用される方々から深く信頼されるよう努めてまいりました。

また、令和7年度までの新病院建設に向けましては、地域医療構想に資するよう検討いたしまして、北海道と協議を進める中で、着実に進めてまいっていきたいと思います。

次に、患者数と利用者数の状況では、入院、入所者数は、一般病床7,199人、介護療養型老人保健施設9,273人となり、合計で1万6,472人となりました。外来患者数は2万2,982人で、入院、入所者数と外来患者数の合計は3万9,454人、前年対比1,583人の減となりました。

次に、収益的収支についてですが、病院事業の収益総額は8億2,958万7,453円、また、費用総額で8億9,387万3,363円となりまして、この結果、収益的収支は6,248万5,910円の当年度純損失となりました。

なお、収益的収支については、17ページ以降の収益費用明細書との整合性を図るため、消費税を含まない数字となっております。

次に、資本的収支についてですが、収入支出総額はそれぞれ2,253万3,326円で、収入内訳は、町からの出資金と医事コンピューターシステム（データ提出）購入のための企業債、医療機器整備のための防衛省調整交付金で、支出の内訳は、企業債の償還金と建設改良費で、医事コンピューターシステム（データ提出）購入及び医療機器の整備として、除細動器、自動グリコヘモグロビン分析計、低周波治療器などの更新等により診療体制の整備を実施してまいりました。

また、看護師の人材確保のため、1名分の奨学金の貸付けを実施いたしました。

続きまして、決算額を申し上げます。すいませんけれども、戻っていただきまして、1ページ、2

ページをお開き願いたいと思います。

平成31年度上富良野町病院事業決算報告書。

以下、款ごとの決算額のみ申し上げます。

(1)収益的収入及び支出。

収入。

第1款病院事業収益8億3,312万4,103円。

支出。

第1款病院事業費用9億4,959万9,466円。

(2)資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入2,253万3,326円。

支出。

第1款資本的支出2,253万3,326円。

3ページ以降の各種財務諸表などにつきましては、御高覧いただいているものといたしまして、説明を省略させていただきます。

以上、平成31年度病院事業会計決算の概要の説明とさせていただきます。

御審議賜りまして、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） 次に、建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） 続きまして、平成31年度水道事業会計決算の概要について説明申し上げます。

平成31年度水道事業会計決算報告書の7ページをお開きください。

平成31年度上富良野町水道事業報告書。

本事業は、町民が健康な生活を持続していくために必要とされる安全で安心な水道水の安定供給を開始して以来47年が経過いたしました。

当年度の決算状況については、収益的収支において、収入1億5,878万3,277円、支出1億2,592万9,635円であり、純利益3,285万3,642円で決算することができました。

なお、収益的収支については、11ページ以降の費用明細書との整合を図るため、消費税を含まない数字となっておりますので、御承知ください。

次に、資本的収支では、収入5,003万6,456円、支出1億3,685万5,773円で、不足する額5,364万9,317円については、過年度分損益勘定留保資金5,002万2,816円、当年度分損益勘定留保資金3,626万5,501円で補填し、事業の推進を図ってまいりました。

本年度の収支も黒字決算となりましたが、町内人口の推移と節水意識の高まりや飲料水嗜好の多様化が進み、使用水量は減少傾向にありますが、受益者負担の原則を堅持するとともに、コンビニ納入など納入方法の利便性を図り、公営企業として健全な経

営に努め、漏水対策や老朽管の更新等維持管理に万全を期し、安全で安心な良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、決算額を申し上げます。

戻っていただきまして、1ページ、2ページをお開きください。

平成31年度上富良野町水道事業会計決算報告書。

以下、款ごとの決算額のみを申し上げます。

(1) 収益的収入及び支出。

収入。

第1款水道事業収益1億7,085万1,160円。

支出。

第1款水道事業費用1億3,243万7,408円。

(2) 資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入5,003万6,456円。

支出。

第1款資本的支出1億368万5,773円。

さきに概要報告でもお示ししましたが、表下の記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,364万9,317円につきましては、過年度分損益勘定留保資金5,002万2,816円、当年度分損益勘定留保資金362万6,501円で補填しております。

3ページ以降の各種財務諸表などにつきましては、御高覧いただいているものとしまして、説明を省略させていただきます。

なお、監査委員の審査に付し、その結果を記載してあります審査意見書を併せて御高覧いただきたいと思っております。

以上で、上富良野町水道事業会計決算の概要の説明とさせていただきます。

御審議賜りまして、御承認くださいますようお願い申し上げます。

#### ◎決算特別委員会の設置について

○議長(村上和子君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号平成31年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、議案第9号平成31年度上富良野町企業会計決算の認定については、なお十分な審議を要するので、議長及び議員のうちから選任された監査委員を除く12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### ◎日程第12 議案第10号

○議長(村上和子君) 日程第12 議案第10号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(宮下正美君) ただいま上程いただきました議案第10号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症に対する有効な予防策が確立されていない現状において、医療・介護等のサービスを提供する際、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応する職員に対し、人事院規則を参考とし、防疫等作業手当を支給することができるよう給与条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容についてであります。1点目は、新型コロナウイルス感染症に対し、緊急に行われた処置に係る作業に従事した場合には、防疫等作業手当について、特殊勤務手当の特例として支給できる規定を追加するものであります。

2点目は、手当額を日額3,000円とし、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある方の身体への接触や長時間にわたり接して行う作業に従事した場合は日額4,000円と定めるものであります。

以下、議案を朗読し、御説明といたします。

議案第10号を御覧ください。

議案第10号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町職員の給与に関する条例(昭和35年上富良野町条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

第7項、第11条及び別表第5の規定に関わらず、町長が特に必要があると認めるときは、職員が新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令。(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係

る作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、別表第5（防疫等作業手当に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

第8項、前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては4,000円）とする。

附則。

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

以上で、議案第10号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第10号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第11号

○議長（村上和子君） 日程第13 議案第11号上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第11号上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、町が設置しております町営バス十勝岳線の停留所の名称のうち、「小玉外科」としている箇所について、既に当該医院が閉院していることから、新たな停留所名に変更するため、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容についてであります。現行「小玉外科」として停留所の名称を新たに「日の出公園前」とするものであります。

なお、当該停留所名称変更の件については、8月19日に開催した上富良野町地域公共交通会議の中で御承知いただいております。

以下、議案を朗読し、御説明といたします。

議案第11号を御覧ください。

議案第11号上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例（昭和46年上富良野町条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表1中「小玉外科」を「日の出公園前」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第11号上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第11号上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第14 議案第12号

○議長（村上和子君） 日程第14 議案第12号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました議案第12号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本件につきましては、日の出公園におきまして、園内にラベンダー園、キャンプ場、スキー場など、1年を通じてイベント広場を有し、四季を通じて町民の憩いの場として、また、町の観光拠点として多

くの方々に利用されておりますが、駐車場が狭隘のため、観光シーズンを初めイベント開催時には来場者に不便をかけていることから、同公園のエントランスゾーン、イベント広場と隣接する民地を購入し、駐車場を拡張することから、施設概要に関しまして、上富良野町都市公園条例の一部改正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第12号を御覧ください。

議案第12号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例。

上富良野町都市公園条例（昭和43年上富良野町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表（1）日の出公園の項中「20.8」を「22.3」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第12号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

御質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第12号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第13号

◎日程第16 議案第14号及び

◎日程第17 議案第15号

○議長（村上和子君） 日程第15 議案第13号上富良野町市町村職員退職手当組合理約の変更について、日程第16 議案第14号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、日程第17 議案第15号北海道市町村総合事務組合理約の変更については、一括して提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま一括上程いた

だきました議案第13号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第14号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について及び議案第15号北海道市町村総合事務組合理約の変更について、一括して提案の要旨を御説明申し上げます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合及び北海道市町村総合事務組合の構成団体において、令和元年7月31日付をもって解散した札幌広域圏組合並びに北海道市町村職員退職手当組合を加えた当該3組合の構成団体において、令和2年3月31日付をもって解散した山越郡衛生処理組合、令和2年9月30日付をもって解散を予定している奈井江、浦臼町学校給食組合の3団体が構成団体から脱退となることに伴い、それぞれの組合理約別表中、解散脱退した団体の名称を削る改正を行うことについて協議するため、本議案を提出するものであります。

以上で、議案第13号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第14号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について及び議案第15号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第13号、議案第14号、議案第15号について、一括して審議に入ります。

御質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略して、直ちに議案ごとに採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

最初に、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第13号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第14号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第15号北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

午後 5時38分 休憩

午後 5時38分 再開

○議長(村上和子君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

#### ◎日程第18 議案第16号

○議長(村上和子君) 日程第18 議案第16号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) ただいま上程いただきました議案第16号教育委員会委員の任命につきまして、提案の理由を御説明させていただきます。

現在、教育委員4期目を務めていただいております菅野博和氏が9月末の任期満了をもちまして退任されますことから、このたび新たな教育委員を選任するため、ここに林憲億氏を任命いたしたく御提案させていただきます。

林氏につきましては、人格、識見ともに優れた方でありまして、教育委員としての適任者であり、これまでの経験を本町の教育行政に生かしていただきたく、議会の同意をお願いするものであります。

なお、林氏の経歴等につきましては、既に配付させていただいておりますので、御高覧を賜り、参考としていただければと存じます。

以下、議案を朗読して、御提案させていただきます。

議案第16号教育委員会委員の任命について。

上富良野町教育委員会委員に、次の者を任命しますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

記。

住所、上富良野町■■■■■■■■■■■■■■■。

氏名、林憲億。■■■■■■■■■■■■■■■生まれ。

以上でございます。

御審議賜りまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

本件は、先例により討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

これより、議案第16号を採決いたします。

議案第16号は、原案のとおり任命に同意する方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第16号教育委員会委員の任命については、原案のとおり任命について同意することに決定しました。

#### ◎日程第19 発議案第1号

○議長(村上和子君) 日程第19 発議案第1号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

7番米沢義英君。

○7番(米沢義英君) ただいま上程されました発議案第1号議員派遣について、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議案第1号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年9月16日提出、上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、米沢義英。

賛成者、上富良野町議会議員、中瀬実、同じく上富良野町議会議員、佐川典子。

議員派遣について、次のとおり、地方自治法第100条第3項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣する。

記。

1、上川町村議会議長会主催の議員研修会。

(1) 目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

(2) 派遣場所、鷹栖町。

(3) 期間、令和2年10月9日1日間。

(4) 派遣議員、全議員14名。

2、富良野沿線市町村議会議員研修会。

(1) 目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

(2) 派遣場所、上富良野町。

(3) 期間、令和2年10月19日1日間。

(4) 派遣議員、全議員14名です。

以上、提出させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(村上和子君) これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、発議案第1号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第20 発議案第2号

○議長(村上和子君) 日程第20 発議案第2号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

4番中瀬実君。

○4番(中瀬 実君) ただいま上程いただきました発議案第2号について、要旨を説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年9月16日提出、上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、中瀬実。

賛成者、上富良野町議会議員、佐川典子。

裏面を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般

財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応を初め、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予測される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減収することから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる項目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられていた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日、北海道空知郡上富良野町議会議長、村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上、要旨を説明しました。

御審議をいただき、お認めいただくようよろしくお願いいたします。

○議長(村上和子君) これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第2号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見については、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第21 発議案第3号

○議長（村上和子君） 日程第21 発議案第3号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） ただいま上程いただきました発議案第3号について要旨を説明いたします。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見について。

上記議案を別記とおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年9月16日提出、上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、中瀬実。

賛成者、上富良野町議会議員、佐川典子。

次の別紙を御覧ください。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において大きな打撃を受けている。

今後は、感染抑制のための取組を継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。

また、本道は近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。

加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹を成す高規格道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流・観光を初めとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額を満額確保すること。

2、高規格道路については、着手済みの区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間における4車線化といった機能向上を図ること。

3、令和2年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

4、道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防安全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業については、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るための必要な予算を別枠で確保すること。

7、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日、北海道空知郡上富良野町議会議員、村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第3号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見については、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第22 発議案第4号

○議長（村上和子君） 日程第22 発議案第4号種苗法改正案の慎重な審議を求める意見についての議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） ただいま上程されました発議案第4号について趣旨説明をさせていただきます。

種苗法改正案の慎重な審議を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年9月16日提出、上富良野議会議員、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、中瀬実。

賛成者、上富良野町議会議員、佐川典子。

裏面を御覧ください。

種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書。

主要農産物種子法が平成30年4月に廃止され、国民の主要食糧である米や麦などの種子の安定供給への不安感が払拭されない中で、本年の通常国会に多くの懸念事項が内包する「種苗法の一部改正案」が提出された。

種苗法の改正は、北海道の農業生産にも大きく関わる案件として捉えており、近年、問題となっている我が国の優良品種の海外流出を法的に規制することは極めて重要である。その一方で、品種開発者の育成者権利を高め、自家増殖を許諾制へと見直すことにより、農業者の権利（自家増殖）が弱められ、新たな費用負担が生じるなどの課題が山積している。また、外資系種子会社を通じた海外流出への不安も懸念されている。

こうした中で、種苗法改正案は、通常国会において十分な審議が確保できず、今週開会予定の臨時国会での継続審議となった。

このため、種苗法の改正に当たっては、廃止になった主要農作物種子法での役割を再考し、優良種子の安全確保・安価供給の継続に向けた公的機関における農作物種子の研究・開発の維持と地方財政措置の位置づけを強化することなどが必要不可欠である。

また、試験場などの公的機関が有する種苗の知見の提供などは、民間企業による独占的な種子開発を招き、利益優先による種子代の高騰などにも発展しかねない。

については、種苗法改正案の審議に当たって、国民の意見を幅広く聴取し、十分な時間をかけて丁寧な議論を行い、農業者が将来にわたり安心して作付できるよう、慎重な取扱いを要望する。

記。

1、今回の改正案では、全ての登録品種の自家増殖が許諾制となるため、企業への主要種子の独占や許諾による事務作業の煩雑化、費用の増加などが見込まれることから、農業者は安心して作付できる環境を整えること。

2、主要農作物種子法において機能していた、都道府県における地域の特性を生かした種子の研究・開発などを、今までどおり国などの公的機関が責任を持って進めるよう、従来行っている地方財政措置を改正案に盛り込むこと。

3、外資系企業における地域ブランドなどの優良な国産農産物の種子の海外流出を防止するための万全な対策、制度を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日、北海道空知郡上富良野町議会議員、村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を



終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、発議案第4号種苗法改正案の慎重な審議を求める意見については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第23 閉会中の継続調査  
申出について

○議長(村上和子君) 日程第23 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉 会 宣 告

○議長(村上和子君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和2年第3回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 6時07分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和2年9月17日

上富良野町議会議長 村上和子

署名議員 中瀬実

署名議員 金子益三